

地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）

策定マニュアル

参考資料

地方公共団体における施策事例

施策における具体的事例

平成 21 年 6 月現在

地方公共団体が、地方公共団体実行計画を立案する際等に参考となる、内外の施策の事例集を作成しました。

この事例集は、その時点の最新の情報等に基づき、適宜見直すこととしています。

なお、この事例集に掲載している事例は、関連施策との連携を図る観点で、必ずしも地球温暖化対策を直接の目的にしているものの、温室効果ガスの排出抑制等に効果があると考えられるものについても、幅広く掲載しています。

施策一覧（事例目次）

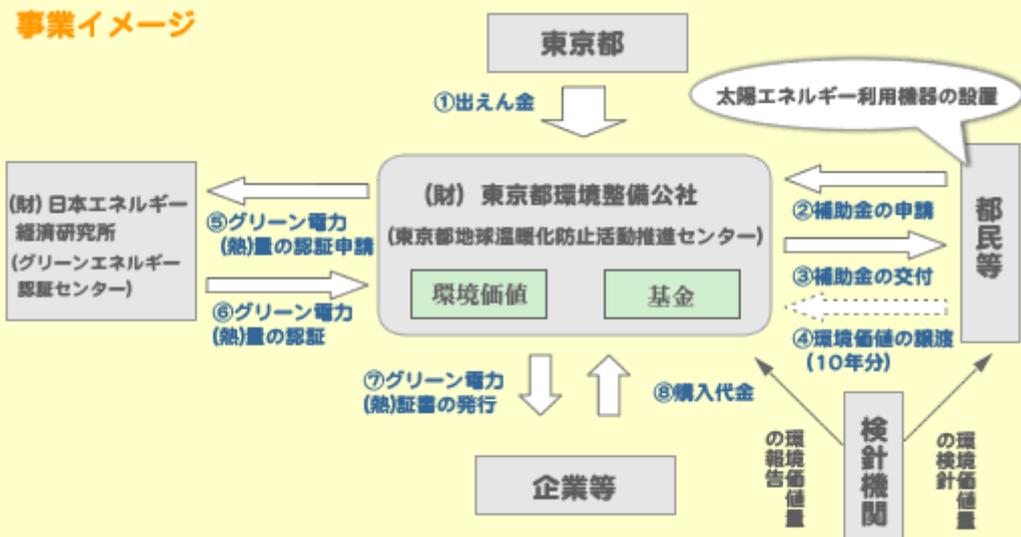
「太陽光、風力その他の自然エネルギー導入の促進」に関する施策事例	6
1. (家庭) 太陽エネルギー利用拡大連携プロジェクト (東京都)	6
2. (家庭) 太陽光発電設置促進滋賀モデル推進事業 (滋賀県)	8
3. (家庭) グリーン電力活用促進モデル事業 (愛知県)	9
4. (家庭、業務、産業、エネルギー転換) 松山サンシャインプロジェクト (松山市)	10
5. (家庭、業務、運輸) 新潟県版カーボン・オフセットモデル事業 (新潟県)	11
6. (家庭、業務) 京都エコポイントモデル事業 (京都府)	12
7. (家庭、業務) 再生可能エネルギー (熱) の普及 (スペイン・バルセロナ)	13
8. (業務) 防災の観点から県立高等学校に太陽光発電等を導入 (埼玉県)	14
9. (業務) 公共施設の屋根使用 (飯田市)	15
10. (エネルギー転換) 再生可能エネルギー計画書 (長野県)	16
11. (エネルギー転換) 横浜市風力発電事業ハマウイング (横浜市)	17
12. (エネルギー転換) 法定外目的税の活用 (ドイツ・アーヘン)	18
13. (エネルギー転換) 横浜型グリーン電力入札制度 (横浜市)	19
「事業者、住民による温室効果ガスの排出抑制等の活動の促進」に関する施策事例	20
14. (家庭、業務) マンション環境性能の説明 (東京都)	20
15. (家庭、業務、運輸) NPOバンク (北海道)	22
16. (家庭) 山形の家づくり利子補給制度 県産材使用住宅 (省エネ型) (山形県)	23
17. (家庭、業務) CASBEE あいち (愛知県)	24
18. (家庭、業務) 省エネ機器性能表示 (東京都)	25
19. (家庭) 市営住宅のエコハウス化 (水俣市)	26
20. (家庭) 燃費節約運転術「エコトレーニング」(福井県)	27
21. (業務、産業) 温暖化の防止等に関する条例に係る「温暖化対策指針」(大阪府)	28
22. (業務、産業、廃棄物) 温暖化防止届出制度 (兵庫県)	29
23. (業務、産業) 中小規模事業所向総量削減対策 (東京都)	30
24. (業務、産業) 環境負荷低減計画 (彩の国エコアップ宣言) (埼玉県)	31
25. (業務) 建築物対策計画書 (埼玉県)	32
26. (業務) 建築物環境計画書制度 (東京都)	33
27. (業務) 自動販売機の CO2 排出抑制計画 (長野県)	34
28. (業務、産業) 中小企業向「温暖化対策推進企業支援資金」(大田区)	35
29. (業務) 焼却施設における ESCO 事業 (三鷹市)	36
30. (業務、産業) 大規模事業所に対する総量削減の義務化 (東京都)	37
31. (業務、運輸) 低燃費車の導入 (埼玉県)	38
32. (業務、産業) 専門家登録・派遣制度 (栃木県)	39

33.	(業務、産業) 省エネルギー診断 (長野県)	40
34.	(業務、産業) 無料省エネ診断 (北九州市)	41
35.	(業務、産業) エコ事業所認定制度 (名古屋市)	42
36.	(産業) 先端産業創出支援制度「イノベート川崎」(川崎市)	43
37.	(運輸) 低公害車購入助成金制度 (北九州市)	44
38.	(運輸) アイドリングストップ規制 (東京都)	45
39.	(運輸) 駐車場でのアイドリングストップ規制 (愛知県)	46
40.	(運輸) 自動車販売時の説明 (京都府)	47
41.	(フロン等対策) フロン類の排出抑制 (東京都)	48
「公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善」に関する施策事例		49
土地利用と交通		49
42.	(家庭) エコファミリー制度 (神戸市)	49
43.	(家庭、運輸) カーフリー・低炭素団地の形成 (ドイツ・フライブルグ市)	50
44.	(運輸) 自動車通勤者対策 (静岡県)	52
45.	(運輸) 大規模集客施設における自動車対策 (埼玉県)	53
46.	(運輸) 運行本数の増加等の鉄道活性化 (富山市)	54
47.	(運輸) 自転車通勤の推進 (名古屋市)	56
48.	(運輸) 幹線道路沿道の土地利用の適正化 (鶴岡市)	57
49.	(運輸) 大規模集客施設の立地の適正化 (福島県)	58
50.	(運輸) 商業施設の駐車場を活用したパークアンドライド (仙台市)	59
51.	(運輸) 公共交通を基軸としたまちづくり (富山市)	60
52.	(運輸) コンパクトシティ形成 (青森市)	61
53.	(運輸) 自転車を活用した公共交通の利用促進 (パリ、オスロ、バルセロナ)	62
街区・地区単位の対策		63
54.	(家庭、業務、産業、運輸、エネルギー転換) 再開発時の取組み (スウェーデン・マルメ)	63
55.	(家庭、業務、運輸、エネルギー転換) タウンエコエネルギーシステムの構築 (飯田市)	64
56.	(家庭、業務、廃棄物) 下水熱の地域供給 (東京都)	66
57.	(家庭、業務) 温暖化対策促進地域の指定と都市計画との連携 (千代田区)	68
58.	(家庭、業務) 小倉北区城野地区低炭素先進モデル街区の形成 (北九州市)	69
59.	(家庭、業務) 開発事業者等の配慮計画の策定・実施の義務化、CO ₂ アクションエリアの指定等 (柏市)	70
60.	(家庭、運輸) 低炭素型住宅団地の形成 (摂津市)	72
61.	(業務) 既存建物間熱供給 (横浜市)	73
緑地の保全及び緑化の推進、熱環境の改善		75
62.	(家庭、業務) 流山グリーンチェーン戦略 (流山市)	75
63.	(家庭、業務) 風の道 (ドイツ・シュツットガルト市)	76
64.	(家庭、業務) 風の道 (東京都大丸有エリア)	77
65.	(家庭、業務) 緑のカーテン (板橋区)	78
66.	(業務、産業) 緑化計画書 (京都府)	79
67.	(業務) 建築物敷地・屋上の緑化 (大阪府)	80
「廃棄物等の発生の抑制の促進その他の循環型社会の形成」に関する施策事例		81
68.	(家庭、業務、廃棄物) グリーン購入制度 (北九州市)	81
69.	(家庭、業務) 環境配慮型店舗認定制度 (仙台市)	82
70.	(家庭) ごみ減量に向けた環境学習の推進 (川崎市)	83
71.	(家庭) グリーンコンシューマーの育成 (北九州市)	84
72.	(家庭、業務、産業、廃棄物) 地区内の資源循環 (川崎市)	85

73.	(家庭、廃棄物) リサイクル工房の運営 (神戸市)	86
74.	(業務、産業) 岐阜県リサイクル認定製品 (岐阜県)	87
75.	(業務) 下水道バイオガスの活用 (金沢市)	88
76.	(運輸、エネルギー転換) 下水道バイオガスの燃料利用 (神戸市)	89
77.	(エネルギー転換、廃棄物) 発電所への燃料供給 (東京都)	90
78.	(廃棄物) 産業廃棄物税の導入 (山口県)	91
79.	(廃棄物) ごみ処理有料化 (野田市)	92
80.	(廃棄物) 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度 (長崎県)	93
81.	(廃棄物) 県内事業者とレジ袋の削減協定 (石川県)	94
82.	(廃棄物) 資源集団回収活動の促進 (神戸市)	95
83.	(廃棄物) 家庭ごみ収集制度の見直し (北九州市)	96
84.	(廃棄物) 徹底した分別収集による減量化 (志布志市)	97
85.	(廃棄物) リユースカップ事業 (名古屋市)	98
86.	(廃棄物) 堆肥化～農業生産～地産地消 (茂木町)	99
87.	(廃棄物) 広域的な金属リサイクル拠点 (秋田県)	100

「太陽光、風力その他の自然エネルギー導入の促進」に関する施策事例

1. (家庭) 太陽エネルギー利用拡大連携プロジェクト (東京都)

東京都 (家庭) 太陽エネルギー利用拡大連携プロジェクト	
所管	東京都環境局 都市地球環境部 計画調整課
策定時期	2009(平成 21)年度事業開始
施策種別	補助金等
目的・意義	日本における太陽エネルギー市場の再生を図り、地球温暖化対策としての太陽エネルギーの利用拡大のため、2016(平成 28)年までに東京都内において 100 万 kW 相当の太陽エネルギーの導入を目指す。 また、太陽熱利用の環境価値を証書化することで太陽エネルギーの利用拡大を図る。
対象	太陽エネルギー利用機器を都内の住宅に新規に設置した方で、対象機器を所有している方 ※太陽光発電システム又は太陽熱利用機器が生み出す環境価値のうち、設置した住宅において使用された電気量又は熱量に相当する 10 年分の環境価値を東京都環境整備公社 (東京都地球温暖化防止活動推進センター) に譲渡することが条件
取組内容	<p>CO₂ を大量に排出する大都市の責務として、危険な気候変動レベルを回避すること、再生可能エネルギー拡大の世界的潮流の強化の観点からの取組み。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な目標設定 (2016 年までに、100 万 kW 相当の太陽エネルギーの利用拡大を目指す) ● 環境価値の譲渡 (太陽光発電設備 3kW につき 30 万円) ● 機器メーカー、ハウスメーカー、工務店、金融機関、エネルギー事業者、行政等が一体となった価格低減策の実施 <p>【事業期間】 2009(平成 21)年 4 月から 2 年間</p> <p>【補助対象機器及び補助額】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 太陽光発電システム・・・100,000 円/kW (2) 太陽熱利用システム A (グリーン熱証書の発行ができないもの) 太陽熱温水器・・・補助単価：9,000 円/m² ソーラーシステム・・・補助単価：16,500 円/m² (3) 太陽熱利用システム B (グリーン熱証書の発行ができるもの) ソーラーシステム・・・補助単価：33,000 円/m² <p>※標準的な場合、国や区市町村等の補助金との併給が可能</p> <p>譲渡された環境価値については、条例により総量削減義務が課された大規模事業所が、義務の履行のために購入することも想定。</p>
<p>事業イメージ</p> 	

対策・施策目標、指標	2016年までに、100万kW相当の太陽エネルギーの利用拡大を目指す。
備考	<p>【国の補助金制度】 住宅用太陽光発電システムの設置に関する補助制度 自ら居住する住宅にシステムを設置する個人で、電灯契約をしている方を対象に、太陽電池モジュールの公称最大出力に対して70,000円/kWの補助。2009（平成21）年度の募集期間は2009（平成21）年4月1日から2010（平成22）年1月29日</p>

出典・参考文献：

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kikaku/solar/index.html>

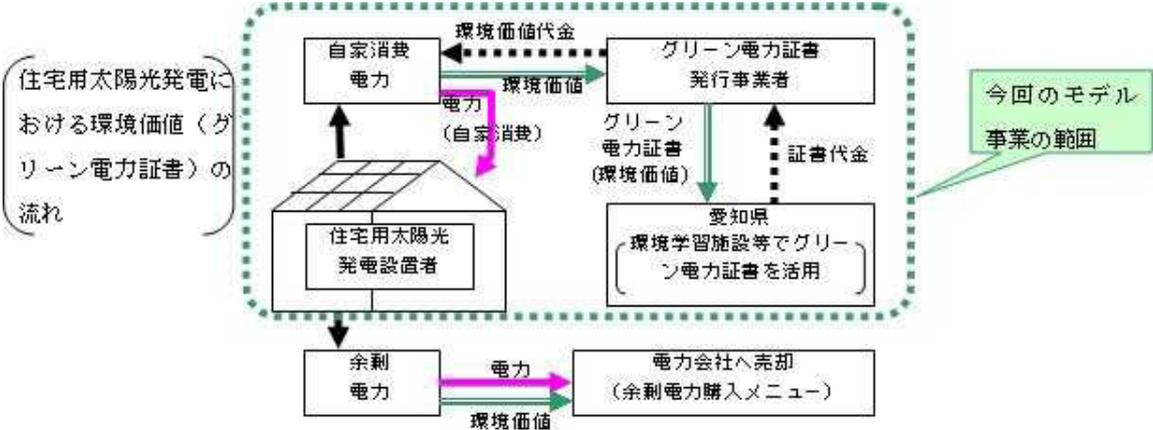
2. (家庭) 太陽光発電設置促進滋賀モデル推進事業 (滋賀県)

滋賀県 (家庭) 太陽光発電設置促進滋賀モデル推進事業																															
所管	滋賀県琵琶湖環境部環境政策課温暖化対策室 (財) 淡海環境保全財団滋賀モデル係																														
策定時期	2005(平成17)年4月事業開始																														
施策種別	補助金																														
目的・意義	地球温暖化対策として新エネルギーの導入の促進																														
対象	(1) 2005(平成17)年4月1日以降に、電気事業者と太陽光発電設備の設置を伴った電力供給契約を新たに締結した個人(ただし、電気事業者との電力供給契約締結日から2ヶ月以内の「参加登録」が必要)(平成19年度末をもって新規の参加登録申込の受付は終了) (2) 太陽光発電の設置場所は県内であって、太陽光発電設備の最大出力が10kW未満のもの																														
取組内容	<p>太陽光発電設備を設置し節電行為をもとに余剰電力の売電を通じた温室効果ガスの削減を行う個人に対して、助成金(交付金)を交付。なお、新規の募集は、2008(平成20)年度末で終了したが、助成金(交付金)の対象となる余剰電力量は2010(平成22)年12月分まで。</p> <p>【交付金の算定】 参加登録された個人の方が電気事業者に余剰電力を売電した量に応じて、一定額を交付。その単価は下記の通り。 1年目: 10円/kWh以内 2年目: 7円/kWh以内 3年目: 5円/kWh以内</p> <p style="text-align: center;">平成21年度の事業スキーム</p>																														
適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>交付対象</th> <th>交付件数(実績)</th> <th>補助額</th> <th>支払対象電力量</th> <th>平均余剰電力量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度</td> <td>584件</td> <td>544件</td> <td>4,142,850円</td> <td>414,285kWh</td> <td>2,750kWh</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>1,311件</td> <td>1,213件</td> <td>17,411,964円</td> <td>1,862,726kWh</td> <td>2,493kWh</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>1,847件</td> <td>1,466件</td> <td>24,519,766円</td> <td>2,964,414kWh</td> <td>1,896kWh</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>2,057件</td> <td>1,649件</td> <td>24,060,997円</td> <td>3,469,272kWh</td> <td>2,103kWh</td> </tr> </tbody> </table>		交付対象	交付件数(実績)	補助額	支払対象電力量	平均余剰電力量	平成17年度	584件	544件	4,142,850円	414,285kWh	2,750kWh	平成18年度	1,311件	1,213件	17,411,964円	1,862,726kWh	2,493kWh	平成19年度	1,847件	1,466件	24,519,766円	2,964,414kWh	1,896kWh	平成20年度	2,057件	1,649件	24,060,997円	3,469,272kWh	2,103kWh
	交付対象	交付件数(実績)	補助額	支払対象電力量	平均余剰電力量																										
平成17年度	584件	544件	4,142,850円	414,285kWh	2,750kWh																										
平成18年度	1,311件	1,213件	17,411,964円	1,862,726kWh	2,493kWh																										
平成19年度	1,847件	1,466件	24,519,766円	2,964,414kWh	1,896kWh																										
平成20年度	2,057件	1,649件	24,060,997円	3,469,272kWh	2,103kWh																										
備考	2008(平成20)年3月31日で新規参加登録申込の受付は終了。																														

出典・参考文献: 滋賀県資料

<http://www.pref.shiga.jp/d/new-energy/renewables/19fypvshigamodel.html>

3. (家庭) グリーン電力活用促進モデル事業 (愛知県)

愛知県 (家庭) グリーン電力活用促進モデル事業	
所管	愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室 特定非営利活動法人太陽光発電所ネットワーク (略称: PVネット) 中部地域交流会
策定時期	2008(平成 20)年 6 月
施策種別	補助金等
目的・意義	住宅用太陽光発電施設への支援と、グリーン電力証書の活用促進
対象	(2008(平成 20)年度) (1) 2008(平成 20)年 4 月から 12 月までに住宅用・最大出力 10kW 未満の太陽光発電設備を設置し、自ら電力会社と電灯契約を締結できる方。 (2) 設置費補助制度を持たない市町村に設置されるもの (対象となる地域は 30 市町村)。 (3) 個人住宅であって、第三者が所有の場合は所有者から設置の承諾を得ていること。
取組内容	住宅用太陽光発電の環境価値をグリーン電力証書として愛知県が購入。設置費補助制度を持たない市町村に限定。買取り価格 20 円/1kWh。 <環境価値の購入> (1) 購入期間: 発電開始後 1 年間 (予定) (2) 購入単価: 1 kWh 当たり 20 円 (3) 購入環境価値量: 発電能力 1 kW 当たり 500kWh, 1 施設当たり 2,000kWh を上限とする。但し、自家消費電力分に係る環境価値のみとする。 (自家消費電力量計が必要) 
適用実績	2008(平成 20)年度補助件数 125 件
備考	

出典・参考文献: PV ネット中部地域交流会資料

<http://www.greenenergy.jp/guide/pdf/aichi-boshu.pdf>

4. (家庭、業務、産業、エネルギー転換) 松山サンシャインプロジェクト (松山市)

松山市 (家庭、業務、産業、エネルギー転換) 松山サンシャインプロジェクト	
所管	松山市環境部環境事業推進課地球温暖化対策担当
策定時期	2008(平成 20)年 1 月
施策種別	補助金、普及啓発
目的・意義	年間日照時間が 2,055 時間と全国平均を 200 時間程上回る本市の豊富な日射量を活かし、太陽光発電システムの普及とソーラー関連産業の集積・拡大を図る「松山サンシャインプロジェクト」を推進し、市民と企業、行政が協力し、「脱・温暖化」と「産業創出」の実現を目指したまちづくりを展開。(2008(平成 20)年 1 月～)
対象	市民・事業者
取組内容	<p>1. 公共施設ソーラー発電倍増計画 市有施設に太陽光発電システムを積極的に導入、2016(平成 28)年度までに 650kW を目指す。</p> <p>2. 住宅・オフィス ソーラー発電導入促進計画 住宅用又は事業者用太陽光発電システムの導入を拡大し、2012(平成 24)年度までに 15,100kW を目指す。導入支援策として、2000(平成 12)年度から全国でもトップクラスの補助制度を展開。(2008(平成 20)年度は 1kW 当たり 8 万円、上限 40 万円、10kW 以上の場合は一律 100 万円の補助)</p> <p>3. グリーン電力証書活用モデル事業 (2009(平成 20)年度新規事業) 太陽光発電分野におけるグリーン電力証書発行事業者としての認定を全国の自治体で初めて取得。2009(平成 21)年度から市民・事業者・行政の協働による地産地消モデル事業を実施することで、本市における取引価格や需給バランス等の市場性を検証する。</p> <p>4. ソーラー関連産業の集積・拡大支援 世界シェア 4 割を占める太陽電池関連の生産工場の誘致等拡大支援や、その他のソーラー関連業界の活性化を支援。</p> <p>5. 太陽エネルギー活用ビジネス創出 全国から太陽エネルギーを活用したビジネスを募集し、優れたものには事業展開の支援を行う。</p> <p>6. 環境経済国際交流 松山独自の環境住宅評価基準の構築や、ソーラー・環境住宅の情報発信中核施設の設立などの研究を産学官で連携し行う。</p> <p>7. メッセ・まつやま 本プロジェクトを啓発するためのイベント。</p> <p>8. サンシャインレース松山 (2009(平成 21)年度新規事業) 太陽光発電をはじめとする新エネルギーの普及啓発を目的に、日本初のソーラーラジコンカーの耐久レースを行う。</p>
適用実績	<p>1 について：22 施設、366.8kW</p> <p>2 について：約 10,000kW (2009(平成 21)年 1 月末時点)</p> <p>4 について：新工場誘致。(2008(平成 20)年 8 月・2009(平成 21)年 4 月稼動、投資額 30 億円、新規雇用 100 名)</p> <p>5 について：「太陽光発電不法投棄監視システムの開発」「壁面緑化を用いた環境広告事業」「太陽電池で発電・充電する進化型模型エコカー」の 3 事業を支援。</p> <p>6 ついて：姉妹都市であり、環境首都と呼ばれるフライブルク市において、自然エネルギーをテーマにビジネス交流を実施。</p> <p>7 について：大学や NPO の環境活動を紹介、ソーラー関連企業の展示紹介、電気自動車試乗会等を実施。</p>
備考	

出典・参考文献：
松山市役所提供資料

5. (家庭、業務、運輸)新潟県版カーボン・オフセットモデル事業(新潟県)

新潟県 (家庭、業務、運輸)新潟県版カーボン・オフセットモデル事業	
所管	新潟県環境企画課地球環境対策室
策定期間	2008(平成20)年6月
施策種別	制度(認証)
目的・意義	新潟県の家庭部門や業務部門からの温室効果ガス排出量は大幅に増加していることから、県民や事業者に対して地球温暖化防止行動の実践的な取組の機会を提供することで温室効果ガスを削減することを目的とする。
対象	県民、事業者
取組内容	<p>「新潟県カーボン・オフセット制度」に基づくモデル事業を佐渡市で実施。有料レジ袋、貸切タクシー、イベントなどで発生するCO₂をオフセット。オフセット料金は、森林整備事業に提供され、トキの生息環境となる森づくりに活用。県が現地調査等を実施し、森林での二酸化炭素吸収量や取組内容等について確認し、認証。</p> <p>モデル事業では、県が現地調査等を実施し、森林での二酸化炭素吸収量や取組内容等について確認し、認証を行う。</p> <p>【オフセットの対象活動】</p> <p>(1) 商品使用、サービス利用型 商品の使用や廃棄、又はサービスの利用等に伴って排出される二酸化炭素。(例：貸し切りタクシーの走行に伴う二酸化炭素排出量)</p> <p>(2) 会議やイベント開催型 会議やイベントの開催に伴って排出されるCO₂。(例：イベント開催時の電気使用に伴うCO₂排出量)</p> <p>(3) 企業活動型 企業活動や、オフィス活動等により排出される二酸化炭素。(例：オフィスや工場での電気使用に伴う二酸化炭素排出量)</p>
適用実績	<p>参加事業者及び吸収源となる森林(2008(平成20)年12月1日時点)(順番は登録年月日順)</p> <p>(1) 株式会社ひらせいホームセンター (2) 株式会社パワーズフジミ (3) 株式会社コメリ (4) 株式会社ジェイエイ・エーコープ佐渡 (5) 社団法人佐渡観光協会 (6) アース・セレブレーション実行委員会 (7) アークランドサカモト株式会社 (8) 新潟交通佐渡株式会社 (9) 社団法人佐渡観光協会 (10) 株式会社 第一印刷所 (11) トキ放鳥記念式典実行委員会 (12) エコツーリズム実行委員会 (13) 株式会社 第一印刷所</p>
備考	モデル事業の取組を検証し、全県を対象とする県版カーボン・オフセット制度を構築し、全県への普及を図る。

出典・参考文献：

<http://www.pref.niigata.lg.jp/kankyokikaku/1215023488922.html>

6. (家庭、業務) 京都エコポイントモデル事業 (京都府)

京都府 (家庭、業務) 京都エコポイントモデル事業	
所管	京都府文化環境部地球温暖化対策課 京都環境行動促進協議会 (通称: 京都 CO ₂ 削減バンク)
策定時期	2008(平成 20)年 5 月設立
施策種別	制度 (認証、経済的インセンティブの付与)
目的・意義	家庭と企業の環境行動の促進を図り、もって地球温暖化防止に資することを目的
対象	2008(平成 20)年の 4 月以前から現在の京都府内の居住にお住まいの方で、インターネットを利用でき、誠実に省エネ・CO ₂ 排出削減に取り組んでいただける方
取組内容	<p>地域型エコアクションポイント事業。家庭の省エネによる削減量をエコポイントとして付与。府内の企業に削減クレジットとして販売し、企業の事業活動やイベント等に伴う CO₂排出量のカーボン・オフセット認証を行う。</p> <p>【京都エコポイントの付与条件】</p> <p>(1)省エネ分 電力・ガス会社から、本事業への参加世帯に係る電気・ガス使用量データの提供を受け、基準年度 (2007(平成 19)年度) の使用量よりも減少している場合には、当該減少量を CO₂削減量に換算し、当該削減量に応じた京都エコポイントを付与。</p> <p>(2)新エネ分 新エネルギー導入促進事業の適用を受ける者に対し、その者からの申請に基づき京都エコポイントを付与。 平成 21 年 3 月 1 日から平成 22 年 2 月 28 日までの間の設置についてはエコポイントの付与率を 5 倍に拡充。申請受付は、5 月より開始。</p>
適用実績	<p>【カーボンクレジット購入予定企業】 (2009(平成 21)年 3 月現在) 20 社</p> <p>(2) エコポイント拡充後の申請者数は、5 月現在約 30 件。</p>
備考	京都エコポイントモデル事業は、環境省のエコ・アクション・ポイントモデル事業 (全国型) と連携して実施

出典・参考文献:

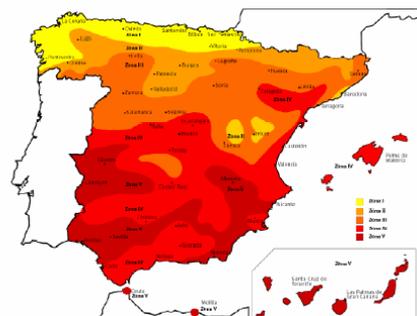
<http://www.k-co2bank.jp/index.htm>

7. (家庭、業務) 再生可能エネルギー (熱) の普及 (スペイン・バルセロナ)

スペイン・バルセロナ (家庭、業務) 再生可能エネルギー (熱) の普及	
所管	スペイン・バルセロナ市
策定時期	2000年
施策種別	導入義務、低利融資
目的・意義	再生可能エネルギーの導入目標(2010年に一次エネルギーの12%を再生可能エネルギーで賄う)を達成するため。
対象	新築建物、既存建物の改修時
取組内容	<p>スペイン・バルセロナ市では、2000年に欧州ではじめて建物の新築、改築時に温水需要の一定割合を太陽熱により供給することを義務づけた。これは「ソーラーオブリゲーション」と呼称され、以降太陽熱利用の割合が急増した。</p> <p>バルセロナ市での成功を受け、スペイン政府は、2006年建築基準法(CTE; Technical Building Code)を改定し、新築、既築建築物改修時に、温水利用に対して一定割合の太陽熱の利用を義務化した。</p> <p>導入量は「地域」「CTEで規定される給湯需要」「補助熱源の種類」などによって規定され、給湯需要割合の30%~70%まで幅をもたせている(ゾーンVは避寒リゾート地域で日照が豊富)。</p> <p>新築住宅への太陽熱温水機の設置の場合は、0.3%の優遇措置がある。</p> <p>既築対応として補助金制度があり、財源は連邦政府と地方公共団体が折半している。運営は地方公共団体であり、マドリッド市の場合で、太陽熱の補助金総額は250万€で、太陽熱温水システムの導入に当たっては1㎡当たり200€の補助がある(標準的なコストは700€/㎡)。</p>
適用実績	
備考	

Basic Exigency HE4: Minimal solar contribution to sanitary hot water

According to the climatic zone of Spain and the different levels of hot water demand, the minimum solar contribution ranges between 30 % and 70 %



出典・参考文献:

<http://www.estif.org/home/>

<http://www.asit-solar.com/presentaciones/ASIT-RESH%20Italy,%20Rome,%2025%20may%202007.pdf>

8. (業務) 防災の観点から県立高等学校に太陽光発電等を導入 (埼玉県)

埼玉県 (業務) 防災の観点から県立高等学校に率先導入	
所管	埼玉県環境生活部環境推進課・教育局財務課・住宅都市部設備課
策定時期	1995(平成7)年
施策種別	率先実行、関連施策との連携
目的・意義	災害時の防災拠点となる施設のライフラインの確保
対象	埼玉県立高校
取組内容	防災拠点となる施設への太陽光発電、太陽熱給湯器の積極的な導入。 地球温暖化防止や経済性以外の価値付けにより導入を促進。 非常時のエネルギー確保、通常時は校内消費と売電
適用実績	平成7～11年度の間県立高校150校のうち38校に防災拠点施設として太陽光発電等自然エネルギー設備を導入。 (1)太陽光発電設備 最大出力 30kW 総発電量 30kW×38校=1,140kW 蓄電池容量 1,000Ah×24校=24,000Ah (2)ソーラー給湯設備 最大集熱量 672MJ (パネル36枚) または 336MJ (パネル18枚) 総集熱量 672MJ×24校+336MJ×14校=20,832MJ (3)その他の防災設備 ① 非常用発電機 ② グランド照明 ③ 耐震性貯水槽 (地下埋設式) ④ 緊急遮断弁装置 (受水槽用) ⑤ 雨水利用施設 ⑥ 汚水貯留槽 ⑦ 備蓄倉庫 (150 m ²) (4)県民への啓発 防災拠点の高等学校には太陽光発電システムの説明パネルを設置、発電量等を表示して県民への新エネルギーに対する啓発を図っています。
備考	平成11年度 新エネ大賞 システム導入部門 通商産業大臣賞

出典・参考文献:

<http://www.nef.or.jp/award/kako/h11/00syo02.htm>

9. (業務) 公共施設の屋根使用 (飯田市)

飯田市 (業務) 公共施設の屋根使用	
所管	飯田市水道環境部地球温暖化対策課 飯田市教育委員会 飯田市保健福祉部子育て支援課等
策定時期	2005(平成 17)年 3 月発電事業開始
施策種別	許認可の運用、関連施策との連携
目的・意義	全国でも有数の日照時間を有効に活用し、自然エネルギー導入を推進するため。
対象	公共施設の屋根
取組内容	行政財産の目的外使用の許可。20 年間の使用許可、個別案件毎に対応。 太陽光発電システムにより発電された電力は各施設で消費され、余剰電力を売電。 2004 (平成 16)年度に環境省の「環境と経済の好循環のまちモデル事業」として選定された飯田市の事業を担う民間企業として、NPO 法人南信州おひさま進歩が母体となっておひさま進歩エネルギー (株) を設立、飯田市から公共施設の屋根を設置場所として無償で提供を受け、太陽光発電システムを設置。
適用実績	飯田市内の保育園、幼稚園、公民館など計 38 ヶ所 発電容量：最大出力で約 208kW(1 ヶ所に 5~10kW システム)
備考	発電電力量：年間約 23 万 kWh(予定)

出典・参考文献：

<http://www.iclei.org/documents/Japan/10-8.pdf>

<http://www.ohisama-energy.co.jp/report/ohisamamap.html>

10. (エネルギー転換) 再生可能エネルギー計画書 (長野県)

長野県 (エネルギー転換) 再生可能エネルギー計画書																	
所管	長野県環境部環境政策課																
策定時期	2006 (平成 18) 年 3 月施行																
施策種別	条例：長野県地球温暖化対策条例																
目的・意義	一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者に再生可能エネルギー計画書の提出を義務付けることにより再生可能エネルギーへの転換を推進する。																
対象	エネルギー供給事業者																
取組内容	<p>一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者は当該エネルギーを供給するため利用する再生可能エネルギー計画を定め知事に提出。</p> <p>なお、計画書には、以下の事項を定める。</p> <p>(1) エネルギーの供給量に対する再生可能エネルギー及び再生可能エネルギーを転換して得られるエネルギー供給量の割合の拡大に関し事業者が自ら定める目標</p> <p>(2) (1) の目標を達成するための基本方針及びその基本方針に基づき講ずる措置</p> <p>(3) (1)、(2) に掲げるもののほか、再生可能エネルギーに関する事項</p> <p>計画書を提出した事業者は、毎年度 7 月末日までに、再生可能エネルギー計画書により報告しなければならない。</p>																
適用実績	<p>2008(平成 20)年度については、県内 4 社が計画書を提出。</p> <p>エネルギー供給量に対する再生可能エネルギー等の供給量の割合の拡大に関する目標は以下のとおり</p> <table border="1" data-bbox="316 1025 1469 1227"> <thead> <tr> <th>企業名</th> <th>再生可能エネルギー利用量 (千 kWh)</th> <th>利用率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エネサーブ(株)</td> <td>2,278</td> <td>0.99</td> </tr> <tr> <td>諏訪エネルギーサービス(株)</td> <td>41</td> <td>0.64</td> </tr> <tr> <td>中部電力(株)</td> <td>4,350,000</td> <td>3.20</td> </tr> <tr> <td>丸紅(株)</td> <td>20,000</td> <td>6.50</td> </tr> </tbody> </table>		企業名	再生可能エネルギー利用量 (千 kWh)	利用率 (%)	エネサーブ(株)	2,278	0.99	諏訪エネルギーサービス(株)	41	0.64	中部電力(株)	4,350,000	3.20	丸紅(株)	20,000	6.50
企業名	再生可能エネルギー利用量 (千 kWh)	利用率 (%)															
エネサーブ(株)	2,278	0.99															
諏訪エネルギーサービス(株)	41	0.64															
中部電力(株)	4,350,000	3.20															
丸紅(株)	20,000	6.50															
備考																	

出典・参考文献：

<http://www.pref.nagano.jp/kankyo/kansei/ondan/jourei/naiyou/zigyousya/zigyousya.htm#9>

11. (エネルギー転換) 横浜市風力発電事業ハマウイング (横浜市)

横浜市 (エネルギー転換) 横浜市風力発電事業ハマウイング	
所管	地球温暖化対策事業本部
策定時期	2006(平成18)年10月工事着手
施策種別	基金
目的・意義	自然エネルギーの利用促進や地球温暖化対策、環境行動都市の実現に向けて市民一人ひとりが具体的な行動を起こす契機とすることを目的とする。
対象	横浜市民、企業
取組内容	<p>(1) 住民参加型市場公募債^{*1}「ハマ債風車(かざくるま)」の発行による市民参加、 (2) 「Y-グリーンパートナー(グリーン電力証書の活用等による、当該事業に対する協賛企業の総称)」、企業による事業協賛が大きな特徴</p> <p>【Y-グリーンパートナー】 横浜市に協賛金を支払う。 協賛金は一口100万円/年、協賛期間は10年間。</p>
適用実績	Y-グリーンパートナー(協賛企業)数15 2007(平成19)年度発電量:233万kWh (通常年度は年間約300万kWh、1,2年目は点検や初期トラブルを想定し、240万kWhを目標としている。)
備考	^{*1} :事業をある程度特定して発行する公募債で、年限・利率などの発行条件は、各自治体が個別に決定できる。

出典・参考文献:

<http://www.city.yokohama.jp/me/kankyou/ondan/furyoku/>

12. (エネルギー転換) 法定外目的税の活用 (ドイツ・アーヘン)

ドイツ・アーヘン (エネルギー転換) 法定外目的税の活用	
所管	アーヘン
策定時期	1995年
施策種別	条例：アーヘンモデル (1994年承認)
目的・意義	新エネルギー (太陽光と風力が対象) の買電価格を引き上げ長期間保障する。また、早く導入した者は、遅く導入した者より高値で売電できる。設置者にとっての設備コストに見合う売電価格の補償が基本
対象	アーヘン市の全住民、事業所
取組内容	<p>1995年、ドイツのアーヘン市 (人口26万) は、条例により電気事業者に対し自然エネルギーによる電気を通常の電気料金に比較して高額な固定価格での長期の買取を義務化。買取のための財源は、市内の電気料金を一律1%引き上げることで調達、社会コストで負担し公社の収支に影響させない仕組。年間250万マルクの規模。これによって太陽光発電1000キロワット、風力発電6000キロワットが設置可能となる。</p> <p>【1kW/h当たりの電力買い上げ価格】 (1) 太陽光発電：2マルク (140円、平均電力価格の10倍強) で20年保証。 (2) 風力：0.25～0.21マルク (18円、平均電力価格の約3割増) で15年保証。</p>
適用実績	<p>(1) 公社の電力買い上げ単価をPVの耐用年数期間にわたり一定の割高な単価 (1995年度は通常の10倍の¥140) に設定することで、元利返済額のほぼ100%を発電事業世帯が売電収入で賄えることを保証し、クリーン発電設備の普及を促した。</p> <p>(2) 環境保全を促す政策の促進に必要な電力買い上げ財源を[市の一般財源]からの助成ではなく[市民による直接助成金]に頼った。 即ち、財源は市民 (個人・法人) が普及を意図する設備と競合する財・サービス (つまり化石燃料発電のこと) の利用量に比例して利用額の1%を徴収。</p> <p>(3) 人口約26万人 (約13万世帯) のうち、電力買い上げ助成の対象になる年間住宅数357世帯 (1994年時点) は全体のわずか0.26%にすぎなかったが、「電力料金の1%上乗せを市民全体で負担する」という市民の合意形成を達成できた。 環境によい事 ⇒ 自分に直接的利益をもたらさなくても「負担」をいとわないという個人・法人が大多数を占めた。</p> <p>(4) ある1つの世帯からの買電価格は想定される設備の価格、耐用年数、その間の発電量等によって算定される。よって設備の購入価格をより安く、実際の耐用年数をより長く、自家消費分を抑え売電量を増やし、発電設備稼働率を高くするほど設備運営者が得をする仕組みにしている。これによって設備運営者のやる気を引き出している。</p> <p>(5) 毎年の新規助成枠決定においては、設備価格の低下、発電効率の向上を見込んだ買い上げ電力価格を低めに設定するので、設備メーカー、販売業者に対し自社製品を顧客に選択してもらうための技術革新、価格競争を促進し発電コストの低減を促す効果を生む。</p> <p>(6) 前項の施策によって同一助成金総額において助成対象になる世帯数を年々増やすことができる。</p> <p>(7) アーヘン市内において自然エネルギー発電設備に対する新規需要を生み出し新規の雇用と所得の創出に成功した。</p>
備考	

出典・参考文献：

<http://www.genenergy.jp/germany/aachen-model.html>

13. (エネルギー転換) 横浜型グリーン電力入札制度 (横浜市)

横浜市 (エネルギー転換) 横浜型グリーン電力入札制度	
所管	横浜市地球温暖化対策事業本部地球温暖化対策課
策定時期	2006(平成 18)年度導入
施策種別	率先実行 (電力入札条件の見直し) 「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」
目的・意義	2000(平成 12)年の電気事業法改正により一般電気事業者だけでなく特定規模電気事業者 (P P S) による供給が可能となったが、電気事業者により発電に伴う CO ₂ 排出係数や新エネルギーによる発電量などに差異がある。そこで、温暖化対策を進めていくために、横浜市の電力需給契約に関する入札に、発電に伴う環境負荷を可能な限り低減し、電力使用に伴う排出量削減の取組につながるような環境条件を設定することで、電気事業者に対して、環境に配慮した電力供給を行う方向に誘導することを目的とする。
対象	一般電気事業者及び特定規模電気事業者
取組内容	電気事業者の「CO ₂ 排出係数」、「新エネルギー等の導入状況」、「未利用エネルギーによる発電量割合」、「環境貢献度」の 4 つを環境条件として設定、得点化し、市の入札の条件等にする。 (1) 50 点以上：本市の全ての電力入札に参加する資格を得ます。 指名競争入札における業者指名の選考基準としても活用します。 (2) 50 点未満：電気事業者の一層の環境配慮の努力を促します。 報告書を提出していただいた電気事業者のランクは公表する。
適用実績	2007(平成 19)年度：7 社 (うち、A6 社、B1 社) 2008(平成 20)年度：4 社 (うち、A3 社、A マイナス 1 社)
備考	

出典・参考文献：

<http://www.city.yokohama.jp/me/kankyau/ondan/denryoku/>

<http://www.city.yokohama.jp/ne/news/press/200611/images/phpPIwapQ.pdf>

「事業者、住民による温室効果ガスの排出抑制等の活動の促進」に関する施策事例

14. (家庭、業務) マンション環境性能の説明 (東京都)

東京都 (家庭、業務) マンション環境性能の説明							
所管	東京都環境局都市地球環境部環境配慮事業課						
策定時期	2001 (平成 13) 年 4 月施行						
施策種別	条例：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (施行：2001(平成 13)年 4 月)						
目的・意義	大規模な新築等のマンションの建築主は、東京都に建築物環境計画書を提出し、環境配慮に取り組むことが義務付けられている。マンション環境性能表示は、こうした建築主の環境配慮の取組について以下の点について促すねらいがある。 (1) マンションを購入しようとする人に情報を提供し、環境に配慮したマンションを選択しやすいようにする。 (2) 環境に配慮したマンションが市場で評価されるしくみをつくる。 (3) マンション建築主の自主的な環境配慮の取組を促す。 これにより、家庭部門の温暖化対策を推進することを目的とする。						
対象	東京都に建築物環境計画書を提出した延床面積 10,000 m ² 超の新築又は増築の分譲マンション。概ねの住戸数 100 戸以上のマンションが対象。 延床面積 10,000 m ² 超の複合用途の建築物の場合は、住宅用途の延床面積 2,000 m ² 以上が対象。						
取組内容	<p>(1) 4 つの表示項目に関する評価方法 大規模な新築マンションの建築主が提出する建築物環境計画書における評価に基づき、星印 (★) で 3 段階評価を行う。</p> <p>(2) 広告等への表示方法等</p> <p>① 広告等の見やすい場所に 1 箇所以上表示 ② 評価の段階を表す星印は、左から順に記載する。 ③ 同一敷地に複数のマンションがあり、かつ、評価が同じ場合は、表示はひとつとすることができる。 ④ 色は、次の通りとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>区分</td> <td>色 (4 色分解法による色指定)</td> </tr> <tr> <td>マンション環境性能表示の項目名の網掛け部分</td> <td>若草 (Cyan : 15%、Yellow : 20%)</td> </tr> <tr> <td>その他の部分</td> <td>黄緑 (Cyan : 65%、Magenta : 5%、Yellow : 100%)</td> </tr> </table> <p>(3) マンション環境性能表示の標章 (ラベル) の様式</p> 	区分	色 (4 色分解法による色指定)	マンション環境性能表示の項目名の網掛け部分	若草 (Cyan : 15%、Yellow : 20%)	その他の部分	黄緑 (Cyan : 65%、Magenta : 5%、Yellow : 100%)
区分	色 (4 色分解法による色指定)						
マンション環境性能表示の項目名の網掛け部分	若草 (Cyan : 15%、Yellow : 20%)						
その他の部分	黄緑 (Cyan : 65%、Magenta : 5%、Yellow : 100%)						

環境性能に関する4項目を3段階(★～★★★)で評価

- ★・・・建物に関する法令等が求める水準
- ★★・・・上記よりも環境配慮が上回る水準
- ★★★・・・環境配慮が最も優れた水準

東京都建築物環境配慮指針別表1(住宅用途)			マンション環境性能表示		
分野	区分		評価段階	項目名	評価及び表示
エネルギーの使用の合理化	建築物の熱負荷低減	建築物の形状・配置、外壁・屋根の断熱、窓部の熱負荷の低減	1	建物の断熱性	★
			2		★★
			3		★★★
	省エネルギーシステム	設備システムの省エネルギー	1	設備の省エネ性	★
			2		★★
			3		★★★
資源の適正利用	長寿命化等	維持管理、更新、改修、用途の変更等の自由度確保	2	建物の長寿命化	段階2(1点)、段階3(2点)の合計点による0点(★)、1点及び2点(★★)、3点以上(★★★)
		躯体の劣化対策	3		
			2		
自然環境の保全	緑化	緑の量の確保	2	みどり	段階2(1点)段階3(2点)の合計点による0点(★)1点及び2点(★★)3点以上(★★★)
			3		
		緑の質の確保及び生態系への配慮	2		
			3		

適用実績	計画書の提出件数 2005(平成17)年度 1件 2006(平成18)年度 28件 2007(平成19)年度 64件 2008(平成20)年度 43件
備考	類似する規制がある地方公共団体：神奈川県

出典・参考文献：東京都資料

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/building/eco/index.html>

15. (家庭、業務、運輸) NPOバンク (北海道)

北海道 (家庭、業務、運輸) NPOバンク	
所管	北海道 NPOバンク、NPOバンク事業組合
策定時期	2002(平成 14)年
施策種別	低利融資
目的・意義	出資を募る NPOバンク事業組合と、NPO などの市民活動団体に融資
対象	次の全てに該当していること 1. NPOバンク事業組合員であること (1万円以上出資すれば、誰でも組合員になれる) 2. NPO団体またはワーカーズ・コレクティブであること (法人格の有無は問わない) 3. 事業目的に社会性があること
取組内容	(1)北海道民による道民のための市民活動を相互に支援する金融システムで、趣旨に賛同してくれた市民活動団体はもちろんのこと、市民の方々や企業又は行政等からも出資をしていただき、地域の課題解決や地域資源の活用などに積極的に取り組む NPO などの市民活動団体に融資を通じて支援する。 (2)行政及び個人・団体からの出資を社会的事業 (自転車利用やエコツーリズムなどの環境保全事業等) に低利融資。 (3)NPO サポートセンターと連携し、経営面のアドバイスも実施
適用実績	融資状況 (2007(平成 19)年 6 月末現在) (1)一般融資 2006(平成 18)年 9 月 4 団体 2006(平成 18)年 12 月 5 団体 2007(平成 19)年 3 月 10 団体 2007(平成 19)年 6 月 4 団体 (2)出世払いローン「支払い猶予型ローン」 2 団体 (3)人づくりローン「人材育成資金ローン」 1 団体
備考	NPOバンクは、サポーターからの出資を受ける NPOバンク事業組合と、NPO などの市民活動団体に融資する NPO 法人 (特定非営利活動法人) 北海道 NPOバンクにより構成される。

出典・参考文献：

http://npo-hokkaido.org/bank_hp/index.htm

<http://npobank.dosanko.org/>

16. (家庭) 山形の家づくり利子補給制度 県産材使用住宅 (省エネ型) (山形県)

山形県 (家庭) 山形の家づくり利子補給制度 県産材使用住宅 (省エネ型)	
所管	山形県土木部建築住宅課
策定時期	2002(平成 14)年度 (省エネ型は 2008(平成 20)年度)
施策種別	利子補給
目的・意義	持家取得促進、県産材の利用促進、地球温暖化対策等
対象	県内に、自ら居住するための住宅を新築する者、または、新築の分譲住宅を購入する者
取組内容	<p>「県産材使用住宅 (省エネ型)」の新築に対して、山形県が、住宅ローンの金利の一部を負担 (利子補給)。</p> <p><対象住宅> 県産材使用住宅 (省エネ型) / 県産材を材積比 70%以上使用し、耐久性基準と一定の省エネルギー基準を満足し、高効率給湯器を有する住宅</p> <p><建築条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 在来工法木造住宅の耐久性基準に適合すること ● 山形県内で伐採かつ製材された木材 (集成材、積層材は対象外) を軸組・小屋組の構造材に材積比 70%以上使用すること ● 一定の省エネルギー基準*を満足すること ● 資源エネルギー庁の高効率給湯器導入支援事業の対象となる高効率給湯器を設置すること <p>*「エネルギーの利用の合理化に関する法律」の 1992(平成 4)年の通産省・建設省告示「新省エネルギー基準」以上又は「住宅性能表示制度」の「省エネルギー対策等級 3」以上 (平成 11 年告示の「次世代省エネ基準」や「省エネルギー対策等級 4」の省エネルギー基準を含む。)</p>
適用実績	2009(平成 21)年度第 1 回募集期間の募集戸数は、100 戸であったが、募集戸数に達した。2009(平成 21)年度については、第 2 回募集 6 月～7 月に 50 戸、第 3 回募集 9 月～10 月に 50 戸を募集する予定。
備考	

出典・参考文献：山形県資料

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/doboku/180001/publicfolder200602155612475437/publicfolder200807245628373840/45aaaaec.pdf>

17. (家庭、業務) CASBEE あいち (愛知県)

愛知県 (家庭、業務) CASBEE あいち [戸建]	
所管	愛知県建設部建築担当局住宅計画課
策定時期	2009(平成 21)年 10 月頃の制度運用開始を目指す
施策種別	見える化・普及啓発
目的・意義	全国版 CASBEE を基本に愛知県独自の評価基準を加えるとともに、また愛知県における環境配慮重点項目の評価結果も表示できるようにするなど、愛知県の地域特性や関連する条例等諸制度を踏まえて開発。
対象	一般建築物、戸建住宅
取組内容	「CASBEE あいち」は、全国版 CASBEE を基本に次の「愛知県独自の評価基準」及び「愛知県の環境配慮重点項目」を加えて編集している。 (1) 愛知県独自の評価基準 人にやさしい街づくりの推進に関する条例等に基づく基準設定やあいくる認定材(リサイクル資材)・地域性のある資材などの使用等を基準に付加。 (2) 愛知県の環境配慮重点項目 「地球温暖化への配慮」、「資源の有効活用」、「敷地内の緑化」、「地域材の活用」の4つの重点項目からも別途評価。さらには、一般建築物を評価する「CASBEE あいち」とともに、全国で初めて戸建住宅を評価する「CASBEE あいち[戸建]」も開発。
適用実績	2009(平成 21)年 10 月から運用開始予定。
備考	一定規模超の建築物の新築等に対し、CASBEE あいちを用いて評価した計画書の提出制度を導入予定。

出典・参考文献：

<http://www.pref.aichi.jp/0000021889.html>

18. (家庭、業務) 省エネ機器性能表示 (東京都)

東京都 (家庭、業務) 省エネ機器性能表示	
所管	東京都環境局都市地球環境部環境配慮事業課
策定時期	2001 (平成 13) 年 4 月施行
施策種別	条例：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
目的・意義	販売店で、家電製品の省エネ性能の違いが一目でわかる省エネラベルを表示することで、消費者の省エネ意識を喚起。 消費者の省エネ型家電製品に対する選択を促し、省エネ製品の普及拡大と技術開発を促進。
対象	販売店において特定家庭用機器 (エアコン・電気冷蔵庫・テレビ) ごとに 5 台以上陳列して販売する家庭用電気機器等販売事業者 (以下「特定家庭用機器販売事業者」という。)
取組内容	<p>特定家庭用機器販売事業者は特定電気機器について、省エネルギー性能等を記載した書面を作成し、当該特定電気機器の見やすい位置に掲出しなければならない。具体的には以下のようなラベルを掲出する。</p> <p>(1) 省エネ性能を 5 段階で相対評価 省エネラベリング制度は、家電製品の省エネ性能を相対評価し、最も優れた省エネ性能を有する製品から順に、☆☆☆☆☆～☆の 5 段階で示して、省エネ性能の違いが一目でわかるようにするもの。</p> <p>(2) 1 年間の電気代 (目安) を表示 一般に省エネ性能の優れた製品は、それ以外の製品しかし製品を選択する際には、製品価格だけでなく、製品使用時の電気代 などランニングコストを含め、総合的に考えることが重要。そこで、省エネラベルは、1 年間の電気代 (目安) を表示し、使用時のコストを考慮できるよう配慮。</p> <p>ラベルの掲出を行っていない場合、知事は、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。また、勧告に従わない場合は、その旨を公表することができる。</p>
適用実績	今までに勧告・公表の対象となった事例はない。 2009 (平成 21) 年度に都内各販売店の調査を行う予定。
備考	類似した制度がある地方公共団体：埼玉県、山梨県、長野県、静岡県、京都府、鳥取県等



出典・参考文献：東京都資料

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sgw/label/index.html>

19. (家庭) 市営住宅のエコハウス化 (水俣市)

水俣市 (家庭) 市営住宅のエコハウス化	
所管	水俣市環境モデル都市推進課
策定時期	2009(平成 21)年 4 月計画策定
施策種別	環境モデル都市行動計画 率先実行、関連施策との連携
目的・意義	老朽化した市営住宅の建替えを行う際に、健康で文化的な住みよい集合住宅であると同時に、省エネや新エネ設備等を複合的に可能な限り導入し、公営住宅のエコハウス化を行うことで従来の集合住宅のエネルギー使用を削減する。
対象	昭和 25 年から 36 年の間に整備された老朽化した水俣市営牧ノ内団地 (85 戸)
取組内容	太陽光発電や地中熱ヒートポンプ、パッシブ技術等を活用した公営住宅は光熱費が極力抑えられることから、優良な低所得者に対する住宅保障政策としても成り立つ。
適用実績	2010(平成 22)年：事業着手 2013(平成 25)年：建替え工事
備考	

出典・参考文献：

http://www.minamatacity.jp/jpn/kankyo_etc/kankyoku_model_toshi/dl_action_plan.pdf

20. (家庭) 燃費節約運転術「エコトレーニング」(福井県)

福井県 (家庭) 燃費節約運転術「エコトレーニング」	
所管	福井県
策定期	協定締結：2007(平成19)年6月18日 講習：2008(平成20)年6月29日
施策種別	協定
目的・意義	<p>県では、市町、地球温暖化防止活動推進センター、事業所、各関係団体等と連携しながら、地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」を展開しており、「LOVE・アース・ふくい」の普及拡大と県内企業における地球環境貢献活動の促進を図ることを目的に、特色ある環境貢献活動に取り組む事業所と「環境協定」の締結を進めている。</p> <p>協定締結事業所の一つである(社)日本自動車連盟福井支部によるエコドライブの普及促進を目的とした「エコトレーニング」を実施した。</p> <p>「環境協定」締結事業所の率先事例を通じ、地球温暖化ストップ県民運動のさらなる拡大を図るとともに、県内事業所による環境貢献活動がさらに促進される。</p>
対象	一般県民
取組内容	<p>(1)燃費計を付けた実車(レンタカー等)を使って、燃費が良く、CO₂の排出を少しでも減らすエコドライブの講習。</p> <p>(2)エコドライブのための座学、実車を使った運転指導と燃費の計算</p>
	
適用実績	募集 15名
備考	

出典・参考文献：

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kankyoe/ecotore.html>

21. (業務、産業) 温暖化の防止等に関する条例に係る「温暖化対策指針」(大阪府)

大阪府 (業務、産業) 温暖化の防止等に関する条例に係る「温暖化対策指針」	
所管	大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室地球環境課温暖化対策グループ
策定時期	2006(平成18)年3月31日策定・2009(平成21)年3月31日改定
施策種別	条例：大阪府温暖化の防止等に関する条例(施行：2006(平成18)年4月1日)
目的・意義	エネルギーの多量消費事業者(＝温室効果ガスの排出量が多い事業者)を対象に、対策計画書や実績報告書の届出を義務付けるとともに、府が届出内容の概要を公表することにより、事業活動に伴う温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制を促進し、地球温暖化やヒートアイランド現象の防止・緩和を図る。
対象	以下の1から3に掲げる事業者(以下「特定事業者」という。) (1)産業・業務部門 府内において燃料並びに熱及び電気を合算したエネルギー使用量が、原油換算燃料等使用量で1,500k1/年以上の事業所を持つ事業者。 (2)運輸部門 府内に使用の本拠の位置を有する自動車(軽自動車、特殊自動車及び二輪自動車を除く。)を100台以上使用する特定事業者(一般事業者(製造業、卸売・小売業など)・トラック事業者・バス事業者は100台以上、タクシー事業者は250台以上) (3)24時間営業を常態とする業務部門 24時間営業を常態としており、かつ、府内の事業所の合計エネルギー使用量が、原油換算燃料等使用量で1,500k1/年以上の特定事業者
取組内容	「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、対策計画書及び実績報告書を作成するために必要な事項等について定める「温暖化対策指針」を改定。 今回の改定では、グリーン電力証書やカーボン・オフセットのクレジットなどを排出削減量として算定できるようにしたほか、都市ガスや電気の排出係数の改定などを行った。 改定内容 (1)グリーン電力証書やカーボン・オフセットのクレジットなどを排出削減量として算定。 $\text{温室効果ガス総排出量} = H (\text{事業活動に伴う温室効果ガス排出量}) - I (\text{経済的手法を活用した温室効果ガスの排出抑制対策による排出削減量})$ Iは、下記の①から③の排出削減量の合計(単位：トン) ①グリーンエネルギー認証センターの認証を受けた計画期間内に大阪府内で創出されるグリーン電力の購入量に、別表第2に掲げる一般電気事業者から供給された電気の使用による二酸化炭素排出係数を乗じて算定される二酸化炭素の排出削減量。 ②オフセット・クレジット制度により計画期間内に大阪府内で創出されるオフセット・クレジットの購入量。 ③国内クレジット制度により計画期間内に大阪府域内で創出される国内クレジットの購入量(活用できるグリーン電力証書及びオフセット・クレジットがない場合に限る。) (2)都市ガスや電気の排出係数の改定など。
適用実績	実績報告書は8月末までに提出。
備考	

出典・参考文献：

<http://www.epcc.pref.osaka.jp/ondanka/jourei/index.html>

22. (業務、産業、廃棄物) 温暖化防止届出制度 (兵庫県)

兵庫県 (業務、産業、廃棄物) 温暖化防止特定事業届出制度 (温暖化アセス制度)				
所管	兵庫県農政環境部環境管理局大気課温暖化防止推進係			
策定時期	1996 (平成 8) 年 7 月施行			
施策種別	条例：環境の保全と創造に関する条例			
目的・意義	新たに設置又は増設する事業規模が一定規模以上の場合、着工までに届出を作成させることで温暖化防止の推進。			
対象	対象とする規模の条件として、工場等にはエネルギー使用量、廃棄物施設では、廃棄物処理能力、業務施設等では延床面積を指標としている。			
	届出の対象となる事業			
	工場等の設置・増設	特定事業の種類	規模要件	内容
		火力発電所 (非常用を除く) の設置又は増設	出力	1,000kW 以上
		一般廃棄物焼却施設の設置又は増設	廃棄物処理法に規定する一般廃棄物処理施設である焼却施設であって 1 日当たりの処理能力	20t 以上
		産業廃棄物焼却施設の設置又は増設	廃棄物処理法に規定する産業廃棄物処理施設である焼却施設であって 1 日当たりの処理能力	20t 以上
	その他	その他工場等の設置又は増設	使用燃料の量を重油の量に換算した量	1 年間当たり 1,500kl 以上
			使用する HFC、PFC 及び SF6 の量を二酸化炭素の量に換算した量	1 年間当たり 4,000t 以上
	その他	建築物の新築、増築又は改築	居住の用に供する部分以外の床面積の合計	26,000 m ² 以上
		市街地再開発事業	事業を施行する土地の区域の面積	1 ha 以上
工場団地造成事業		事業に係る土地の区域の面積	1 ha 以上	
流通業務団地造成事業		事業に係る土地の区域の面積	1 ha 以上	
取組内容	新たに設置又は増設する事業規模が規定以上の場合、事業者は着工までに届出が必要となる。届出は温暖化防止配慮指針に基づいている。対象規模は特定事業の種類により規模が定められている。 届出をしなければならない内容 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 特定事業の目的及び内容 (3) 特定物質の排出を抑制するために講ずる措置			
適用実績	大規模事業者で届出の対象となるのは、710 事業者で全ての事業者が届出を行っている。中小規模事業者も届出を行うことができ、対象事業者数は、約 2,100 事業者であるが、約 1,200 の事業者が届出を行っている。			
備考				

出典・参考文献：兵庫県資料

<http://www.pref.hyogo.jp/JPN/apr/topics/tikyundanka/assess2.html>

<http://www.pref.hyogo.jp/JPN/apr/topics/tikyundanka/manual.pdf>

23. (業務、産業) 中小規模事業所向総量削減対策 (東京都)

東京都 (業務、産業) 中小企業向「地球温暖化対策報告書制度」	
所管	東京都環境局都市地球環境部計画調整課
策定時期	2009(平成 21)年 4 月施行
施策種別	条例：環境確保条例 (2008(平成 20)年 6 月改正)
目的・意義	地球温暖化対策計画書制度の対象外である都内の全ての中小規模事業者が、簡単に CO ₂ 排出量を把握でき、具体的な省エネ対策に取り組むことができるよう、事業所ごとのエネルギー使用量や省エネ対策等の実施状況を任意で東京都へ報告する「地球温暖化対策報告書制度」が創設
対象	中小規模事業者
取組内容	同一法人による複数の事業所を合算したエネルギー使用量が一定以上の場合について、「地球温暖化対策報告書」の提出を義務づけ。
適用実績	届出は 2009(平成 21)年度実績分を 2010(平成 22)年度に提出
備考	制度の詳細な規定など、「規則」の制定は、2008(平成 20)年度末頃を予定

出典・参考文献：

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sgw/co2-report-system.htm>

24. (業務、産業) 環境負荷低減計画 (彩の国エコアップ宣言) (埼玉県)

埼玉県 (業務、産業) 環境負荷低減計画 (彩の国エコアップ宣言)	
所管	環境部温暖化対策課 エネルギー・エコアップ担当
策定時期	平成14年4月1日施行
施策種別	条例：埼玉県生活環境保全条例
目的・意義	簡易で、具体的な手法である環境負荷低減計画 (彩の国エコアップ宣言) を通じて、事業者自らが目標を立て、実施・評価する環境管理を実践し、これを公表することで事業者の自主的な環境保全活動を促進する。
対象	・前年度の燃料並びにこれを熱源とする熱及び電気の原油換算使用量 1,500 k l /年以上の事業所 ・大規模小売店舗のうち、店舗面積が 10,000 m ² 以上である店舗
取組内容	(1) 事業者自ら CO ₂ 、NO ₂ 等の排出抑制など環境保全の取り組みチェック (12項目)、二酸化炭素排出量、廃棄物等排出量を必須とした環境への負荷チェック (2) 上記を踏まえて取組改善、目標設定、目標達成のための具体的取組を記した「彩の国エコアップ宣言」を作成。 (3) 「彩の国エコアップ宣言」の県への提出と、自らの公表
適用実績	平成20年度 666 事業所 エコアップ宣言に取り組むメリット (1) 事業活動に伴う環境負荷を低減し、事業所の社会的評価の向上を図れる。 (2) 省エネや省資源に取り組むこと、光熱費等コスト削減を図れる。 (3) 県省エネルギー専門員による省エネ対策等の相談や助言を受けることができる。 (4) 県が事業所の名称などを県ホームページに掲載するなど PR できる。 (5) エコアップ宣言のロゴマークが使用できる。 (6) ※「埼玉県エコアップ認証制度」の対象者となれる。 ※「埼玉県エコアップ認証制度」とは エコアップ宣言に取り組む、二酸化炭素削減に優れた取り組みをしている事業所を県が認証する制度。県が事業者の取り組みを現地審査し、「認証審査会」の審査を経て認証。 メリットとして、①公的な信用を得ることができる②取得費用が無料③省エネ対策が更に促進され、経費が削減される④金融機関の低利な融資制度の対象者となることができる⑤県省エネ専門員の省エネ対策に関する相談・助言を受けることができる⑥省エネ対策などの研修会や情報提供をうけることができる
備考	

出典・参考文献：

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BE00/eco/eco-ninsyo/index.html>

https://www3.e-reikinet.jp/cgi-bin/saitama-ken/D1W_resdata.exe?PROCID=105910468&CALLTYPE=1&RESNO=378&UKEY=1235438898625

25. (業務) 建築物対策計画書 (埼玉県)

埼玉県 (業務) 建築物対策計画書	
所管	埼玉県環境部温暖化対策課
策定時期	2009 (平成 21) 年 4 月施行
施策種別	条例：地球温暖化対策推進条例
目的・意義	大規模建築物の新築、又は増改築を行うものに、建築物対策指針の作成を義務付けることで、温室効果ガスの排出抑制や建築物に係るエネルギーの合理化等を推進し、温暖化対策を促進する。
対象	大規模新築・増改築をしようとする者
取組内容	新築・増改築に係る床面積の合計が 2,000 m ² 以上となる新築等をしようとする者は、特定建築物環境配慮計画を作成し、知事に提出しなければならない。また、再生可能エネルギーを利用するための設備の導入について検討し、その結果を計画書に添付しなければならない。
適用実績	2009 (平成 21) 年 10 月より作成を義務付け
備考	

出典・参考文献：

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BE00/ondanka/jyourei/index.html>

26. (業務) 建築物環境計画書制度 (東京都)

東京都 (業務) 建築物環境計画書制度	
所管	東京都環境局都市地球環境部環境配慮事業課建築物係
策定時期	2002 (平成 14) 年 6 月施行
施策種別	条例：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
目的・意義	地球温暖化対策やヒートアイランド対策のため、建築物における環境配慮の全体像を明らかにすること、優れた環境配慮の取組を行った場合にはそのレベルを評価することなどにより、環境に配慮した質の高い建築物が評価される市場の形成と、新たな環境技術の開発の促進を目的とする。また、従来型の規制的手法ではなく、建築主自身が環境 配慮の取組を指針に基づいて評価すること、都が建築物環境計画書等を広く社会に公表することなどにより、建築主の自主的な取組を促す。
対象	延床面積 10,000 m ² 超の建築物の新築及び増築時
取組内容	対象範囲は、エネルギー使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全、ヒートアイランド現象の緩和 (2005(平成 17)年 10 月以降) とし、建築物に起因する環境負荷の低減を図るために、環境配慮指針等で積極的に配慮している。 また、配慮指針では評価を行うため、区分毎に環境への配慮度合いを設定 (段階と呼称) し、この評価を点数化する。これは 9 項目程度に集計され、結果は都 HP で公表される。 「段階」については自らの建築物について建築主自身が評価する。 また、2008(平成 20)年 7 月の条例改正により新たに再生可能エネルギーを利用するための設備の導入検討が盛り込まれた。
適用実績	公表された計画書数 1105 (東京都 HP。2009(平成 21)年 3 月時点)
備考	

出典・参考文献：

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/building/index.htm>

経済産業省『平成 17 年度新エネルギー等導入促進基礎調査 (地方公共団体における省エネルギー関連施策の実態調査)』平成 18 年 4 月

http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/soumu/jourei-rireki/kakuho/jourei/200702_93/sum_200702_93.pdf

27. (業務) 自動販売機の CO2 排出抑制計画 (長野県)

(長野県) (業務) 自動販売機の CO ₂ 排出抑制計画	
所管	長野県環境部環境政策課
策定期期	2006(平成 18)年 3 月
施策種別	条例：長野県地球温暖化対策条例 (施行：公布の日から)
目的・意義	自動販売機の運転に伴う CO ₂ 排出量の抑制。
対象	飲食物を提供する自動販売機の設置又は管理をする事業者。
取組内容	<p>2006(平成18)年3月に制定された長野県地球温暖化対策条例の第12条第1項第3号及び施行規則第4条第1項第3号により、「飲食物を提供する自動販売機の設置又は管理をする事業者で、当該事業者が県内において設置又は管理をするすべての当該自動販売機の原油換算エネルギー使用量を合算した量が1,500k1以上であるもの」は「その事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する計画(排出抑制計画)を定めなければならない」としている。</p> <p>排出抑制計画は毎年度策定する。策定した排出抑制計画は知事への提出が義務づけられており、知事には提出された計画の公表義務がある。</p> <p>排出抑制計画には、以下の内容を含めるものと定められている。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量 (2) 前号の排出の量について事業者が自ら定める目標 (3) 前号の目標を達成するための基本方針及びその基本方針に基づき講ずる措置 (4) 前3号に掲げるもののほか、事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項 <p>排出抑制計画を提出した事業者は、計画提出の翌年度に、温室効果ガス排出量、目標の達成状況、目標達成のために講じた措置等を含む達成状況報告書を提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>※「計画等」とは、「排出抑制計画」、「自動車環境計画」、「建築物環境配慮計画」、「再生可能エネルギー計画」及び各計画の実施後に提出する「排出抑制計画の達成状況等の報告」、「自動車環境計画の達成状況等の報告」、「再生可能エネルギー計画の達成状況等の報告」などのことです。</p> </div>
適用実績	2007、2008(平成 19、20)年度 4 事業者から排出抑制計画の提出があった。
備考	

出典・参考文献：

環境省「地方公共団体による地球温暖化関連施策」

<http://www.pref.nagano.jp/kankyo/kansei/ondan/joureikouhyou/kouhyou.htm>

28. (業務、産業) 中小企業向「温暖化対策推進企業支援資金」(大田区)

大田区 (業務、産業) 中小企業向「温暖化対策推進企業支援資金」	
所管	大田区産業経済部産業振興課
策定時期	2008(平成20)年4月
施策種別	条例：大田区中小企業融資基金条例 低利融資
目的・意義	中小企業者に低利の融資を行うことで温暖化対策を推進する。
対象	区内の中小企業者で、次の各号に該当するもの。 (1) 中小企業者であるもの。 (2) 東京信用保証協会の保証対象業種(許認可を要する業種にあっては、その許認可を受けていること)に属する事業を営んでいるもの。 (3) 区内に住所(個人にあっては住民登録地、法人にあっては登記上の本店所在地)または主たる事業所を1年以上有するもの。 (4) 同一事業を原則として同一場所で引き続き1年以上営んでいるもの。 (5) 法定期限内に確定申告をしているもの。 (6) 納期到来分の税金を完納しているもの。 (7) 環境省の策定するエコアクション21に基づく認証・登録を受けているもの。
取組内容	温暖化対策推進企業を支援するための運転資金・設備資金の低利融資制度 固定金利年2.0パーセント以下 (区が支払利子の1.8パーセントを利子補給し、本人負担率は年0.2パーセント以下となる。 小口資金は利子補給2.0パーセントで本人負担なし) なお、小口資金(小口零細企業保証制度の適用)は、常時雇用する従業員が20人(卸売・小売・サービス業にあっては5人)以下の中小企業者であることが条件。
適用実績	融資概要 限度額500万円、固定金利 年2.0パーセント以下 2008(平成20)年度の融資状況は、0件
備考	

出典・参考文献：大田区資料

http://www.city.ota.tokyo.jp/sangyo/yuushi_assen/ondanka/index.html

29. (業務) 焼却施設における ESCO 事業 (三鷹市)

三鷹市 (業務) 焼却施設における ESCO 事業																													
所管	三鷹市生活環境部環境対策課																												
策定期期	2005(平成 17)年 4 月より開始																												
施策種別	省エネ																												
目的・意義	「三鷹市公共施設(環境センター)に係る省エネルギー対策事業(ESCO 事業)」において、環境センターのエネルギー費用の効果的な削減を図ると共に、省エネルギーを推進することによる環境負荷の低減を図るため、プラント機器、空調設備、照明設備に省エネルギー機器、手法を導入し、使用電力量と二酸化炭素排出量の削減を行う。																												
対象	処理規模 195 t/日のごみ焼却工場																												
取組内容	<p>ESCO (Energy Service COmpany) 事業とは、それまでの環境を損なうことなく、工場やビルなどの省エネルギー化に関する包括的なサービスを提供する事業。事業に係る経費は削減された省エネルギーメリット(電気料金など)の一部から支払われることとなり、初期投資費用を負担する必要がない。また省エネルギー削減量については事業者が保証をするため、より確実に省エネルギーが実現できることも大きな特徴の一つ。</p> <p>三鷹市が、「芸術文化センター」「環境センター」「東部下水処理場」の 3 施設 ESCO 事業提案を公募プロポーザル方式にて募集したもので、三菱電機株式会社・株式会社タクマ・株式会社大気社からなる企業グループを優先交渉権者に選定し、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO 技術開発機構)による補助(地域新エネルギー導入・省エネルギー普及促進対策費)交付決定を受けて、委託契約を締結。委託契約に基づき、平成 17 年 2 月に ESCO 事業に必要な改修工事を完了し、4 月より 3 施設一斉に ESCO サービスが開始された。</p>																												
	<p>主な改修内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>プラント設備の省エネルギー</th> <th>建築設備の省エネルギー</th> <th>照明設備の省エネルギー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">改修内容</td> <td>水冷壁水循環ポンプの容量変更</td> <td>ファンの可変風量制御の採用</td> <td>蛍光灯安定期の高効率化</td> </tr> <tr> <td>バグフィルタ用循環空気の加湿方式変更</td> <td>冷温水二次ポンプの連動制御</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器冷却水ポンプの温度制御</td> <td>AHU 及びファンへの省エネベルトの採用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>尿素噴霧用空気量の適正管理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>灰出設備のタイマー制御</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧蒸気復水器のファン停止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再加熱用送風機への省エネベルトの採用</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				設備区分	プラント設備の省エネルギー	建築設備の省エネルギー	照明設備の省エネルギー	改修内容	水冷壁水循環ポンプの容量変更	ファンの可変風量制御の採用	蛍光灯安定期の高効率化	バグフィルタ用循環空気の加湿方式変更	冷温水二次ポンプの連動制御		機器冷却水ポンプの温度制御	AHU 及びファンへの省エネベルトの採用		尿素噴霧用空気量の適正管理			灰出設備のタイマー制御			高圧蒸気復水器のファン停止			再加熱用送風機への省エネベルトの採用	
設備区分	プラント設備の省エネルギー	建築設備の省エネルギー	照明設備の省エネルギー																										
改修内容	水冷壁水循環ポンプの容量変更	ファンの可変風量制御の採用	蛍光灯安定期の高効率化																										
	バグフィルタ用循環空気の加湿方式変更	冷温水二次ポンプの連動制御																											
	機器冷却水ポンプの温度制御	AHU 及びファンへの省エネベルトの採用																											
	尿素噴霧用空気量の適正管理																												
	灰出設備のタイマー制御																												
	高圧蒸気復水器のファン停止																												
	再加熱用送風機への省エネベルトの採用																												
	適用実績	<p>エネルギー費用削減と環境負荷低減を目的として 2005(平成 17)年度に ESCO 事業を導入 事業費 ; 42,176 千円 事業期間 ; 4 年 事業内容 ; プラント機器 : 水冷壁水循環ポンプの容量変更、灰出設備のタイマー制御 その他 : 空調設備、照明設備への省エネ機器・手法 事業効果 ; エネルギー : 15.23%削減(原油換算値 295kL 削減) CO₂ : 15.08%削減(439t-CO₂削減)</p>																											
備考	焼却施設の ESCO 事業としては我が国初。																												

出典・参考文献 :

「エネルギー回収能力強化のための施設設備マニュアル」環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、平成 20 年 1 月

30. (業務、産業) 大規模事業所に対する総量削減の義務化 (東京都)

東京都 (業務、産業) 大規模事業所向け温室効果ガス「総量削減義務と排出量取引制度」	
所管	東京都環境局都市地球環境部総量削減課
策定時期	施行：2009(平成 21)年 4 月 1 日 削減義務開始：2010(平成 22)年 4 月 1 日
施策種別	条例：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (2008(平成 20)年 6 月改正)
目的・意義	CO ₂ 排出量の大幅な削減を進めていくため、現行の地球温暖化対策計画書制度を強化し、大規模事業所に対して、温室効果ガス排出量の総量削減義務と排出量取引制度を導入する
対象	燃料、熱及び電気の使用量が、原油換算で年間 1,500k1 以上の事業所 事業所は、基本的に建物、施設単位
取組内容	対象事業所からの温室効果ガス排出総量を抑制することにより、総量削減を確実に実現できる仕組みを導入 (1) 温室効果ガス排出総量の削減義務 <ul style="list-style-type: none"> ● 削減の計画期間は、第 1 計画期間 2010～2014 年度、第 2 計画期間 2015～2020 年度、以後 5 年ごと。5 年間の総量に対し、削減義務。 ● 基準年度は、2002(平成 14)年度から 2007(平成 19)年度までいずれか連続する 3 ヶ年度。 ● 総量削減義務の対象ガスは、燃料、熱、電気の使用に伴う CO₂ (住居の用に供する部分は除く。)。ただし、総量削減義務の対象にならない温室効果ガスの削減は、当該事業所の削減の履行には使用可能 (取引は不可)。 ● 熱、電気の排出係数は、供給事業者の別によらず期間中一律の値に固定。 ● 第 1 計画期間の削減義務率は、原則、オフィスビル等が 8%、工場等が 6%。ただし、「地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所」として、「知事が定める基準」に適合すると認められたときは、当該事業所に適用する削減義務率を 1/2 又は 3/4 に減少。なお、第 2 計画期間の削減率は、平均約 17%程度になる見通し。 (2) 義務履行手段の補完的措置として、排出量取引 (削減量取引) の仕組みを導入 <ol style="list-style-type: none"> ① 超過削減量：対象事業所が義務量を超えて削減した量 ② 中小クレジット：都内中小規模事業所の省エネ対策による削減量 ③ 都外クレジット：都外の事業所の省エネ対策による削減量 ④ 再エネクレジット：再生可能エネルギー環境価値 (グリーンエネルギー証書、生グリーン電力等を含む。)。再エネクレジットについては、1.5 倍に換算。 ☆①～④の量は、検証を経て、都に認定されることが必要 (グリーンエネルギー証書については、既に認証手続を経ているので、都の検証機関の検証は不要) (3) 実効性の確保策 <p>措置命令 (削減不足量の最大 1.3 倍の削減)</p> <p>措置命令違反の場合、50 万の罰金、違反事実の公表、知事が不足量を調達し、その費用を請求</p>
適用実績	2010(平成 22)年 4 月 1 日より義務化
備考	

出典・参考文献：

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sgw/jorei-kaisei20080625.htm>

31. (業務、運輸) 低燃費車の導入 (埼玉県)

(埼玉県) (業務、運輸) 低燃費車の導入	
所管	埼玉県環境部温暖化対策課
策定時期	2009(平成 21)年 3 月
施策種別	条例:地球温暖化対策推進条例(施行:2009(平成 21)年 4 月、低燃費車導入の義務化は 2010(平成 22)年 4 月 1 日から。)
目的・意義	低燃費車の導入割合を規定することで環境負荷の少ない自動車の普及を促進し、地球温暖化対策を推進する。
対象	県内に使用の本拠の位置を有する自動車で道路運送車両法第 3 条に規定する普通自動車及び小型自動車を 200 台以上使用する事業者
取組内容	県内に使用の本拠の位置を有する自動車で道路運送車両法第 3 条に規定する普通自動車及び小型自動車を 200 台以上使用する事業者は、知事が定める期限までに、当該自動車の台数に対する低燃費車の割合を基準以上としなければならない。
適用実績	2010(平成 22)年 4 月 1 日より施行。
備考	低燃費車の割合、期限については、今後決定される。

出典・参考文献：

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BE00/ondanka/jyourei/index.html#kisoku>

32. (業務、産業) 専門家登録・派遣制度 (栃木県)

栃木県 (業務、産業) 地球温暖化対策アドバイザー派遣制度	
所管	栃木県環境森林部地球温暖化対策課
策定時期	2006(平成 18)年度
施策種別	民間専門家の派遣 (登録申請)
目的・意義	事業者の温暖化対策 (省エネルギー対策や温室効果ガスの排出抑制) の推進
対象	下記のような取組を行う意思のある県内に工場や事業場を設置している事業者及びビル、ホテル・旅館、大型商業施設などを設置している事業者 (1) 温室効果ガスの排出削減対策 (2) 工場やオフィスビルなどの省エネルギー対策 (3) エネルギー使用の効率的な管理体制の構築 (4) 県条例に基づく「地球温暖化対策計画」の作成や対策の実施にあたってのアドバイスを受けること
取組内容	▶ アドバイザー派遣の流れ (1) 事業者が栃木県に対してアドバイスを申し込む (2) 栃木県がアドバイザーへ依頼 (3) アドバイザーが事業者に対してアドバイスの実施 アドバイザーの派遣日数は、原則 3 日 (人) 以内 派遣費用は無料 アドバイザーは、エネルギー管理士の資格を有する者、ESCO 推進協議会の会員である ESCO 事業者、公的な省エネルギー診断業務又はこれに準ずる業務の経験が、3 年以上ある者。
適用実績	2006(平成 18)年度派遣件数 7 件 2007(平成 19)年度派遣件数 9 件 2008(平成 20)年度派遣件数 11 件
備考	専門家：省エネルギー対策等地球温暖化防止に関する専門家 2009(平成 21)年度は、緊急雇用対策のため業務委託にて別事業として実施。

出典・参考文献：

栃木県資料

33. (業務、産業) 省エネルギー診断 (長野県)

長野県 (業務、産業) 信州省エネルギーパトロール隊	
所管	長野県環境部環境政策課 社団法人長野県経営者協会 社団法人長野県環境保全協会
策定時期	2005(平成 17)年 6 月発足
施策種別	民間専門家の派遣 (ボランティア)、普及啓発
目的・意義	地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するため
対象	中小製造業、商業施設、病院、公共施設等
取組内容	地方公共団体が、省エネルギー対策を希望する事業所に対し専門家を派遣し、省エネルギー診断を行う制度。 【省エネ診断】 中小製造業、商業施設、病院、公共施設等の設備の「省エネルギー診断」を、現場で実施し、具体的な改善事項の指摘と、改善に必要な投資費用と回収年月の試算、省エネ効果、温室効果ガスの削減量等を提示します。(年間 30 社程度実施) 【講習会の開催】 企業等のエネルギー管理担当者等を対象に、施設・設備の省エネルギー対策の取組み方法や、省エネ関連法等の説明を、年 2 回程度実施します。 【パトロール隊の構成】 エネルギー管理士、電気主任技術者、ガス主任技術者、ボイラー技士、建築設備士等の資格を有する省エネ専門家で構成
適用実績	2005(平成 17)年度 27 事業所 2006(平成 18)年度 35 事業所 2007(平成 19)年度 41 事業所 2008(平成 20)年度 43 事業所
備考	2000(平成 12)年 11 月に諏訪地域省エネパトロール隊を結成し、地域内の企業に対し無償で省エネルギー診断を実施 (45 社の省エネ診断を実施)。省エネパトロール隊の活動を全県に広げるために「信州省エネパトロール隊」として発足した。

出典・参考文献：

<http://www.dia.janis.or.jp/~nccca/007.htm>

<http://www.pref.nagano.jp/kankyo/kansei/ondan/patrol/index.htm>

34. (業務、産業) 無料省エネ診断 (北九州市)

(北九州市) (業務、産業) 無料省エネ診断			
所管	北九州市環境政策部都市環境管理課		
策定期期	2006(平成18)年度		
施策種別	民間専門家の派遣、普及啓発		
目的・意義	主に業務用建物(事務所、商業ビルなど)を対象に、市が事業者向け省エネ診断を行い、また ESCO 事業を含む省エネ改修ビジネスを活性化することで、地球温暖化対策を進める。		
対象	事業者		
取組内容	<p>(1) アンケートに、過去1年間の電気使用量、ガス(または油)使用量、水の使用量および建物延べ床面積、建物設備明細(空調種別・照明設備・ポンプ等)等を記入する。</p> <p>(2) アンケートを解析し、診断結果を送付する。</p> <p>(3) 受診事業所のうち、省エネ効果が特に大きいと見込まれる事業所には、省エネアドバイザー(受託事業者)による現地調査を行い、より詳細な省エネ診断報告とアドバイスをする。</p> <p>(4) アンケート、診断とも無料、希望者のみ。</p>		
適用実績	2006(平成18)年度、2007(平成19)年度の実績		
		省エネ診断実施件数	現地診断実施件数
平成18年度	55事業所	20事業所	期待されるCO ₂ 削減見込量 588 t-CO ₂ (現地診断による積算)
平成19年度	125事業所	5事業所	147 t-CO ₂ (現地診断による積算)
備考			

出典・参考文献：

環境省「地方公共団体による地球温暖化関連施策」

http://www.city.kitakyushu.jp/file/26010200/kan_keikaku/01_seisaku/h19_kihonkeikaku/tousin4bu2.pdf

35. (業務、産業) エコ事業所認定制度 (名古屋市)

名古屋市 (業務、産業) エコ事業所認定制度	
所管	名古屋市環境局環境都市推進部地球温暖化対策室
策定時期	2002(平成 14)年度
施策種別	見える化 市の入札・契約における優遇
目的・意義	「エコ事業所」認定制度は、事業活動における環境に配慮した取組を自主的かつ積極的に実施している事業所について、名古屋市が「エコ事業所」として認定する制度である。環境に配慮した事業活動への転換を促進することを目的とし、エコ事業所での取組事例は、他の事業所の参考となるよう普及に努める。
対象	(1)事業所の所在地が名古屋市内にあること。 (2)次に掲げる項目で、環境に配慮した取組を自主的かつ積極的に実施していること。 ①環境管理システムの導入 ②自動車利用における環境配慮の実施 ③緑化の推進 ④廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進 ⑤省エネルギー・省資源の推進 ⑥新エネルギーの導入 ⑦グリーン購入の実施 ⑧環境情報の開示・提供 ⑨社会貢献活動や環境教育の実施
取組内容	認定は、エコ事業所認定審査会による審査に基づいて行われ、審査に際しては、事前に聞き取り調査及び現地調査を行い、申請内容等の確認を行うとともに、「環境に配慮した取組及び評価点」に基づき評価を行う。 認証を受けると認定証と認定ステッカーが交付される。また、申請書を提出すると、発行する印刷物等に認定ロゴマークを表示することが可能となる。さらに、市が行う入札・契約制度において優遇措置を受けることができる。
適用実績	エコ事業所に認定された事業所は、3年ごとに更新を受ける必要がある。 第1回(2002(平成14年11月28日)～第31回(2008(平成20)年11月19日) 建設業 247、製造業 98、電気・ガス・熱供給・水道業 17、運輸・通信業 76、金融・保険業 74、卸売・小売業 193、不動産業 14、サービス業 268、その他の業 28、計 1015
備考	市が行う入札・契約制度において優遇措置を受けることが可能。

出典・参考文献：

http://www.city.nagoya.jp/jigyou/gomi/kankyohozen/ondanka/eco_jigyosho/nagoya00006071.html

36. (産業) 先端産業創出支援制度「イノベート川崎」(川崎市)

川崎市 (産業) 先端産業創出支援制度「イノベート川崎」	
所管	経済労働局産業振興部工業振興課
策定時期	施行：2008(平成20)年4月1日
施策種別	助成
目的・意義	環境、エネルギー、ライフサイエンス分野の先端産業の創出と集積促進
対象	(対象事業者) 環境、エネルギー、ライフサイエンス分野の先端技術を事業化するために事業所を新設する者 (対象地域) (1)都市再生緊急整備地域(川崎殿町・大師河原地域、浜川崎駅周辺地域) (2)地域再生計画の支援措置適用地区(水江町地内公共用地)
取組内容	環境、エネルギー、ライフサイエンス分野の先端産業の創出と集積促進のための導入助成制度 【対象事業者】 環境、エネルギー、ライフサイエンス分野の先端技術を事業化するために事業所を新設する者 ※環境、エネルギーの中で温暖化防止技術も対象。 【適用要件】 (1)最低投資額 ア 大企業：50億円以上 イ 中小企業：10億円以上(市内中小企業：2億円以上) (2)雇用条件 ア 大企業：50人以上(常用雇用者) イ 中小企業：10人以上(常用雇用者) 【支援内容】 事業所(工場、研究所等)の新設に伴う投下固定資産額の合計額に対し助成。 (1)助成対象経費：事業所の新設に伴う土地、建物、設備の取得等に要する費用 (2)助成率：助成対象経費の10% (3)助成上限額：10億円 (4)交付方法：新設した事業所の事業開始後、3年度以内の分割交付 【事業期間(認定申請受付期間)】 2008(平成20)年4月1日～2013(平成25)年3月31日 【事業継続義務】 助成金の交付を受けた者は、事業開始後10年以上事業を継続しなければならない。
適用実績	2008(平成20)年度は、1件を認定。
備考	

出典・参考文献：川崎市資料

<http://www.city.kawasaki.jp/e-news/info1081/index.html>

37. (運輸) 低公害車購入助成金制度 (北九州市)

北九州市 (運輸) 低公害車購入助成金制度	
所管	北九州市環境局環境首都政策課
策定時期	1995 (平成 7 年) 度
施策種別	補助金
目的・意義	北九州市域における大気環境の改善を図る。
対象	北九州市内に事務所または事業所を有する事業者 ※事業を反復継続して行う法人・個人、非営利団体です。国又は地方公共団体が出資する法人、自動車リース・レンタル事業者は対象外
取組内容	市内の事業者などの方々が、1999(平成 11)年排出ガス規制以前のディーゼル貨物車など(車両総重量 2.5 トン超)を廃車にし、ポスト新長期排出ガス規制に適合するディーゼル貨物車など(2.5 トン超)に買い換える資金の一部を助成する制度。 ただし、ポスト新長期排出ガス規制について、平成 22 年 10 月 1 日から同規制が適用される中量車及び重量車の一部にあってはそれまでの間で平成 17 年自動車排出ガス規制に適合するディーゼル貨物自動車等並びに平成 23 年 8 月 31 日までの間で継続生産・輸入が認められるディーゼル貨物自動車等も助成対象とする。 ○助成金額 車両購入費(車両本体価格)の 3/100 に相当する額 ※車両購入費は、消費税及び地方消費税を含みます。 ※付属品、特別仕様、諸費用等は助成対象外です。
適用実績	2006(平成 18)年度 3 件 2007(平成 19)年度 1 件 2008(平成 20)年度 4 件
備考	

出典・参考文献：北九州市資料

http://www.city.kitakyushu.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U00004&CONTENTS_ID=15619

38. (運輸) アイドリングストップ規制 (東京都)

東京都 (運輸) アイドリングストップ規制	
所管	東京都環境局 自動車公害対策部 規制課
策定時期	2001 (平成 13) 年 4 月施行
施策種別	条例：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
目的・意義	自動車等を運転する者に、アイドリングストップを条例にて義務付けることで大気汚染及び地球温暖化防止を推進する。
対象	自動車等を運転する者
取組内容	自動車等を運転する者は、自動車等を駐車し、又は停車するときは、当該自動車等の原動機の停止を行わなければならない。停止を行わない場合、勧告・公表の制度あり
適用実績	毎月都内巡回を実施。今までのところ勧告・公表の対象となった事例はない。
備考	類似する規制がある地方公共団体：岩手県、愛知県、京都府

出典・参考文献：東京都資料

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/jidousya/rifuretto/aramasi-idling-stop.pdf>

39. (運輸) 駐車場でのアイドリングストップ規制 (愛知県)

愛知県 (運輸) 駐車場でのアイドリングストップ規制	
所管	愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室
策定時期	2003 (平成 15) 年 10 月施行
施策種別	条例：県民の生活環境の保全等に関する条例
目的・意義	大気汚染への影響を抑え、自動車交通に伴う環境への負荷低減のため。
対象	駐車のために供する面積が 500 m ² 以上の駐車場の設置・管理者
取組内容	自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 m ² 以上ある駐車場を設置し、又は管理している者は、看板、放送、書面等により、当該駐車場を利用する者に対し、当該駐車場内において自動車を駐車し、又は停車するときは、自動車の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。周知を行わない場合は、勧告・公表の制度あり
適用実績	今までのところ勧告・公表の対象となった事例はない。
備考	類似する規制がある地方公共団体：岩手県、三重県、滋賀県

出典・参考文献：愛知県資料

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/kansei-ka/hourei/jyorei-1/shin/shin4.html>

40. (運輸) 自動車販売時の説明 (京都府)

京都府 (運輸) 自動車販売時の説明	
所管	京都府文化環境部地球温暖化対策課
策定時期	2006 (平成 18) 年 4 月施行
施策種別	条例：京都府地球温暖化対策条例
目的・意義	新車販売時に、当該自動車の環境情報を購入者に適切に説明することで環境への負荷軽減を促す。
対象	自動車の販売を業とするもの
取組内容	自動車の販売を業とするものは、その販売する新車に係る自動車環境情報について説明しなければならない。また、前年度において 100 台以上の新車を販売した自動車販売事業者は、販売員が新車に係る自動車環境情報について適切に説明することを推進する者 (エコカーマイスター) を選任し、その氏名その他必要な事項を知事に届出。
適用実績	エコカーマイスター登録者 (2009 (平成 21) 年 2 月現在) 968 名
備考	自動車環境情報について適切に説明することを推進する者を選任しない場合、又は虚偽の届出をした場合は、勧告・公表を行う。

出典・参考文献：

<http://www.pref.kyoto.jp/tikyuu/resources/jyourei.pdf>

http://www.pref.kyoto.jp/kankyo_haku/resources/20303.pdf

41. (フロン等対策) フロン類の排出抑制 (東京都)

東京都 (フロン等対策) フロン類の排出抑制	
所管	環境局 都市地球環境部 総量削減課
策定時期	2000(平成12)年12月
施策種別	条例：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (施行：2001(平成13)年4月)
目的・意義	環境への負荷を低減するための措置として、冷凍空調機器に使用されているフロン類冷媒について、大気中への排出を禁止するとともに、冷凍空調機器の廃棄のほか整備時についてもフロン類の回収を義務づけ排出抑制を図ることになっている。
対象	フロン類 (CFC、HCFC、HFC) を使用している特定機器 (圧縮機ユニットその他の冷凍機、自動車用エアコンディショナーその他のエアコンディショナー、家庭用冷蔵庫その他の冷凍冷蔵機器、自動販売機その他の冷凍機応用製品)
取組内容	(1)フロン類 (CFC、HCFC、HFC) を使用している特定機器からのフロン類の大気中への排出、漏出の禁止 (条例第10条)。 (2)フロン類 (CFC、HCFC、HFC) を使用している特定機器の廃棄及び整備時の排出禁止等 (条例第11条及び第12条) (3)CFCの再利用の禁止 (条例第11条、第12条)
適用実績	国の「フロン回収・破壊法」制定以前より条例によりフロン類の回収・排出抑制について取り組んでいる。CFC再利用の禁止等について毎年度の調査時に周知を行っている。2007(平成19)年10月1日の法改正により都道府県知事の指導権限等が強化されたことにより、フロンの回収・排出抑制がますます強化されることが期待される。
備考	

「公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善」に関する施策事例

土地利用と交通

42. (家庭) エコファミリー制度 (神戸市)

(神戸市) (家庭) エコファミリー制度	
所管	神戸市交通局営業推進課 神戸市環境局地球環境課
策定時期	2003(平成15)年10月
施策種別	制度
目的・意義	休日の家族の外出をサポートし、公共交通機関への誘導を図る制度。
対象	土・日・祝日などに、大人が同伴する小学生以下。
取組内容	<p>(1)バス・地下鉄などの料金を、大人1人につき小学生以下2人まで無料とする。 (2)大人が小学生以下と同一区間を乗車する場合にのみ有効。</p> <p>①適用日 土・日・祝日 年末年始(12月25日～1月7日) お盆休み(8月12日～8月16日)</p> <p>②対象区間 神戸市交通局：市バス全線(共同運行路線は市バスのみ対象) ：地下鉄全線(西神・山手線、海岸線) 神戸交通振興(株)：山手線(三宮・新神戸駅前～湊川公園) 北神急行電鉄(株)：新神戸～谷上</p> <p>③利用方法 神戸市営地下鉄・北神急行 駅窓口で、「エコファミリーです」と言って、対象の小学生分の乗車券を受取る。 神戸市バス・神戸交通振興バス 下車時に、バス運転手に「エコファミリーです」と言って下車。 公共交通機関を利用して提携店に来店した利用者を対象に、割引などのサービスを提供する「エコショッピング制度」もあわせて実施した。</p>
適用実績	<p>実施期間(2003(平成15)年10月～2008(平成20)3月)</p> <p>(1)利用者：延べ483万人 (2)地下鉄の休日の総乗車人数：1,775人/日 増加 (3)二酸化炭素の排出量：4年半で地下鉄1,225トン、バス490トン削減</p>
備考	

出典・参考文献：

環境省「地方公共団体による地球温暖化関連施策」

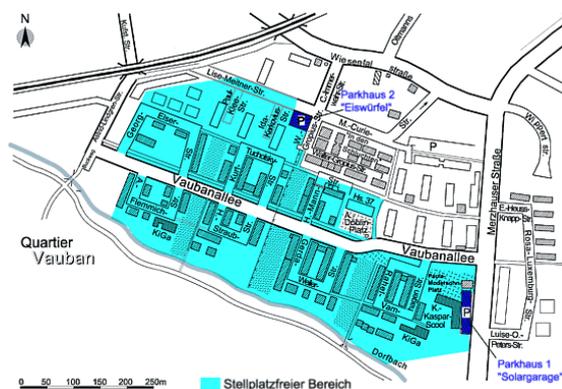
<http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/traffic/ecomotion/page02.html>

43. (家庭、運輸) カーフリー・低炭素団地の形成 (ドイツ・フライブルグ市)

ドイツ・フライブルグ市 (家庭、運輸) カーフリー・低炭素団地 (ヴォーバン住宅地) の形成	
所管	1998年 ヴォーバン住宅地の地区詳細計画 (いわゆるBプラン) 決定
策定期間	都市計画との連携等
施策種別	再開発にあたり、自動車に極力依存せず、かつ、建築物からの温室効果ガス排出量を大幅に削減した住宅街区を形成する。
目的・意義	フライブルグ市ヴォーバン地区
対象	<p>フランス管理のヴォーバン地区 (兵営地) がドイツ連邦に返還され、フライブルグ市に払い下げられたことを契機として、約38haの再開発がおこなわれることとなった。</p> <p>94年、ヴォーバン地区の都市計画案が、以下の方針で公募された。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住居だけでなく、職場も提供できる住宅地 (人口5,000人、雇用600人) (2) 徒歩交通、自転車交通、公共交通の絶対的優先 (3) 徹底した緑地保全、大樹の保存とビオトープの保護 (4) 異なる社会グループが入居できる多様性 (5) 住居区から緑地への優れた接続 (6) 低エネルギーハウス建築様式と地域冷暖房 <p><実際に開発されたヴォーバン地区の特徴は、以下のとおりとなっている。></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 自動車に依存しないまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ① 公共交通機関が機能するように、地区内の人口密度130人/ha (東京23区並) に設定。 ② 2006年に団地内に路面電車を延伸 (7.5分間隔で運転)。軌道は緑化。 ③ 住宅地内の目抜き通り「ヴォーバン通り」は通過交通を排除するために通り抜けができない構造 ④ 団地内の駐車場については、団地の端3カ所の立体駐車場に集約。団地内の大部分は駐車場の設置が禁止され、居住地区からは路面電車の停留所の方が駐車場より近くなるよう設計。ただし、マイカーの所有を抑制するかわりに、カーシェアリングシステムを整備している。 ⑤ なお、マイカーの所有率は、85台/1000人にとどまっている。 (2) 低炭素街区 <p>フライブルグ市では、ヴォーバン住宅地の計画当時、国の建築物省エネ基準と比べ2倍厳しい独自の省エネ基準を条例で制定 (公共施設や市が分譲した土地の建築物等が対象)。結果的に現在の国の省エネ基準の10年前倒しを行なった。</p> <p>木質バイオマスと天然ガスを併用するコージェネレーションシステムと接続すること義務付け。ただし、パッシブ技術を導入し、太陽熱温水器と高効率個別熱源を採用した住宅については、接続義務を免除。また、パッシブソーラー住宅のための方角に配慮した街区</p>



「ヴォーバン通り」
緑化された軌道と中層の集合住宅団地。集合住宅の1階部分は店舗となっている。(環境省撮影)



ヴォーバン地区都市計画図 (EIC ネット HP)

	<p>割としている。以上の取組により、住宅地全体の温室効果ガス排出量は、従来型住宅地の水準から 60%削減したとされている。</p> <p>加えて、太陽光発電等の積極的な設置や市民風車への出資等により、さらなる削減がなされている。(出資した市民風車の削減分を考慮すると街区の温室効果ガス排出量は 100%削減を達成しているとされている。)</p> <p>なお、かつて、太陽光発電、太陽熱温水器について、市の独自の制度として、CO₂ 削減量 1kg/年当たり 2 マルクの補助を行っていた。</p> <p>樹齢の高い樹木について、条例で保護。</p> <p>街区内の建物配置は、隣接する森からの冷気を取り込むため、「風の道」に配慮したものとなっている。</p>
取組内容	<p>再開発を機に、公共交通を中心とし、徹底した緑化や省エネ住宅の導入により、快適で環境に配慮した住宅地を整備</p> <p>(1) 徒歩交通、自転車交通、公共交通の絶対的優先</p> <p>(2) 徹底した緑地保全、大樹の保存とビオトープの保護</p> <p>(3) 低エネルギーハウス建築様式と地域冷暖房</p>
適用実績	<p>住宅地全体の温室効果ガス排出量は、従来型住宅地の水準から 60%削減した。</p> <p>太陽光発電等の積極的な設置や市民風車への出資等により、更なる削減を実現。(出資した市民風車の削減分を考慮すると街区の温室効果ガス排出量は 100%削減を達成しているとされている。)</p>
備考	

出典・参考文献：

環境省資料

村上敦「フライブルグのまちづくり」

44. (運輸) 自動車通勤者対策 (静岡県)

静岡県 (運輸) 自動車通勤者対策	
所管	静岡県県民部環境局地球環境室
策定時期	2007 (平成 19) 年 7 月施行
施策種別	条例：静岡県地球温暖化防止条例
目的・意義	一定の基準を満たす大規模事業所に自動車通勤環境配慮計画書の作成を義務付けることにより温室効果ガスの排出抑制を促す。
対象	4 月 1 日において常時使用される従業員の数が 1,000 人以上の事業所で、当該従業員の数の 10 分の 6 以上の従業員が自家用自動車のみで通勤している事業所 (以下「特定大規模事業所」という。) を設置する事業者。
取組内容	特定大規模事業所を設置する事業者は、自動車通勤環境配慮計画書に特定大規模事業所において従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置などを記載し、知事に提出しなければならない。自動車通勤環境配慮計画書は、計画書を提出する日の属する年度から 3 箇年度を対象として作成する。 また、毎年度自動車通勤環境配慮計画書に記載した措置の実施状況を記載した報告書を作成し、知事に提出しなければならない。
適用実績	条例対象である 35 事業所の実績報告書によるマイカー通勤率を調査 (2007 (平成 19) 年度報告) 削減事例 (1) 矢崎部品 (株) 大浜工場：派遣社員のマイクロバス等での送迎の実施によりマイカーの通勤の割合を 8%削減 (2) イオンモール (株)：バス会社に路線バス最終便増便依頼によりマイカーの通勤の割合を 4.9%削減
備考	類似例として埼玉県 (従業員 300 人以上の事業所のうち 10 分の 5 以上が自家用自動車通勤している場合) がある。

出典・参考文献：

<http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-030/earth/jorei/index.html>

45. (運輸) 大規模集客施設における自動車対策 (埼玉県)

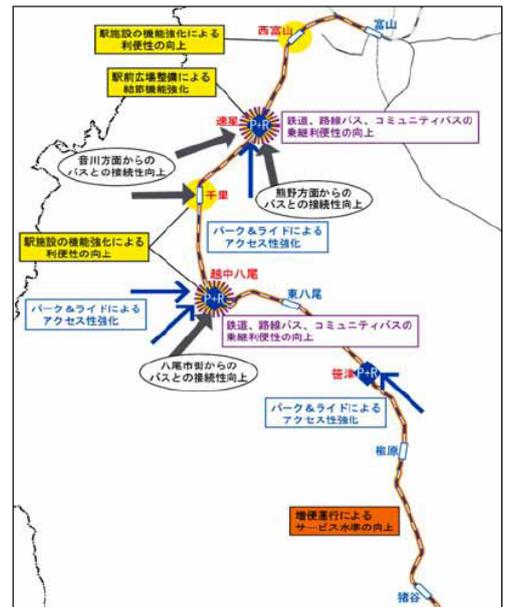
埼玉県 (運輸) 大規模集客施設における自動車対策	
所管	環境部温暖化対策課
策定時期	2009 (平成 21) 年 4 月施行
施策種別	条例：埼玉県地球温暖化対策推進条例
目的・意義	大規模集客施設の利用者の来場に係る自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制
対象	劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は場外勝舟投票券発売所の用途に供する建物のうちこれらの用途に供する部分の面積 (劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る) の面積が、1 万㎡以上となる大規模集客施設を所有し、又は運営する事業者。
取組内容	上記の大規模集客施設の所有し、又は運営する事業者は、当該大規模集客施設の利用者に係る自家用車の使用に伴う温室効果ガス排出量について、自動車地球温暖化対策実施方針を作成し、知事に提出することが義務化されている。
適用実績	提出期限は 2009 (平成 21) 年度については、9 月末を予定。順次関係者への説明会を実施。
備考	

出典・参考文献：埼玉県資料

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BE00/ondanka/jyourei/index.html>

46. (運輸) 運行本数の増加等の鉄道活性化 (富山市)

富山市 (運輸) 運行本数の増加等の鉄道活性化 (JR 高山線高頻度運行社会実験)	
所管	富山市交通政策課
策定時期	2006 (平成 18) 年 10 月から社会実験開始
施策種別	補助金等
目的・意義	富山市では、鉄軌道の利便性向上と鉄道駅周辺のまちづくりを同時に行うことにより、公共交通を活用したコンパクトなまちづくりを進めており、富山ライトレールに続く第 2 の鉄軌道活性化事業として、2006 (平成 18) 年 10 月 21 日より JR 高山本線活性化社会実験を実施。
対象	鉄道事業者 (JR 西日本)、市民
取組内容	<p>JR 高山本線は、利用者の減少が減便を招き、サービスレベルの低下が利用者の減少を引き起こすという悪循環に陥っていた。そのような悪循環を断ち切るため、公共負担による増便を行い、サービスレベルの向上が利用者の増加につながることを確認することが第 1 の目的としている。</p> <p>さらに、利便性の高いサービスレベルの実現により、鉄道駅周辺に都市機能や居住の集積を図り、コンパクトなまちづくりを推進することが最終的な目標としている。</p> <p><具体的な取組内容></p> <p>(1) 第 1 実験期間 (2006 (平成 18) 年 10 月 21 日～2008 (平成 20) 年 3 月 14 日)</p> <p>① 運行本数の増加</p> <p>JR 高山線富山駅から猪谷駅の間において、市の負担によって増便を行なった。2006 (平成 18) 年 4 月時点で、富山駅～越中八尾駅間で 34 本/日、越中八尾駅～猪谷駅間で 21 本/日まで本数が落ち込んでいたが、それを富山駅～越中八尾駅間 1 日 50 本/日、越中八尾駅～猪谷駅 33 本/日まで増便した。</p> <p>運行のための経費は市が負担するが、それによる乗客増に伴う増収分は、市に返還される仕組みとなっている。</p> <p>② パーク&ライド</p> <p>速星駅、越中八尾駅、笹津駅で無料のパーク&ライド用駐車場を新たに整備</p> <p>③ ソフト関連施策</p> <p>利用啓発ポスターやチラシ、沿線マップなどの作成および配布、地域イベントとの連携</p> <p>(2) 第 2 実験期間 (2008 (平成 20) 年 3 月 15 日～2011 (平成 23) 年春)</p> <p>増便により効果が発現した富山駅～越中八尾駅の区間において、日常生活の足として一定の利便性が確保できる「概ね 30 分に 1 本」の運行を行い、利用者数や利用特性に大きな変化が現れるかどうかを検証することとしている。</p> <p>また、婦中鵜坂駅 (臨時駅) 設置の実験を行い、周辺住民及び周辺企業の従業員などの生活交通の変化や土地利用の変化を調査し、その効果を検証する。</p>
適用実績	実験開始後、それまでの乗客減少傾向に歯止めがかかり、2008 (平成 20) 年度は、実験開始前を比べ、乗車人員が 10.5%増加した。



高山本線関連事業整備位置図 (富山市「公共交通活性化計画」)

JR高山本線活性化社会実験、精算増加収入

	乗車人員				増加収入(千円)	当初運行負担金
	平成17年度		増 減		(返還分)	(千円)
平成20年度	890,475	984,021	93,546	10.5%	19,723	144,351
平成19年度	1,017,920	1,078,370	60,450	5.9%	16,481	150,445
平成18年度	388,408	393,453	5,045	1.3%	4,461	66,407

(* 実験区間は平成18,19年度は西富山駅～猪谷駅、平成20年度は西富山駅～越中八尾駅)
 (* 平成18年10月21日実験開始のため、平成18年度は11月～3月で比較)
 (富山市資料)

備考

出典・参考文献：

富山市「公共交通活性化計画（平成19年3月）」

JR 高山線活性化社会実験ホームページ (<http://www.takayamasen.com/>)

47. (運輸) 自転車通勤の推進 (名古屋市)

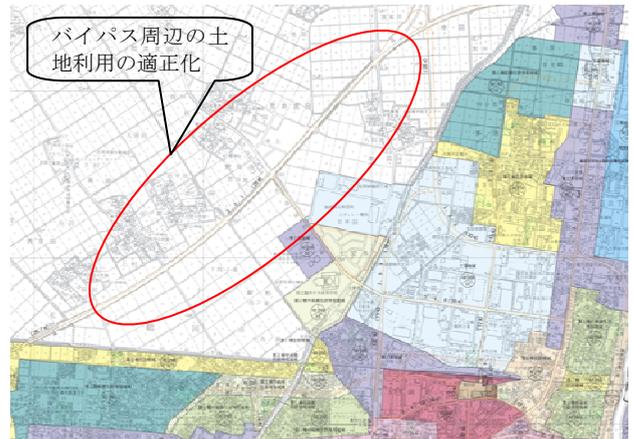
名古屋市 (運輸) 自転車通勤の推進	
所管	名古屋市総務局職員部給与課労政係
策定時期	2001 (平成 13) 年度
施策種別	通勤手当の支給に係る運用改善
目的・意義	自転車通勤する職員の通勤手当を増額し、自動車通勤をする職員の通勤手当を半額にすることで、通勤手段の自動車から自転車への転換を促進し、温室効果ガスを削減する。
対象	片道通勤距離が 2km 以上 15 km未満の自転車通勤する職員
取組内容	2001 (平成 13) 年から片道 2 km以上 15 km未満の自転車通勤をしている職員の通勤手当を 26～2 倍へ増額 (月額 8,200 円を上限とする。) した。一方、片道通勤距離 2 km以上 5 km未満の自動車 (自動二輪車含む) のみを利用して通勤している職員の通勤手当を半分に減額 (月額 2,000 円から、同 1,000 円) した。
適用実績	この結果、片道通勤距離 15 km未満でみた場合、改定前より自転車通勤者は 930 人 (113%) 増加し、自動車通勤者は 2,153 人 (41%) 減少した。(平成 20 年 4 月 1 日現在)
備考	類似した事例: 大分市 (通勤距離 12 km以上の自転車通勤者の通勤手当を拡充し、5 年前に比べ自転車通勤者数が 174 人増加。)

出典・参考文献:

省 CO₂ 型都市づくりのための自転車利用促進策にかかる調査報告書 (環境省)

48. (運輸) 幹線道路沿道の土地利用の適正化 (鶴岡市)

鶴岡市 (運輸) 幹線道路沿道の土地利用の適正化	
所管	鶴岡市都市計画課
策定期期	2001 (平成 13) 年 6 月 (鶴岡市都市計画マスタープラン(旧市版) 策定)
施策種別	都市計画との連携
目的・意義	都市機能を中心部に集積して、人口規模に応じたコンパクトな市街地を形成する。
対象	市民
取組内容	<p>庄内平野にある肥沃な水田地帯である鶴岡整備地区圃場に、国道 7 号バイパスが整備され、これに伴う沿線開発圧力が高まった。</p> <p>当該地区は、1999(平成 11)年の都市計画基礎調査の結果から、中心市街地の空洞化や郊外部における農地のスプロール化が進んでいることがわかり、鶴岡市では、優良農地を守り、市街地の拡散を防ぐために、都市計画マスタープランを策定した (2001(平成 13)年)。</p> <p>1996(平成 8)年策定した総合計画で「コンパクトなまちづくり」を位置づけていたが、住民意向の把握と徹底した合意形成により、都市計画マスタープランを策定した。そこで、市街化区域と市街化調整区域の導入を明記し、バイパス周辺は市街化調整区域に指定し無秩序な開発を回避することとした。ただし、別途条例を制定し、町並み保存や風景を守ることに對して配慮している。</p> <p>まちづくりの方針として以下の 4 つの柱を掲げて取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) コンパクトなまちづくりの推進 (2) まちなか居住の推進 (3) コミュニティによる都市再生 (4) 持続可能な都市づくり
適用実績	都市計画マスタープランの策定に伴い、市有施設の中心市街地への集積を実施。2008(平成 20)年 7 月には、「鶴岡市中心市街地活性化基本計画」も策定し、中心市街地への都市機能の集積を推進している。
備考	



出典・参考文献：鶴岡市資料

鶴岡市「中心市街地まちづくりの方針」、山形県資料等

<http://www.city.tsuruoka.lg.jp/050300/page2297.html>

http://www.pref.yamagata.jp/ou/shokorodokanko/110003/publicfolder200702197780488472/publicfolder200703159620074477/copy2_of_aee.pdf

49. (運輸) 大規模集客施設の立地の適正化 (福島県)

福島県 (運輸) 大規模集客施設の立地の適正化	
所管	福島県商業まちづくり課
策定時期	2006 (平成 18) 年 10 月 1 日施行
施策種別	条例：福島県商業まちづくりの推進に関する条例
目的・意義	「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」、「環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり」等の考え方にに基づき、中心市街地の活性化、小売商業施設の郊外への拡散抑制を推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
対象	店舗面積 6000 m ² 以上の小売商業施設。ただし、店舗面積の算出が困難な場合にあつては延べ床面積が 10,000 m ² 以上の小売商業施設。(以下、特定小売商業施設)
取組内容	(1) 生活圏の中心核となるよう、商業地域等の都市機能の集積地区、県民が公共交通機関を利用しアクセス可能な地区へ集積。⇒大規模小売店の中心市街地への回帰。 (2) 自動車利用が必要な郊外部への立地を抑制。 (3) 出店事業者は自発的にまちづくりの推進に寄与。 ↓ (4) 県は特定小売商業施設の立地を誘導する市町村、当該市町村内の地域について要件を設定。 (5) 都市計画法に規定する市街化調整区域、用途地域の指定のない区域や、優良農地、景観の優れた地域、自然環境保全地域等への立地は厳に抑制。
適用実績	60 以上の小売商業施設が地域貢献活動計画書を提出。地域貢献活動を推進。
備考	

出典・参考文献：

福島県『「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」の概要について』等

50. (運輸) 商業施設の駐車場を活用したパークアンドライド (仙台市)

仙台市 (運輸) 商業施設の駐車場等を活用したパークアンドライド	
所管	仙台市都市整備局公共交通推進課
策定期期	2003 (平成 15) 年 11 月
施策種別	関連施策との連携
目的・意義	商業施設：平日の空き駐車場の有効活用・企業のイメージアップ・売上増加 駐車場利用者：駐車料金が商品券購入のため、実質的な負担がない (一部店舗) 交通事業者：公共交通利用者の増加
対象	通勤に自動車を利用する者で市内の駅やバス停から公共交通機関に乗り換えが可能な者
取組内容	商業施設の駐車場を活用したパークアンドライド (P&R) は、既存の駐車場を活用できることから、P&Rを推進する有効な取組みの一つ。 一 また、商業施設、駐車場利用者、交通事業者それぞれがメリットを享受できるシステム。
	<p>泉中央地区の駐車場位置図</p>
適用実績	泉中央地区では、220 台分の駐車場が確保されているが、ほぼ満車状態。
備考	類似する事例 札幌市 (地下鉄の駅を中心に駐車場 28 箇所、3,100 台分を整備 (民間駐車場含む。))、つくば市 (駅周辺に駐車場約 850 台分を整備)、富山市

出典・参考文献：

- http://www.pref.toyama.jp/cms_cat/302010/kj00005871.html
- <http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/shisaku/tyusya/parkandride.html>
- http://www.tsud.co.jp/hp/p_r/p_r.html
- <http://www.city.sendai.jp/toshi/koutsukikaku/parkride/index.html>

52. (運輸) コンパクトシティ形成 (青森市)

青森市 (運輸) コンパクトシティの形成																																																																												
所管	青森市企画財政部中心市街地対策課																																																																											
策定時期	1999 (平成 11) 年 6 月 (都市計画マスタープラン) 2007 (平成 19) 年 2 月 (中心市街地活性化基本計画)																																																																											
施策種別	都市計画マスタープラン 青森市中心市街地活性化基本計画																																																																											
目的・意義	郊外開発を進めてきた従来の都市政策の反省に立ち、商業、職場、住宅、学校、病院など、様々な機能を都市の中心部にコンパクトに集中させることで、環境負荷の低減、都市の活力の保持、行政コストの削減等を図る。																																																																											
対象	市民																																																																											
取組内容	<p>「インナー、ミッド、アウター」の3エリアに分けて計画、開発案件の誘導、公共施設の計画的配置、交通施策などを集約。コンパクト化により、除雪費など行政コスト削減を図りながら、温室効果ガス削減施策も組込む。</p> <p>交通体系を意識した青森市のコンパクトシティの在り方</p> <table border="1"> <tr> <td>インナーシティ</td> <td>徒歩・公共交通による移動を支援する交通体系を確立</td> </tr> <tr> <td>ミッドシティ</td> <td>ゆとりある居住機能とその周辺機能によりコンパクトシティと都市活力の維持をバランスさせるゾーン 基本的には公共交通による移動を支援する交通体系を確立</td> </tr> <tr> <td>アウターシティ</td> <td>豊かな自然環境の維持により、コンパクトシティ形成を後方から支援するゾーン 公共交通と自家用自動車による交通をバランスさせる交通体系を確立</td> </tr> </table>	インナーシティ	徒歩・公共交通による移動を支援する交通体系を確立	ミッドシティ	ゆとりある居住機能とその周辺機能によりコンパクトシティと都市活力の維持をバランスさせるゾーン 基本的には公共交通による移動を支援する交通体系を確立	アウターシティ	豊かな自然環境の維持により、コンパクトシティ形成を後方から支援するゾーン 公共交通と自家用自動車による交通をバランスさせる交通体系を確立																																																																					
インナーシティ	徒歩・公共交通による移動を支援する交通体系を確立																																																																											
ミッドシティ	ゆとりある居住機能とその周辺機能によりコンパクトシティと都市活力の維持をバランスさせるゾーン 基本的には公共交通による移動を支援する交通体系を確立																																																																											
アウターシティ	豊かな自然環境の維持により、コンパクトシティ形成を後方から支援するゾーン 公共交通と自家用自動車による交通をバランスさせる交通体系を確立																																																																											
適用実績	<p>(1) 1999(平成 11)年から 2005(平成 17)年における一人当たり旅客自動車 CO₂ 排出量は、25%削減され、中核市の中で 5 番目に多い削減率 (首都圏、関西圏を除くと最大の削減率。)</p> <p>(2) 内訳としては、台当たりの年間走行距離が大きく削減されている。他方、一人当たりの年間トリップ数は増加。自家用車から、徒歩、自転車、公共交通機関への手段転換が今後の課題か。</p> <p>(3) CO₂ 排出量の減少要因は、詳しく調べる必要があるが、コンパクト化の効果が一定程度表れていると考えられる。</p> <p>表 3-3-2 平成 17 年及び 11 年の青森市における乗用車の走行の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人口 (千人)</th> <th>人口あたり</th> <th>トリップあた</th> <th>一人当た</th> <th>台あたり</th> <th>一人あたり</th> <th>台あたり</th> <th>年間総</th> <th>年間総</th> <th>排出量</th> <th>排出量</th> <th>車両数</th> </tr> <tr> <th>保有台数 (台/千人)</th> <th>り距離 (km/Trip)</th> <th>り年間トリ ップ数</th> <th>年間トリッ プ数</th> <th>年間走行距 離(10km)</th> <th>年間走行距 離(10km)</th> <th>トリップ数 (100 万トリップ)</th> <th>走行距離 (100 万 km)</th> <th>乗用計 (1 人 当たり)</th> <th>乗用計 (千トン)</th> <th>乗用計 (千台)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17</td> <td>312</td> <td>450</td> <td>9.0</td> <td>324</td> <td>719</td> <td>291</td> <td>646</td> <td>101</td> <td>905</td> <td>0.77</td> <td>241</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>H11</td> <td>319</td> <td>379</td> <td>12.2</td> <td>268</td> <td>708</td> <td>328</td> <td>866</td> <td>85</td> <td>1,046</td> <td>1.05</td> <td>335</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td></td> <td>-7</td> <td>71</td> <td>-3.3</td> <td>56</td> <td>11</td> <td>-37</td> <td>-220</td> <td>16</td> <td>-141</td> <td>-0.28</td> <td>-94</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td></td> <td>-2%</td> <td>19%</td> <td>-27%</td> <td>21%</td> <td>2%</td> <td>-11%</td> <td>-25%</td> <td>19%</td> <td>-13%</td> <td>-26%</td> <td>-28%</td> <td>16%</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料:(独)国立環境研究所データより環境省作成</p>	人口 (千人)	人口あたり	トリップあた	一人当た	台あたり	一人あたり	台あたり	年間総	年間総	排出量	排出量	車両数	保有台数 (台/千人)	り距離 (km/Trip)	り年間トリ ップ数	年間トリッ プ数	年間走行距 離(10km)	年間走行距 離(10km)	トリップ数 (100 万トリップ)	走行距離 (100 万 km)	乗用計 (1 人 当たり)	乗用計 (千トン)	乗用計 (千台)	H17	312	450	9.0	324	719	291	646	101	905	0.77	241	140	H11	319	379	12.2	268	708	328	866	85	1,046	1.05	335	121		-7	71	-3.3	56	11	-37	-220	16	-141	-0.28	-94	19		-2%	19%	-27%	21%	2%	-11%	-25%	19%	-13%	-26%	-28%	16%
人口 (千人)	人口あたり		トリップあた	一人当た	台あたり	一人あたり	台あたり	年間総	年間総	排出量	排出量	車両数																																																																
	保有台数 (台/千人)	り距離 (km/Trip)	り年間トリ ップ数	年間トリッ プ数	年間走行距 離(10km)	年間走行距 離(10km)	トリップ数 (100 万トリップ)	走行距離 (100 万 km)	乗用計 (1 人 当たり)	乗用計 (千トン)	乗用計 (千台)																																																																	
H17	312	450	9.0	324	719	291	646	101	905	0.77	241	140																																																																
H11	319	379	12.2	268	708	328	866	85	1,046	1.05	335	121																																																																
	-7	71	-3.3	56	11	-37	-220	16	-141	-0.28	-94	19																																																																
	-2%	19%	-27%	21%	2%	-11%	-25%	19%	-13%	-26%	-28%	16%																																																																
備考																																																																												

出典・参考文献:

青森市都市計画マスタープラン、中心市街地活性化基本計画
国立環境研究所、環境省資料

53. (運輸) 自転車を活用した公共交通の利用促進 (パリ、オスロ、バルセロナ)

パリ、オスロ、バルセロナ (運輸) 自転車を活用した公共交通の利用促進	
所管	パリ市、オスロ市、バルセロナ市
策定期間	パリ：2007年 オスロ：2002年 バルセロナ：2007年
施策種別	公共交通利用促進
目的・意義	乗り捨て型貸し自転車を導入し、バスや鉄道などのマス交通の末端交通として機能させることで自家用車からの転換を図り、温室効果ガスを削減する。
対象	市民
取組内容	<p>パリ、オスロ、バルセロナなどでは温暖化防止や渋滞対策等のため、中心市街地における公共交通の一環として、乗り捨て型貸し自転車(コミュニティサイクル)を導入。バスや鉄道などのマス交通の末端交通として機能させることで、公共交通の利便性を向上し、自家用車からの転換を図る。</p> <p>道路の再配分等により自家用車を使いにくくすることで、公共交通への転換を促進。住民同士のコミュニケーション機会が増え、地域活性化に貢献。自転車を地域で共有するため駐輪スペースも少なく、放置自転車対策にも資する。</p> <p>↓</p> <p>地下鉄の駅やバス停などにステーションを配置。自治体が初期投資・運営費用・ステーション設置箇所の許認可等のいずれかで協力。運営費用等を広告収入で賄う場合は、屋外広告に関する規制緩和や道路使用許可を行う。自転車レーンの整備、中心市街地への自家用車の乗り入れ規制やロードプライシングなどと併用。</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>パリのヴェリブ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>パス購入機</p> </div> </div>
適用実績	<p>パリ：開始当初 1,000 台のレンタル自転車を無人のセルフサービス貸し出し返却スタンド 750 箇所設置。2,008 年秋には 20,600 台 1,451 箇所に拡大。</p> <p>オスロ：1200 台の自転車と 100 箇所のステーション。</p> <p>バルセロナ：07 年 1,500 台 100 箇所程のステーションで開始。08 年およそ 5,700 台 380 箇所程に増加。</p>
備考	

出典・参考文献：

各都市HP、クリアチャンネルジャパン社資料等

街区・地区単位の対策

54. (家庭、業務、産業、運輸、エネルギー転換) 再開発時の取組み (スウェーデン・マルメ)

スウェーデン・マルメ (家庭、業務、産業、運輸、エネルギー転換) 再開発時の取組み	
所管	マルメ市
策定期期	2001年
施策種別	補助金、都市計画との連携等
目的・意義	都市再開発計画に基づき、街区内の電気・熱の需要をすべて地域で生産した再生可能エネルギーで供給することを目指す
対象	市民
取組内容	<p>港湾地区の再開発時に環境に配慮した集合住宅モデルを構築 (Bo01地区: 約25ha)。 約1300世帯が住む個性的な住宅団地。</p> <p>市が同地区の再開発に当たり、歩行者優先等の条件を、ディベロッパに提示。</p> <p>太陽熱、太陽光、風力発電とヒートポンプを組み合わせ、域内のエネルギー需要を100%再生可能エネルギーで供給することを目指す。地域熱供給などに補助金を支給。2004年の実績は、約85.1%。</p> <p>また、一部のマンションでは、入居者に環境教育の実施や、生ゴミからバイオガスを作成し、家庭用コンロや自動車燃料に利用している。</p> <p>なお、補助金に加え、環境税の効果等により、スウェーデンの民生部門のCO₂排出量は、ヒートポンプやペレットボイラーの導入等を進めた結果、90年比で半減している (06年)。</p>
対策・施策目標、指標	再生可能エネルギーによって、域内のエネルギー需要を100%賄う。
適用実績	再生可能エネルギーによる供給が85.1% (2004年)
備考	



供給			需要		
項目・細目	供給(MWh)	割合	項目・細目	需要(MWh)	割合
電気	5714	50.4%	電気	6558	49.3%
風力	5708	50.4%	屋内	4821	36.2%
太陽光	6	0.1%	ヒートポンプ	1387	10.4%
温水	3499	30.9%	送電	350	2.6%
ヒートポンプ	3172	28.0%	温水	4650	34.9%
太陽熱	327	2.9%	冷水	2105	15.8%
冷水	2115	18.7%	域内	75	0.6%
ヒートポンプ	2115	18.7%	域外	2030	15.2%
合計	11328	100.0%	合計	13313	100.0%

出典・参考文献:

マルメ市ホームページ

(<http://www.malmo.se/servicemeny/malmostadinenglish/westernharbour/plansandongoingprojects/bo01expoarea.4.33aee30d103b8f15916800024272.html>)

九州大学山下潤「北欧諸国における地域循環型社会形成が都市形成に果たす役割」, 第12回 IBS フェローシップ 2006 年度等を参考

スウェーデン温室効果ガス排出量報告書 (Sweden's National Inventory Report 2008)

55. (家庭、業務、運輸、エネルギー転換) タウンエコエネルギーシステムの構築 (飯田市)

飯田市 (家庭、業務、運輸、エネルギー転換) タウンエコエネルギーシステムの構築	
所管	飯田市水道環境部環境課
策定期期	2007(平成19)年6月
施策種別	飯田市中心市街地活性化基本計画 飯田市環境モデル都市行動計画
目的・意義	中心市街地全体に「タウンエコエネルギーシステム」を活用した「街区エコエネマネジメント」を展開し、街区単位で集中的な温室効果ガスの削減を図る。
対象	街区、事業者、市民
取組内容	<p>タウンエコエネルギーシステムを構築するため以下の取組を行う。</p> <p>(1) エネルギー政策先進地域との情報交換 民間事業者とともにタウンエコエネルギーシステムを構築するため、エネルギー政策に積極的に取り組んでいる地域から情報収集、ノウハウの提供を受ける。</p> <p>(2) 新たな事業者の設立 地域のエネルギー会社やまちづくり会社のノウハウを融合した事業者の設立を目指す。事業者設立までの間で必要がある場合は、事業者につながる複合体(JV等)で対応。</p> <p>(3) 地域独自の環境価値を付加した低炭素不動産の普及と高効率エネルギー機器への転換による既存住宅等の省エネ化</p> <p>①ユーザー視点も含めた地域独自の環境価値を考慮した低炭素不動産のありかたの研究 モデル的な低炭素不動産を建設活用することで低炭素不動産の普及の研究を行い、かつ、意識啓発を行うとともに、上記事業者が主体となって、地域における低炭素不動産の推奨、販売、管理方法について検討する。また、低炭素不動産の販売も行う。</p> <p>②「飯田市低炭素社会基本条例」(仮称)の制定と地球温暖化防止コーディネーター等による誘導 「飯田市低炭素社会基本条例」(仮称)や、地球温暖化防止コーディネーターを活用した誘導策により、民生部門の高効率エネルギー機器への転換を促進し、既存建築物からの温室効果ガス削減を図る。</p> <p>③市内にある6000本の防犯灯のLED化、公共施設の照明器具のLED化 市内にある6000本の防犯灯をすべてLEDにすることで温室効果ガスの削減を図るとともに、公共施設の照明器具を順次LEDに転換する。</p> <p>(4) 環境視点からの木材利用と森林管理の推進</p> <p>①経済的な仕組みの構築による間伐の促進と木質バイオマスエネルギーの安定供給 地域産材が流通し、利用されることで、森林所有者までに経済的な利益還元ができる体制を構築し、間伐を一層促進するとともに木質バイオマスエネルギーの安定的な供給を行う。</p> <p>②地域産材の需要拡大、総合的な供給を図る製材所の設立 地域独自の大型の製材所を設立し、地域産材をブランド化することで地域産材の適正な価格で取引し、木材の流通と間伐を促進、山林の荒廃化によるCO₂吸収源の減少を防ぐ。</p> <p>③吸収源としての適正な森林管理 将来的な排出権取引の実施に備えた地域内の森林吸収源測定等の研究をしつつ、地域内外の企業等を支え手とする間伐の促進により吸収源を確保し、地域産材を循環利用する。</p> <p>④竹やぶの間伐と活用 市内の荒廃竹林を整備(間伐)し、CO₂吸収源を確保する。また、竹の活用についても研究を行う。</p> <p>(5) おひさまもりのエネルギー活用プロジェクト</p> <p>①あらゆる屋根を活用した太陽光発電施設の面的展開 省エネ基準を満たした新築住宅への集中的な太陽光発電システムの設置、太陽光発電パネルの価格低減にあわせた太陽光市民共同発電の発展モデルにより、普及を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と市の補助金制度による住宅用太陽光発電、住宅用太陽熱温水器の設置普及 ・省エネ基準を満たした住宅への太陽光発電設置の普及

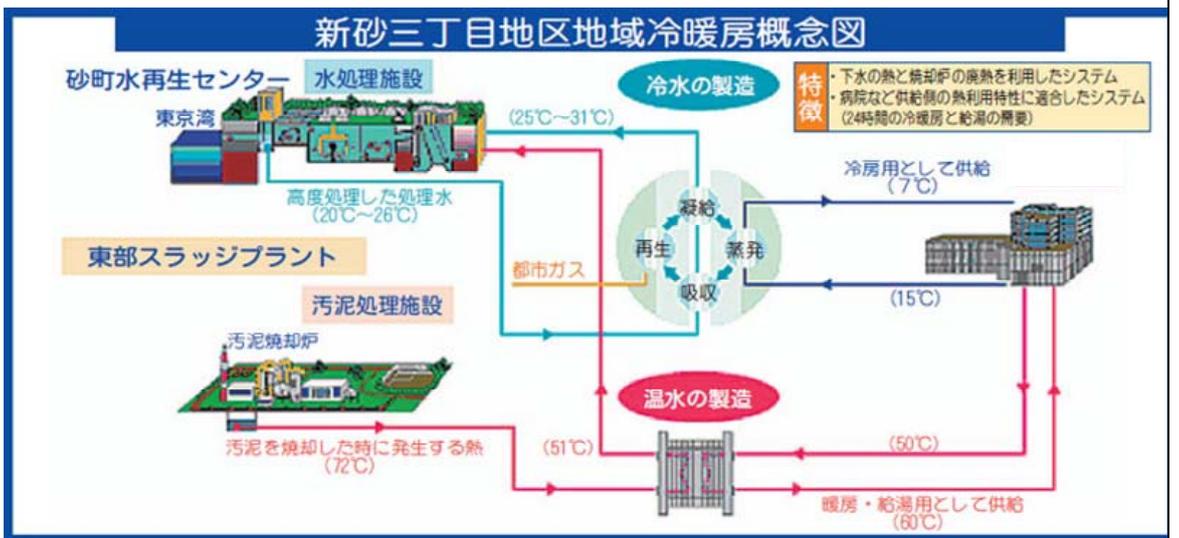
	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電と太陽熱温水器をセットにした20年での投資回収設置支援モデルによる普及 ・太陽熱市民共同利用モデルによる普及 ・太陽光発電と太陽熱温水器をセットにしたイニシャルコスト2割削減設置モデルによる普及 ・住宅での太陽光市民共同発電事業による普及 <p>②木質バイオマスエネルギー機器の普及と環境教育における活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等への木質ペレットストーブ、薪ストーブの設置と環境教育での活用 ・民生部門における木質ペレットボイラー、ペレットストーブ、薪ストーブ等の導入の促進 <p>③太陽熱、木質バイオマスエネルギー熱によるオンサイト熱供給システムの実証的導入と事業化</p> <p>太陽熱や木質バイオマス熱によるオンサイト熱供給システムの実証的導入やグリーン熱証書を活用したビジネスモデルを確立する。</p>
適用実績	上記取組内容は2009(平成21)年度から開始。
備考	

出典・参考文献：

飯田市「環境モデル都市提案書」、中央環境審議会（平成19年11月） 伊藤滋早稲田大学特命教授発表資料等
http://www.city.iida.lg.jp/iidaspyher/open_imgs/info/0000000168_0000007613.pdf#search='タウンエコエネルギーシステム'

56. (家庭、業務、廃棄物) 下水熱の地域供給 (東京都)

砂町処理場 (東京都) (家庭、業務、廃棄物) 下水熱の地域供給	
所管	東京都下水道局施設管理部施設保全課
策定時期	供給開始: 2002(平成14)年4月
施策種別	新砂地区整備・開発の基本方針 (1995(平成7)年)
目的・意義	処理水と焼却炉の排熱のもつ未利用エネルギーを冷温熱に変えて供給することにより、従来方式に較べて、給湯を可能にし、省エネルギー、高い環境保全効果、低コスト化の実現を図ることを目的とする。
対象	江東区新砂三丁目地区 (営団地下鉄南砂町駅南側)
取組内容	<p>「下水処理水」と汚泥処理過程で排出される高温の「洗煙水」を熱源とする、熱交換器とガス吸収冷温水機を中心としたプラントで、夏季に処理水を活用して冷房用の冷水を高齢者福祉・医療施設に供給。年間を通して焼却排熱を活用して暖房・給湯用の温水の供給を行う。</p> <p>【システムの特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水の熱と焼却炉の廃熱を利用 病院など併給側の熱利用特性に適合したシステム <p>【供給内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 供給内容 冷熱 (7℃)、温熱及び温水 (60℃) <p>【水の流れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 砂ろ過・塩素処理後の処理水を熱交換器に通した後、沈砂池に戻す (処理水全体のうち1割未満) スクラバ排水を熱交換器に通した後、沈砂池にて処理 <p>【建設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 冷水・温水ともに、熱交換器を処理場内に設置。処理工程からの配管と熱交換器は新世代下水道事業として建設 熱交換器から福祉・医療施設までの配管は、熱供給会社が建設 (新世代の補助なし)。このうち、処理場敷地内の配管については、東京都に無償譲渡しており、維持管理を同会社が実施



● 施設平面図



適用実績 重油 200L のドラム缶 7,077 本分の熱量を活用 (2003 年度)

備考

出典・参考文献：

「環境・循環型社会白書 (平成 20 年版)」環境省
<http://www.gesui.metro.tokyo.jp/oshi/in137.htm>

57. (家庭、業務) 温暖化対策促進地域の指定と都市計画との連携 (千代田区)

千代田区 (家庭、業務) 温暖化対策促進地域の指定と都市計画との連携	
所管	千代田区まちづくり推進部都市計画課
策定時期	2008 (平成 20) 年 6 月
施策種別	都市計画との連携
目的・意義	飯田橋駅西口地区の再開発にあわせ、建物の省エネルギー化や二酸化炭素の削減、地区内建物間での連携によるトータルな環境負荷低減を推進することで地区周辺を含めた環境対策を図る。
対象	飯田橋駅西口地区
取組内容	<p>建築物の機能更新の際には、エネルギー使用の合理化を図るとともに、資源の適正利用等の環境改善に向けた以下の取組を計画的に進めていく。</p> <p>(1) 二酸化炭素の排出削減について地区内の平均二酸化炭素排出原単位を、原則として、区内の業務部門に係る平均二酸化炭素排出原単位の 6 割以下とする。</p> <p>(2) 地区内では建物の省エネルギー対策として、高断熱ガラスによる熱負荷低減、省電力照明の使用を実施する。</p> <p>(3) 緑化、保水性舗装等を実施する。</p> <p>(4) 業務部門の原単位の削減を実現し、2012 (平成24) 年には、容積率の緩和による建物の床面積の増大を見込んでも、地区内の建物からの二酸化炭素排出総量を現行区域における総量と比較して5%以内の増加に抑えることを目指す。</p> <p>長期的な視点として、事業者等と連携協力を図りつつ、同地区における建物からの二酸化炭素排出総量を2020 年には1990 年ベースより約25%削減することを目標とし、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 地区内に生じた廃熱の周辺地区における利用。</p> <p>(2) 周辺地区に集中的に設置した太陽光発電装置による電力の地区内における利用。</p> <p>(3) 地区内及び周辺地区の建物におけるエネルギー使用量データをコンピュータシステムにより収集し、収集したデータを基に専門家による省エネルギーに関するアドバイスを行うエリアエネルギーマネジメントシステムの導入。</p>
対策・施策目標、指標	<p>(1) 地区内の平均二酸化炭素排出原単位を、原則として、区内の業務部門に係る平均二酸化炭素排出原単位の 6 割以下とする。</p> <p>(2) 建物からの二酸化炭素排出総量を現行区域における総量と比較して 5%以内の増加に抑えることを目指す。</p> <p>(3) 二酸化炭素排出総量を 2020 年には 1990 年ベースより約 25%削減する。</p>
適用実績	<p>地区計画決定に先立ち、「飯田橋・富士見地域まちづくり基本構想」および「飯田橋・富士見地域まちづくりガイドライン」を策定。</p> <p>2009(平成 21)年 1 月、内閣官房地域活性化統合事務局により環境モデル都市として選定された。</p>
備考	

出典・参考文献：

平成 20 年度環境白書

58. (家庭、業務) 小倉北区城野地区低炭素先進モデル街区の形成 (北九州市)

北九州市 (家庭、業務) 小倉北区城野地区低炭素先進モデル街区の形成	
所管	北九州市建築都市局総務企画部事業調整課
策定時期	2008 (平成 20) 年 11 月
施策種別	都市計画との連携
目的・意義	陸上自衛隊城野分屯地の移転に伴い、大規模な土地利用転換が見込まれる小倉北区城野地区において、街区の整備段階から成長段階までを通して実現可能な低炭素技術・方策を導入し大幅なCO ₂ 排出削減を実現する「低炭素先進モデル街区」を形成することで市街地のゼロカーボン化を目指す。
対象	市内城野地区
取組内容	<p>公共交通の利用促進やカーシェアリング、省エネ住宅や長期優良住宅、太陽光や太陽熱等の自然エネルギー、エネルギーのエリアマネジメント等先進的な技術や次世代の普及技術・システムを集積した低炭素モデル街区を形成する。街区形成のイメージは、下図のとおり。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>取組のスケジュール 平成 21 年度：計画案をまとめ合意形成 平成 22 年度：整備計画策定 平成 23 年度、24 年度：整備事業 平成 25 年度：展開</p>
適用実績	CO ₂ 削減見込 5 年間の CO ₂ 削減見込 4,800 CO ₂ -t
備考	民間の先行事例：北九州市内では、賃貸マンションに、大規模太陽光発電を導入することで、大幅に光熱費を削減した事例もある。これらのマンションでは、世帯ごとに太陽光パネルを割り当て (1.5kw 程度)、電力使用状況も公開している。また、電力使用量の多い住宅にはマンションの管理人の指導が入るなどの工夫をしている。

出典・参考文献：

<http://www.city.kitakyushu.jp/file/35110100/teitanso/image.pdf>

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/090511_kyougikai/090511kentokai-1.pdf#search=北九州市城野地区 面的

http://www.shibaura-group.com/estate/g-denryoku_bk.html

59. (家庭、業務) 開発事業者等の配慮計画の策定・実施の義務化、CO₂アクションエリアの指定等 (柏市)

<p>柏市 (家庭、業務、運輸) 省 CO₂ まちづくり (開発事業者等の配慮計画の策定・実施の義務化、CO₂ アクションエリアの指定等)</p>	
<p>所管</p>	<p>柏市環境部環境保全課</p>
<p>策定時期</p>	<p>柏市地球温暖化対策推進条例 (2007(平成 19)年 10 月完全施行) 柏市地球温暖化対策計画 (2008(平成 20)年 3 月)</p>
<p>施策種別</p>	<p>条例に基づく計画策定・実施の義務化、新実行計画 (区域施策) に基づく街区・地区単位の対策推進 (地区指定)</p>
<p>目的・意義</p>	<p>一定規模以上の開発行為を伴う開発事業者等に配慮計画書を策定させることにより自然エネルギー・多様なエネルギー・資源の効率的な活用、省エネルギーの推進、廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用等の推進、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化することで地球温暖化対策を推進する。</p>
<p>対象</p>	<p>都市計画法に規定する開発行為 (3,000 m²以上のもの)、土地区画整理事業、市街地再開発事業、大規模小売店舗の新設 (店舗面積が 4,000 m²以上のもの) 等 (開発事業者等の配慮計画の策定・実施の義務化) 新規開発地区、都市機能集積地区、都市エネルギー活用可能地区 (CO₂ アクションエリアの指定)</p>
<p>取組内容</p>	<p>柏市では、2008(平成 20)年 3 月に策定した地球温暖化対策計画において、区域の温室効果ガス排出量を 2000(平成 12)年度に比べ、2015(平成 27)年度に 10%以上、2030(平成 42)年度に 25%以上削減する目標を掲げている。この目標を達成するためには個別対策だけでなく、面的な対策が不可欠との認識の下、同計画に「省 CO₂ まちづくり行動計画」を定め、それを実現するためのルールとして、</p> <p>面的対策を行なうための「アクションエリアの設定」</p> <p>CO₂ 排出量の少ない都市開発の実践を要請するための「配慮制度」</p> <p>省 CO₂ まちづくりを確実に実践するための「インセンティブ制度」</p> <p>を検討することとしている。</p> <p><アクションエリアの指定></p> <p>アクションエリアは、まちづくりの機運の高いエリアを指定し、複数の建物を一体と捉え、エリア内の CO₂ 排出を削減する対策を開発事業者、地権者、自治体等の関係者が共同して実施していくための枠組みである。その候補として、以下のような地域が考えられている。担保方策については、今後検討することとされている。</p> <p>(1) 新規開発地区： ニュータウン開発、団地再生等の大規模開発を捉える CO₂ の大幅削減を目指す。</p> <p>(2) 都市機能集積地区： 再開発、市街地再生等の機会を捉え、業務用施設の CO₂ 大幅削減対策を導入。</p> <p>(3) 都市エネルギー活用可能地区： 公的な大規模施設、都市施設の更新の機会を捉え、未利用エネルギー・再生可能エネ</p> <div data-bbox="877 1097 1484 1971"> <p>■アクションエリア候補地 (柏の葉キャンパス駅周辺)</p> <p>集合住宅地区 ⇒新築・改築・再開発の促進 ・省エネ建築 (断熱化)・設備・機種の導入 ・エネルギー管理システム (EMS) の導入 ・再生可能エネルギー (太陽光) の導入 ・省エネ機器・省エネ器具 (LED照明) の導入 ・省エネ機器・省エネ器具 (LED照明) の導入 ・省エネ機器・省エネ器具 (LED照明) の導入</p> <p>戸建住宅地区 ⇒省エネ建築 (断熱化)・設備・機種の導入 ・省エネ機器・省エネ器具 (LED照明) の導入 ・省エネ機器・省エネ器具 (LED照明) の導入 ・省エネ機器・省エネ器具 (LED照明) の導入</p> <p>商業・業務地区 ⇒省エネ建築 (断熱化)・設備・機種の導入 ・エネルギー管理システム (EMS) の導入 ・再生可能エネルギー (太陽光) の導入 ・省エネ機器・省エネ器具 (LED照明) の導入</p> <p>大学 ⇒省エネ建築 (断熱化)・設備・機種の導入 ・エネルギー管理システム (EMS) の導入 ・再生可能エネルギー (太陽光) の導入 ・省エネ機器・省エネ器具 (LED照明) の導入</p> <p>県道・市道 ⇒省エネ建築 (断熱化)・設備・機種の導入 ・エネルギー管理システム (EMS) の導入 ・再生可能エネルギー (太陽光) の導入 ・省エネ機器・省エネ器具 (LED照明) の導入</p> </div>

	<p>ルギーを活用、面的に広げていく。 アクションエリアの候補地としては、柏の葉キャンパス駅周辺が挙げられている。(右図)</p> <p><開発事業者等の配慮計画の策定・実施> 温暖化対策条例第9条及び同規則第7条の規定により、開発事業者等は、それぞれの開発において環境への配慮を検討し、「環境配慮計画書」の策定及び提出が義務付けられている。対象となる開発事業者等は、以下のとおり。 (1)都市計画法に規定する開発行為のうち、面積が3000㎡以上の開発行為 (2)土地区画整理事業 (3)市街地再開発事業 (4)大規模小売店舗立地法に規定する店舗（既存の建物の変更は除く）のうち、面積が4000㎡以上のもの</p> <p>また、「環境配慮計画書」の内容は、開発事業等における地球温暖化対策の実施予定内容を記載する。 (1)自然エネルギーその他多様なエネルギー及び資源の効率的な活用等に関する事項 (2)省エネルギーの推進に関する事項 (3)廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等の推進に関する事項 (4)温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に関する事項 (5)その他、市長が必要と認める事項</p> <p><インセンティブ制度> 地球温暖化対策計画には、省CO₂まちづくりを確実に実行するため、補助金や税制を活用したインセンティブの検討が記載されている。 そのうち、税制については、固定資産税、都市計画税について、CO₂削減対策を考慮した土地利用について、減税又は免税などの措置や、既存建築物に対してCO₂削減対策を行なう場合の改修工事に伴う減税・免税などの措置が想定事項として挙げられている。</p>
<p>対策・施策目標、指標</p>	<p>■柏の葉国際キャンパスタウン構想 つくばエクスプレス駅周辺の「環境・健康・創造・交流の街」を基本コンセプトとした公民学連携による国際学術研究都市・次世代環境都市 (1)持続可能な都市づくり (2)緑被率40%、街区緑化率25% (3)中心街区では2030(平成42)年に35%以上のCO₂削減を目指す</p>
<p>適用実績</p>	<p>2009(平成21)年5月現在9件の計画書が策定されている。</p>
<p>備考</p>	

出典・参考文献：

柏市「地球温暖化対策推進条例」「地球温暖化対策推進条例施行規則」「柏市地球温暖化対策計画」「柏の葉国際キャンパスタウン構想」等

<http://www.city.kashiwa.lg.jp/notice/ondanka/01.htm>

http://www.city.kashiwa.lg.jp/policy_plan/global_warming/01.pdf

60. (家庭、運輸) 低炭素型住宅団地の形成 (摂津市)

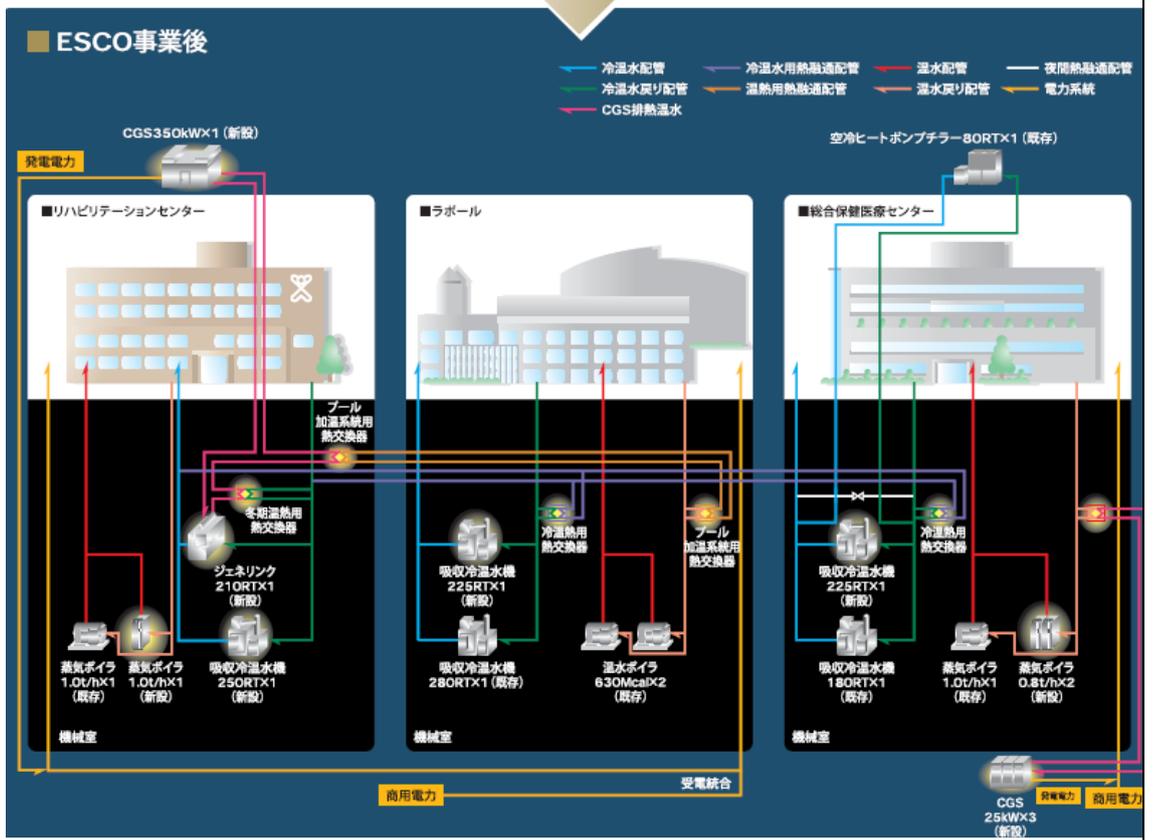
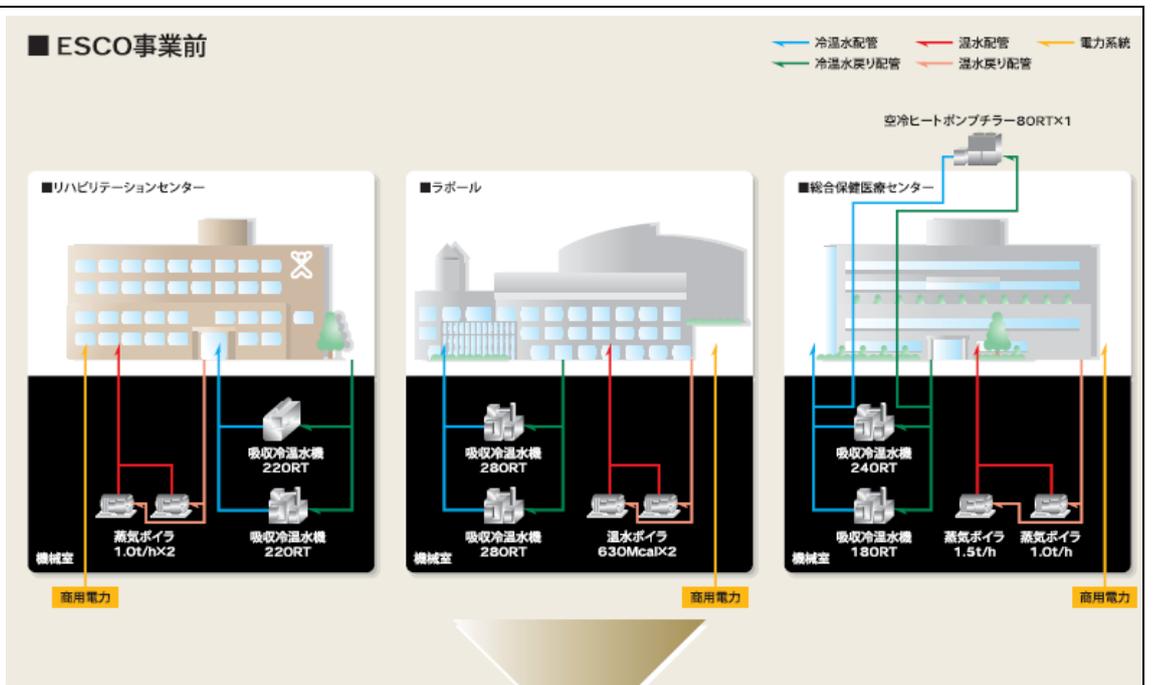
摂津市 (家庭、運輸) 低炭素型住宅団地の形成	
所管	摂津市都市整備部都市計画課
策定時期	事業開始：2007(平成19)年
施策種別	ガイドライン、都市計画との連携
目的・意義	地区計画等に基づき、新駅周辺の利便性の向上、市民サービスの向上、快適な居住環境の確保を図り、良好な市街地環境の創出が目的
対象	摂津市南千里丘地区
取組内容	<p>二酸化炭素排出量を、新たなまちの完成時である2013(平成25)年春頃に大阪地域の平均的な住宅や業務用施設等を前提に推計した現状値に比して25%削減する。</p> <p>ヒートアイランド対策については、まだ大部分の住宅が木造であり、ヒートアイランドに係る気象データが整備され始めた概ね30年前の気温に戻すために必要となる熱負荷量として、夜間の熱負荷量を現状より12W/m²削減する。</p> <p>これらの目標を達成するために新駅設置と連動し、新たな都市拠点を整備するため土地区画整理事業を実施し、併せて以下のような取組を行う。</p> <p>【民間の取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅・業務施設における白熱灯の蛍光灯への変更 (2) 住民の家電製品買い換え時のトップランナー家電への買い換え促進 (3) 駐車場削減による公共交通の利用促進 (4) エネルギー使用状況のモニタリングの検討 (4) エネルギー消費量・二酸化炭素排出削減量の評価システムの検討 (5) 地区単位での排出量取引の仕組みの導入の検討 <p>【市の取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 道路歩道部等での連続的な植栽の設置、設計段階から風の道への配慮 (2) 透水性アスファルト舗装等の実施 (3) 雨水利用 (4) 省エネ方式の照明灯設置 (5) 照明灯等への太陽光パネル設置 (6) 建物敷地内での植栽による緑化率25%確保 (7) 街区内への自家用車の乗り入れ制限、駐車場設置義務緩和とカーシェアリングの導入検討。 (8) 街区内の大学研究機関と連携した対策の実施と評価。 <p>土地利用については、「地域活性化ゾーン」「市民交流ゾーン」「住宅供給ゾーン(A)」「住宅供給ゾーン(B)」に区分し、それぞれに建築物等の用途制限を規定、目標達成のため有効な土地活用を図る。</p>
対策・施策目標、指標	<ol style="list-style-type: none"> (1) 新たなまちの完成時である2013(平成25)年春頃に大阪地域の平均的な住宅や業務用施設等を前提に推計した現状値に比して25%削減する。 (2) ヒートアイランド対策については、まだ大部分の住宅が木造であり、ヒートアイランドに係る気象データが整備され始めた概ね30年前の気温に戻すために必要となる熱負荷量として、夜間の熱負荷量を現状より12W/m²削減する。
適用実績	2007(平成19)年10月南千里丘周辺地区まちづくりガイドラインを策定。 2009(平成21)年1月までに28回のまちづくり懇談会を開催。
備考	

出典・参考文献：

摂津市資料、南千里丘周辺地区地区計画

61. (業務) 既存建物間熱供給 (横浜市)

横浜市 (業務) 新横浜 3 施設 ESCO 事業	
所管	横浜市まちづくり調整局公共建築部保全推進課
策定時期	供給開始：2006(平成 18)年 4 月
施策種別	補助金
目的・意義	3 施設が地下駐車場で繋がっているため配管が容易、負荷ピークが業態により異なることに着目し、負荷平準化、省エネルギー、省コストを図る。
対象	横浜ラポール、横浜市総合リハビリテーションセンター、横浜市総合保健医療センター
取組内容	<p>エネルギーを建物間で相互にやりとりするシステムで、既存の公共施設（医療・福祉・スポーツ施設）を対象とした電力・熱の面的融通+省エネ対策事例。</p> <p>【補助金適用条件】</p> <p>(1) 二つ以上の建物に対して省エネルギーシステムの導入があること。 (2) 省エネ率が年 10%以上あること。 (3) エネルギー削減量が建物あたり年 100KL（原油換算）以上あること。 (4) エネルギー供給事業者と地方公共団体の共同申請であること。</p>



適用実績	CO ₂ 削減量は約30%。 ESCO事業として、総投資額約5億8千万円、年間回収額約8千万円。
備考	<課題> 施設間調整が複雑、効果配分・料金配分などの調整が必要。 現状では、熱源設備は各施設単独だが、共有化することにより、さらなる省エネ、省CO ₂ 化が期待できる。

出典・参考文献：
 横浜市資料、ESCO推進協議会資料
<http://www.energy-advance.co.jp/esc0/index.html>

緑地の保全及び緑化の推進、熱環境の改善

62. (家庭、業務) 流山グリーンチェーン戦略 (流山市)

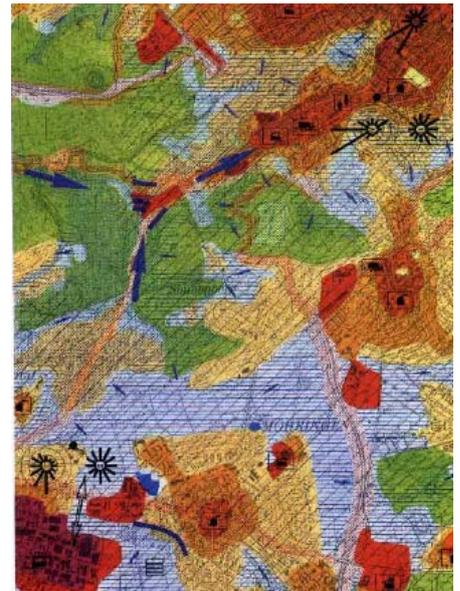
流山市 (家庭、業務) 流山グリーンチェーン戦略																																										
所管	流山市都市整備部みどりの課																																									
策定時期	2007 (平成 19) 年 10 月 1 日																																									
施策種別	流山市グリーンチェーン認定実施要綱																																									
目的・意義	緑の価値づくりの取組を支援し、その取り組みを連鎖させることで住まい手個人の快適性を高め、個々の住まい手の取組を連鎖させることで緑豊かな町全体の環境価値を創造する。																																									
対象	戸建住宅 (単独)、戸建住宅 (街区)、集合住宅、商業・業務・その他の施設																																									
取組内容	<p>グリーンチェーン認定基準を設定、その指標に基づく開発事業を認定することで開発事業者、住まい手等の自主的な取り組みを促進。</p> <p>指標 1 : 【目的】 道路表面の温度上昇抑制、【対策】 接道部高木緑化 指標 2 : 【目的】 敷地間通風の確保、【対策】 通風を妨げない敷地境界 指標 3 : 【目的】 道路面からの放射熱進入抑制、【対策】 植栽帯 指標 4 : 【目的】 敷地内地表面及び建物外壁の温度上昇抑制、【対策】 敷地内空地緑陰 指標 5 : 【目的】 排熱と CO₂ 排出の抑制、【対策】 省エネ型設備機器 指標 6 : 【目的】 住戸断熱性能の確保、【対策】 断熱性能 指標 7 : 【目的】 住戸内通風の確保、【対策】 居間における二方向開口</p> <p>認定レベル 1 : 指標 1 と指標 2 を満たすこと 認定レベル 2 : 指標 1 ~ 5 までを満たすこと 認定レベル 3 : 指標 1 ~ 7 まで全ての基準を満たすこと</p>																																									
適用実績	<p>表. グリーンチェーン認定を受けた事業者及び個人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">認定レベル</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸建住宅 (単独)</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>戸建住宅 (街区)</td> <td>17</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>集合住宅</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>商業・業務</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>35</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2009 (平成 21) 年 1 月時点</p> <div style="text-align: center;">  <p>流山市グリーンチェーン制度認定マーク</p> </div>					認定レベル			合計	1	2	3	戸建住宅 (単独)	2	2	4	8	戸建住宅 (街区)	17	0	0	17	集合住宅	4	5	0	9	商業・業務	10	1	0	11	その他	2	1	0	3	合計	35	9	4	48
	認定レベル			合計																																						
	1	2	3																																							
戸建住宅 (単独)	2	2	4	8																																						
戸建住宅 (街区)	17	0	0	17																																						
集合住宅	4	5	0	9																																						
商業・業務	10	1	0	11																																						
その他	2	1	0	3																																						
合計	35	9	4	48																																						
備考																																										

出典・参考文献:

流山市「流山グリーンチェーン戦略」

63. (家庭、業務) 風の道 (ドイツ・シュツットガルト市)

ドイツ・シュツットガルト市 (家庭、業務) 風の道	
所管	シュツットガルト市
策定時期	1980年代
施策種別	都市計画との連携
目的・意義	盆地に位置することによる深刻な大気汚染物質の滞留対策、ヒートアイランド対策
対象	開発事業者等
取組内容	<p>シュツットガルト市は、すり鉢状の盆地の中に立地する都市で、その地形が冬期の冷たい風から街を守っていたが、自動車の普及等に伴い、逆にその地形が大気汚染物質を対流させることとなった。</p> <p>そのため、大気汚染問題の解消を目的に都市計画の策定過程に気象学者を加え、都市気候の調査を行ない、大気の流れを都市計画により制御させることとした。その後、夏の熱さも問題となり、1980年代には風向きや風速などを詳細に調査し、その結果市街地を取り囲む丘陵からの風に着目し、この風を市街地に途切れなく導入させるため、風の流れを位置付け、緑地ネットワークや建物形態の配慮といった、いわゆる「風の道」計画を策定することとなった。</p> <p><内容></p> <p>緑地のネットワークを基本とし土地利用計画に位置付けられている。この土地利用計画を基本に、丘陵部から市街地へ風が流れ込むように法的拘束力を有する地区詳細計画によって高さ等の建物形態や配置に規制がかけられている。</p> <p>「風の道」を位置付け、その維持、保全を行うために、シュツットガルト市では「気候分析図」と「計画のためのアドバイスマップ」という2つの地図を作成している。</p> <p>気候分析図は(1) 1:25000程度の図面で対象地域内、十数地点の気温や風など様々な気候要素の図化、(2) 土地利用や人口密度、大気汚染負荷発生量など各種の基本的空間情報の図化、(3) 数値計算や風洞実験による現象の再現という3つのプロセスを経て収集された情報を統合し、局地的な気候に与える影響により地域をゾーニングし、図化している。</p> <p>この気候分析図を基に、都市計画、開発を行なう際に都市気候からみた配慮事項を図化したものがアドバイスマップである。アドバイスマップには、空気の流れを示し、この流れが維持されるような土地利用計画や、気候保全機能が高く保全すべき緑地等が示されている。プランナーは、畜生再計画を立案する際に、このマップを参照するよう強く推奨されている。</p>
適用実績	既存の研究によれば、丘陵地帯からの冷気流によって大気汚染物質は市街地から吹き飛ばされ、夏季のヒートアイランドも緩和されているとされている。
備考	ドイツでは、環境負荷を低減させる都市計画、都市機構に配慮した都市計画が導入されている事が多い。



シュツットガルト市周辺における気候分析図の例 (環境省「都市大気環境改善方策検討調査報告書」(平成17年10月))

出典・参考文献:

都市大気環境改善方策検討調査報告書 (平成17年10月 環境省)

<http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/iten/kankyo/>

64. (家庭、業務) 風の道 (東京都大丸有エリア)

風の道 (家庭、業務) 東京都大丸有エリア	
所管	東京都環境局都市地球環境部計画調整課
策定時期	2003(平成 15)年 3 月
施策種別	ヒートアイランド対策取組方針 補助金等
目的・意義	東京駅周辺の大丸デパートの改築にあたり風の道に配慮した建築計画とすることで周辺環境を改善
対象	「都心」「品川駅周辺」「新宿」「大崎・目黒」の 4 エリア
取組内容	<p>区部におけるヒートアイランド現象の発生要因とされる人工排熱や地表面被覆の状況等について、熱環境上の特徴より 5 つに類型化した熱環境マップを作成、これに基づき、ヒートアイランド対策推進エリアを設定。</p> <p>「ヒートアイランド対策取組方針」を策定し、積極的な対策に乗り出している。</p> <p>都心エリアでは、大丸デパートの改築にあたり、東京湾の海風が皇居・東京中心部に抜け、皇居からの冷気をまちに染み出させるように、風の道に配慮した計画。</p> <p>再開発時に風の道に配慮した計画を策定。</p> <p>(1) 再開発時に風の道に配慮した計画を策定。</p> <p>(2) 保水性舗装、街路樹の植栽、再開発建物の壁面緑化、屋上緑化、ミスト散水等の対策の実施。</p> <p>(3) 環境ガイドライン、まちづくりガイドラインの策定。</p> <p>(4) 都市マスタープランへの「風の道」の位置づけ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境ガイドライン、まちづくりガイドラインの策定。 ・都市マスタープランへの「風の道」の位置づけ。
	<p>皇居からの冷気のにじみ出し (風の道に配慮した夜間)</p> <p>皇居</p> <p>東京湾から吹き込む風の道</p> <p>内濠</p> <p>皇居からにじみ出した冷気の拡散</p> <p>日比谷公園</p> <p>日本橋川</p> <p>JR有楽町駅</p> <p>JR東京駅</p> <p>風の道を遮断する駅ビルの撤去</p> <p>外濠通り</p> <p>半成19年度ゴールシティ中核街区パイロット事業 平成 20年度以降ゴールシティ中核街区認定事業</p> <p>大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会(大手町・丸の内・有楽町周辺街区調整者) 提供資料を基に作成</p>
適用実績	風の道を考慮した建物配置としたことで夏季晴天日の日中は西～北西方向の風が卓越した。(皇居側から東京駅に向かって吹く。)
備考	

出典・参考文献：

環境省資料、東京都「東京都のヒートアイランド対策」等

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/sakutei_manual/kaitei_comm/com03/mat07_2-3.pdf

65. (家庭、業務) 緑のカーテン (板橋区)

(板橋区) (家庭、業務) 緑のカーテン	
所管	板橋区資源環境部環境保全課地球温暖化対策係
策定時期	2006(平成18)年度
施策種別	普及啓発
目的・意義	身近で取り組みやすい温暖化対策として普及させることで意識啓発を図る。
対象	家庭、事業所
取組内容	<p>(1)「緑のカーテン」とは、ツル性の植物(ゴーヤ、ヘチマ等)による壁面緑化で、夏の強い日差しを和らげ、葉の蒸散作用により周辺温度を下げることで室温の上昇を抑える効果がある。「板橋区地球温暖化防止地域推進計画」の重点取組に位置づけられている。</p> <p>(2)取組内容は下記の通り。</p> <p>①緑のカーテン「町ぐるみで広げよう」プロジェクトへの参加を随時受け付けており、参加者に対し、緑のカーテンの育成に関する情報紙送付や、温暖化全般についての情報提供を行っている。</p> <p>②春の「育成講習会」開催、秋の「料理講習会」開催、その他区主催への各イベントや、エコプロダクツ展出展等によるPR、マニュアルの配布を行っている。また、コンテストを年に一回実施して優秀事例を「環境シンポジウム」で表彰するとともに、緑のカーテン育成に関する情報収集も行っている。</p> <p>③公共施設(区役所、小中学校、児童館等)への緑のカーテン設置を行う。</p> <p>(3)2007(平成19)年度からは「板橋区地球温暖化防止活動推進協議会」が中心となり、普及活動やコンテストの運営を行っている。</p>
適用実績	<p>(1)公共施設60箇所</p> <p>(2)個人130名(「町ぐるみで広げよう」プロジェクト参加者数)</p> <p>(3)コンテスト参加(H19) 個別部門55作品、町ぐるみ部門4作品</p> <p>このほか、自主的に取り組んでいる家庭・事業者が相当数あると考えられている。</p>
備考	<p>(1)庭の無い家庭でもベランダで実施できる、地域全体としても、緑化、コミュニティの発展等の効果が見込めるなどの特徴があり、特に都市部における環境意識の啓発として有効な取組である。</p> <p>(2)2012(平成24)年度まで区として取り組むが、将来的には区が関わらなくても地域が率先して行う取組への発展が期待されている。地域アドバイザーの養成等が検討されている。</p>

出典・参考文献:

環境省「地方公共団体による地球温暖化関連施策」

http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/005/005016.html

66. (業務、産業) 緑化計画書 (京都府)

京都府 (業務、産業) 緑化計画書							
所管	京都府文化環境部地球温暖化対策課						
策定時期	2007 (平成 19) 年 4 月施行						
施策種別	条例：京都府地球温暖化対策条例						
目的・意義	地球温暖化の防止をはじめ、ヒートアイランド現象の抑制や都市環境の改善を図るため、府民や事業者が建物を建てる際、基準に従い緑化を行う。						
対象	京都市の定めた緑化重点地区 (都市緑地法第 4 条第 2 項第 3 号ホに規定する区域)、福知山市・舞鶴市・綾部市・宇治市・亀岡市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・南丹市・木津川市・大山崎市・久御山町・井手町・精華町の市街化区域 (都市計画法第 7 条第 1 項の規定による市街化区域) 内に敷地面積 1,000 m ² 以上の建築物の新築、改築を行おうとするもの。						
取組内容	<p>京都市の定めた緑化重点地区 (都市緑地法第 4 条第 2 項第 3 号ホに規定する区域)、福知山市・舞鶴市・綾部市・宇治市・亀岡市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・南丹市・木津川市・大山崎市・久御山町・井手町・精華町の市街化区域 (都市計画法第 7 条第 1 項の規定による市街化区域) 内に敷地面積 1,000 平方メートル以上の建築物の新築、改築を行おうとするものは、下表の基準に従い緑化しなければならない。また、建築確認の申請を行う日の 30 日前までに、緑化計画書を知事に届出なければならない。届出提出後、緑化工事が完了したら、緑化工事完了届を完了写真など必要書類添えて速やかに提出。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>緑化の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 地上部</td> <td> 緑化面積が次のア又はイに掲げる算式により算出した面積のいずれか小さい方の面積以上であること。 ア (敷地面積 - 建築面積) × 15% イ (敷地面積 - (敷地面積 × 建ぺい率 × 0.8)) × 15% </td> </tr> <tr> <td>2 建築物上</td> <td>緑化面積が屋上面積の 20%以上であること。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	緑化の基準	1 地上部	緑化面積が次のア又はイに掲げる算式により算出した面積のいずれか小さい方の面積以上であること。 ア (敷地面積 - 建築面積) × 15% イ (敷地面積 - (敷地面積 × 建ぺい率 × 0.8)) × 15%	2 建築物上	緑化面積が屋上面積の 20%以上であること。
区分	緑化の基準						
1 地上部	緑化面積が次のア又はイに掲げる算式により算出した面積のいずれか小さい方の面積以上であること。 ア (敷地面積 - 建築面積) × 15% イ (敷地面積 - (敷地面積 × 建ぺい率 × 0.8)) × 15%						
2 建築物上	緑化面積が屋上面積の 20%以上であること。						
適用実績	2008 (平成 20) 年 12 月現在) 127 件の特定建築主から、特定建築物緑化計画書の提出があった。						
備考							

出典・参考文献：

<http://www.pref.kyoto.jp/greenroof/index.html>

http://www.pref.kyoto.jp/kankyo_haku/resources/20303.pdf

67. (業務) 建築物敷地・屋上の緑化 (大阪府)

大阪府 (業務) 建築物の敷地等における緑化を促進する制度	
所管	大阪府環境農林水産部 みどり・都市環境室 自然みどり課 自然環境グループ
策定時期	条例改正の施行：2006(平成18)年4月1日
施策種別	条例：大阪府自然環境保全条例
目的・意義	緑は多様な効用を有しているが、近年、特に、府域において進行するヒートアイランド現象や地球温暖化といった課題への解決方法として注目されている。その解決に向けての緊急の対処策として本条例を改正するため、現行の目的規定も改正。
対象	敷地面積 1000 m ² 以上の建築物の新築・改築または増築 ※増築は、増築後の建築床面積が増築前の 1.2 倍を超えないものは除く。
取組内容	<p>自然環境保全条例第 33 条及び 34 条に基づき、一定規模以上の敷地において建物を建てる時に緑化を義務付け、基準に合う緑化計画書等の届出を義務付け。ヒートアイランド現象の緩和や潤いとやすらぎのあるまちづくりに向けて、大阪府自然環境保全条例が改正。</p> <p>勧告：届出を行わない者に対して届出を行うことを勧告することが可能。</p> <p>顕彰：緑化に関する建築主のより積極的な取り組みを促進するため、顕彰の仕組みを位置づける。</p> <p>公表：本制度の実効性を確保することにより、条例の趣旨を尊重し、公平性を確保するため、公表に関する規定を設ける。</p> <p><評価対象></p> <p>(1) 条例基準を大幅に上回る緑化が行われたもの</p> <p>(2) 建築物や周辺環境調和した緑化が行われているもの</p> <p>(3) スペースを有効利用しているもの</p> <p>(4) 敷地外部への公開性の高いもの</p> <p>(5) 新技術を積極的に採用しているもの</p> <p>(6) 都市の魅力向上に資するもの</p> <p>(7) その他、本条例の趣旨にそったもの</p>
適用実績	<p>「第 2 回 おおさか優良緑化賞」(2008(平成 20)年 11 月 5 日選考委員会開催)</p> <p>(1) 大阪府知事賞 ディーグラフォート千里中央 スイートガーデン豊中旭ヶ丘 日野病院</p> <p>(2) 選考委員会奨励賞 ウェリス・ジオ千里佐竹台 ザ・ヴァンデュールシティ グッドタイムリビング香里ヶ丘 特別養護老人ホーム 四條畷荘 児童養護施設 あおぞら 千里リハビリテーション病院 ホソカワミクロン株式会社</p>
備考	

出典・参考文献：

<http://www.pref.osaka.jp/midori/shizenjourei/>

「廃棄物等の発生の抑制の促進その他の循環型社会の形成」に関する施策事例

68. (家庭、業務、廃棄物) グリーン購入制度 (北九州市)

北九州市 (家庭、業務、廃棄物) グリーン購入制度	
所管	北九州市環境局環境首都政策課
策定時期	2001(平成13)年10月
施策種別	普及啓発
目的・意義	再生品や環境負荷の小さい物品の市場拡大、物品供給事業者の経営努力を促す、市の率先購入による市民・事業者の行動を促すことを目的としたグリーン購入。
対象	市・市民・事業者
取組内容	<p>(1) グリーン購入基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会づくりに向け、再生品や環境負荷の小さい物品の市場拡大を目指す。 ・物品等を供給する事業者に、環境負荷の小さい物品の開発や環境に配慮した経営努力を促す。 ・市の全組織が率先してグリーン購入を行うことで、市民や事業者の行動を促す。 <p>(2) 九州グリーン購入ネットワークへの参加</p> <p>九州地域におけるグリーン購入活動や普及啓発、情報提供、調査研究を行い、環境負荷の小さい製品やサービスの市場形成を促進し、循環型社会の構築に寄与することを目的とした九州グリーン購入ネットワークに代表幹事として参加。</p>
適用実績	<p>(1) グリーン購入基本方針</p> <p>2001(平成13)年度の基本方針策定時には対象分野12分野にて開始。その後対象分野を増やし、2009(平成21)年度においては19分野249品目まで拡大。調達率はほぼ100%を推移している。</p> <p>(2) 九州グリーン購入ネットワークへの参加</p> <p>2006(平成18)年度の設立時から参加し、各種のイベントにおいて啓発活動を推進。</p>
備考	<p>北九州市におけるグリーン購入対象品目は国の基本方針に加え、3項目を独自基準として追加し、より環境に配慮した製品の購入を進めている。特に下記の2項目については、市が積極的に再生品を使用することにより、市内における資源循環のルートが形成されている。</p> <p>(1) 紙類 (トイレットペーパー)</p> <p>国の基準である「古紙パルプ配合率100%であること」に加え、「コアレス(芯なし)タイプであること」、「シングル巻であること」を追加。</p> <p>市民が排出した紙パックなどの古紙を利用した上記仕様のトイレットペーパーを積極的に購入するよう、基準を定めている。なお、「コアレス(芯なし)タイプ」、「シングル巻」のトイレットペーパーを使用することで、資源の有効活用、ごみ減量の効果がより向上すると考えている。</p> <p>(2) 照明 (蛍光灯)</p> <p>ラピッドスタート形又はスターター形を使用する場合に、「材料の全部又は一部に再生材を使用していること」を追加。</p> <p>市内エコタウン企業にて、本市などから排出された使用済み蛍光灯の蛍光体を使用した再生品を生産しており、これらを積極的に購入するよう基準を定めている。</p>

出典・参考文献：

環境省「地方公共団体が取組んでいる循環型社会形成に向けた施策紹介」、北九州市HP、北九州市資料

69. (家庭、業務) 環境配慮型店舗認定制度 (仙台市)

仙台市 (家庭、業務) 環境配慮型店舗認定制度	
所管	環境局廃棄物事業部リサイクル推進課啓発係
策定時期	2000(平成 12)年度
施策種別	制度
目的・意義	ごみの減量化・リサイクルの推進に取り組む小売店舗を「環境配慮型店舗」として認定し、市民、事業者の環境保全に対する意識の高揚を図る
対象	地球環境への影響を考慮し、循環型社会の形成の推進を図り、より快適な生活環境をつくっていくために、ごみの減量化・リサイクルの推進に取り組む市内小売店舗を経営する事業者
取組内容	ごみ減量やリサイクルの推進に関する次の 10 項目のうち、4 項目以上に取り組んでいます。あなたの近くのお店ではどんな取り組みをしているか確認してね。 (1)簡易包装の推進 (2)買い物袋(レジ袋)の削減 (3)環境に配慮した商品の販売促進 (4)使い捨て容器・製品の使用(販売)削減 (5)店頭での資源物の回収・リサイクル (6)消費者へのごみ減量・リサイクルの呼びかけ (7)再生紙等の再生品の利用促進 (8)業務で発生する資源物のリサイクル (9)ごみ減量・リサイクルの推進のための体制整備 (10)その他、店舗の創意工夫によるごみの減量・リサイクルの推進
適用実績	2009(平成 21)年 3 月時点 エコにこショップ : 326 店舗
備考	

出典・参考文献 :

<http://www.gomi100.com/million/07/>

70. (家庭) ごみ減量に向けた環境学習の推進 (川崎市)

川崎市 (家庭) ごみ減量に向けた環境学習の推進	
所管	環境局生活環境部廃棄物政策担当
策定時期	2005(平成17)年度
施策種別	普及啓発
目的・意義	ごみの減量・リサイクルを推進するために、ごみの問題に意識と関心のある市民と連携し、環境教育や環境学習の場を拡大することで循環型社会の構築を目指し、環境意識の公用を図る。
対象	市民
取組内容	小学生を対象とした「出前ごみスクール」のほか、自治会、町内会等の集会やイベントなどで、ごみの減量・リサイクルの体験学習などを行う「ふれあい出張講座」など、ごみ減量に向けた環境学習を推進。
適用実績	2008(平成20)年度の開催回数 出前ごみスクール 58回 ふれあい出張講座 48回
備考	

出典・参考文献：

環境省：「地方公共団体が取組んでいる循環型社会形成に向けた施策紹介」

川崎市：<http://www.city.kawasaki.jp/30/30kantyo/home/gakusyuu/top.htm>

71. (家庭) グリーンコンシューマーの育成 (北九州市)

北九州市 (家庭) ポイントシールを活用したレジ袋削減策などによるグリーンコンシューマーの育成	
所管	北九州市環境局環境政策部環境首都政策課
策定時期	2006(平成 18)年 7 月 1 日
施策種別	普及啓発
目的・意義	日常の生活に環境保全の視点を取り入れて行動する市民、「グリーンコンシューマー」の育成を推進する
対象	日常の生活に環境保全の視点を取り入れて行動する市民
取組内容	(1) 全市共通ノーレジ袋ポイント「カンパスシール」事業の展開 全市で共通利用できるポイントシールによるレジ袋削減事業を 2006(平成 18)年 12 月から開始。 本事業により、ごみの減量化、CO ₂ の削減、環境に配慮。 消費者育成 (グリーンコンシューマー) という役割を担った。 (2) 3R 講座の開催 3R の必要性の理解と市民一人ひとりが実践できる活動提案を目指した講座を 2003(平成 15)年度から開講。 特に、消費の側面から市民の主体的な環境活動を促し、グリーンコンシューマーの育成を図った。
適用実績	2008(平成 20)年度は、「北九州市グリーンコンシューマー推進委員会」を 1 回開催し、カンパスシール事業 ^{※1} 、レジ袋削減等について検討。
備考	グリーン購入ネットワーク主催「第 10 回グリーン購入大賞」審査員特別賞に選定。 ^{※1} レジ袋を断るなど、日常の環境行動で、ポイントがもらえ、そのポイントでさまざまなサービスが受けられる、環境にやさしい行動をする人を応援する仕組み。

出典・参考文献：

北九州市HP

72. (家庭、業務、産業、廃棄物) 地区内の資源循環 (川崎市)

川崎市 (家庭、業務、産業、廃棄物) 地区内の資源循環	
所管	川崎市経済局労働産業振興部工業振興課
策定時期	1998(平成10)年3月
施策種別	まちづくり
目的・意義	地域への環境負荷をできるだけ削減し、環境と産業活動が調和した持続可能な社会をめざす。
対象	東海道線から産業道路までの「既成市街地」、産業道路から内奥運河までの「臨海部第一層」、浮島町・千鳥町・水江町・扇町などの「臨海部第二層」、東扇島・扇島・浮島町先の埋立地からなる「臨海部第三層」。
取組内容	<p>環境と産業活動が調和した持続可能な社会をめざす「川崎エコタウン」を整備 地区内の企業が、生産工程から製品の廃棄時にいたるまであらゆる面で環境負荷要因の削減の努力を行い、さらに、個々の企業の努力に加えて、企業間の連携やリサイクル施設を利用することにより地区内の資源循環を目指している。川崎エコタウンにおける物質フローをみると、川崎市内での循環利用が進んでいることが見て取れる。</p> <p>川崎ゼロ・エミッション工業団地での具体的な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 企業内で発生する廃棄物を、目標を定めて積極的に抑制 (2) 企業内で発生する紙類廃棄物は、組合で収集し、団地内企業で再生 (3) 企業内で発生するプラスチック廃棄物は、組合で収集し、団地内設備で燃料として使用 (4) 焼却施設の廃熱エネルギーの再利用 (5) 団地内では、川崎市入江崎水処理センターの高度処理水及び工場内処理水を再使用 (6) 企業内において、水資源はできるだけ循環使用し、廃水処理設備の負荷を定減 (7) 焼却灰をセメント原料として再利用 (8) 企業内で発生する生ごみをコンポスト化し、団地の共同緑地内で肥料として再利用 (9) 雨水を団地内防水用水や植栽への灌水として利用 (10) 近隣企業との共同受電による共同受電者間の自家発電力有効利用 <p>それぞれの工場での取組</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 天然ガス自動車の使用 <p>工場内での水力発電設備の使用 工業薬品と水の循環使用 難再生古紙(色物、ラミネート紙など)のリサイクル メッキ廃液を工場外に排出しない循環型クローズドメッキシステム</p>
適用実績	<ol style="list-style-type: none"> (1) 環境産業フォーラムを開催し、アジアの環境ビジネスの有識者から現地の情勢や成功のポイントを学びぶことにより、多くの企業の参考になるとともに、参加企業間の交流を促進。 (2) 新エネルギー・環境展において、市内環境産業・エコタウンに関する展示を行い、市民等への普及・啓発を実施。 (3) 川崎エコタウンのモデル地区である川崎ゼロ・エミッション工業団地をはじめ川崎エコタウンにおいて、国内外の見学者を多数受入れ、エコタウンの取組を積極的に情報発信。また、川崎ゼロ・エミッション工業団地においては、エコ学習を開催し、エコタウンの取組に対する理解や環境問題に対する意識を向上。 (4) 国内外のシンポジウム等において、エコタウンの取組や環境産業振興の取組について、情報発信。
備考	

出典・参考文献:

「環境・循環型社会白書(平成20年版)」環境省

<http://www.city.kawasaki.jp/28/28kogyo/ecobusiness/index.htm>

73. (家庭、廃棄物) リサイクル工場の運営 (神戸市)

神戸市 (家庭、廃棄物) リサイクル工場の運営	
所管	神戸市環境局資源循環部減量リサイクル推進課
策定時期	2001(平成13)年度
施策種別	リサイクル
目的・意義	不要品の再使用ルートの確立とごみの発生抑制・再使用・再利用を進める市民の意識啓発を図り、ごみの減量・資源化を促進する。
対象	市民
取組内容	収集した家具・自転車のうち、簡単な修理によってリユース可能なものを修理・展示・提供。古本や育児・子供用品を展示、無料持帰り等を実施
適用実績	「リサイクル工房みなとじま」 修理した家具・自転車の展示・提供等。 「リサイクル工房だいこく」 修理した家具・自転車の展示・提供とともに、環境情報の提供等。 「リサイクル工房あづま」 古本、育児・子供用品などの不用品の交換や環境情報の提供等を行い、ごみの減量・資源化の普及啓発とリユースを図る。 「こうべ環境未来館リユースコーナー」でも、修理した家具・自転車の展示・提供を行っている。
備考	

出典・参考文献：

環境省「地方公共団体が取組んでいる循環型社会形成に向けた施策紹介」

http://www.city.kobe.lg.jp/life/recycle/waketon/shirumanabu/koubou/index_menu.html

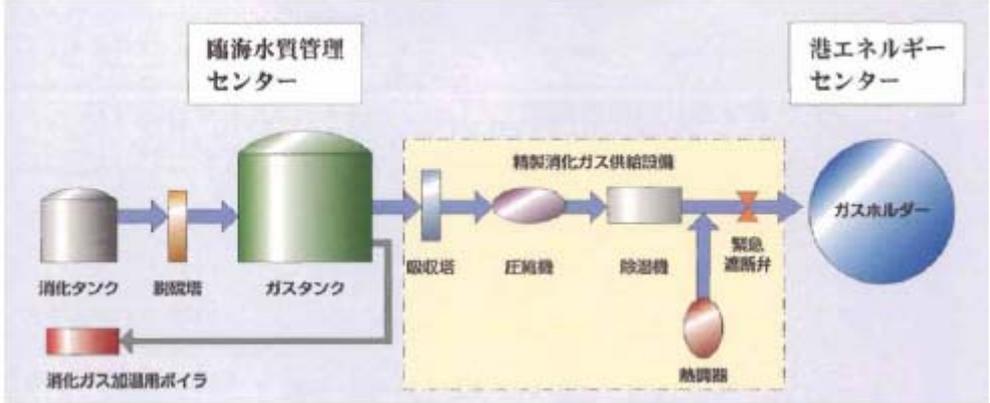
74. (業務、産業) 岐阜県リサイクル認定製品 (岐阜県)

岐阜県 (業務、産業) 岐阜県リサイクル認定製品	
所管	県庁廃棄物対策課企画調査担当
策定時期	条例実施要綱施行：2007(平成19)年4月1日
施策種別	条例：岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例
目的・意義	リサイクル製品の利用促進を図るとともに、リサイクル産業の育成を図ることを目的とする。
対象	下記のいずれにも適合していること (1) 県内の事業場で製造等が行われたものであること (2) 原材料となる循環資源が主に県内で発生したもの (3) 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場で製造等が行われたもの (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二条第三項に規定する特別管理一般廃棄物及び同条第五項に規定する特別管理産業廃棄物を原材料として使用していないこと (5) 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による土壌の汚染に係る環境に関する基準（規則で定めるリサイクル製品の品目ごとに規則で定めるものに限る。）に適合すること (6) 工業標準化法に基づく日本工業規格若しくは農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく日本農林規格若しくは知事が岐阜県リサイクル認定製品認定審査委員会の意見を聴いて定める規格のいずれかに適合するもの (7) 原材料に占める循環資源の割合が、リサイクル製品の品目ごとに規則で定める基準を満たすこと
取組内容	主として県内で発生する循環資源を使用し、県内で製造されるリサイクル製品を「岐阜県リサイクル認定製品」として認定し、リサイクル製品の消費拡大を図るとともに、県事業において優先的に使用していく。
適用実績	2008(平成20)年12月31日現在 263製品
備考	

出典・参考文献：

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11225/waste/nintei/index#1>

75. (業務) 下水道バイオガスの活用 (金沢市)

臨海水質管理センター (金沢市) (業務) 下水道バイオガスの活用	
所管	金沢市企業局施設部水処理課
策定時期	2005(平成 17)年度
施策種別	率先実行
目的・意義	金沢市北部地域から回収した下水汚泥より発生する消化ガスを精製、市の都市ガスとして利用することで二酸化炭素の排出量削減による地球温暖化防止に寄与。
対象	市有施設
取組内容	下水道バイオガスを精製し (CH ₄ : 90%)、隣接する都市ガス工場にバイオガスを供給。  <p style="text-align: center;">都市ガスの原料として供給</p>
適用実績	金沢市臨海水質管理センターにおいて、年間約 36 万 m ³ (約 1,400 世帯に供給するガスに相当。2006(平成 18)年度実績) のガスを供給 (約 600 t-CO ₂ の削減効果) 都市ガスへの混入率は約 1%
備考	NEDO 補助事業として取組

出典・参考文献：

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/conf_ecofuel/02/mat01_5.pdf#search='下水道バイオガス金沢市'

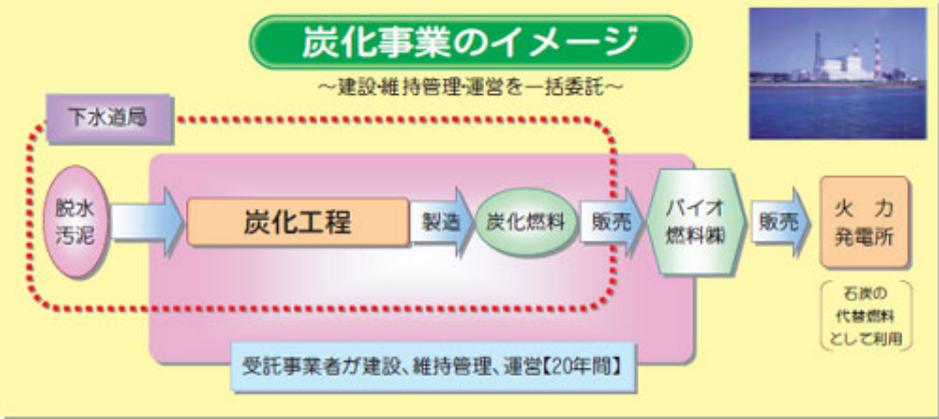
76. (運輸、エネルギー転換) 下水道バイオガスの燃料利用 (神戸市)

東灘処理場 (神戸市) (運輸、エネルギー転換) 下水道バイオガスを天然ガス自動車の燃料に利用	
所管	神戸市建設局下水道河川部工務課 神戸市交通局市バス車両課
策定時期	営業運行開始：2006 (平成 18) 年 10 月 2 日
施策種別	エネルギー転換
目的・意義	神戸市では、消化ガスの 100%有効利用を目指して、「こうべバイオガス活用事業」を東灘処理場において 2006(平成 18)年度より着手し、従来の下水処理場内での有効利用に加えて、(1)下水道維持管理車両、(2)ごみ収集車、(3)市バス、(4)道路維持管理車両等、市の関連事業で使用する車両等での利用を図っている。
対象	市の公用車や下水道事業に使用する脱水ケーキ運搬車などの公益車 使用車両 魚崎営業所所属 大型CNGノンステップバス 1 両 (定員：57 人)
取組内容	精製したガスに「こうべバイオガス」と名付け、天然ガス自動車に供給 下水道バイオガスを精製することにより (CH ₄ ：98%)、天然ガス自動車の燃料としてそのまま使用することが可能 東灘処理場において、精製後で年間約 70 万 m ³ (1 日 50km の距離を走る市バス 40 台分のガスを 1 日に供給できる量) の燃料を供給する計画 (約 1,200 t -CO ₂ の削減効果)
適用実績	2006(平成 18)年 10 月より、東灘区を営業運行する天然ガス自動車仕様の市バス 1 両に「こうべバイオガス」を供給しており、市民の方々の足として活用
備考	

出典・参考文献：

<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/54/press/20060928tp02.pdf><http://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/gesui/biogas.html>

77. (エネルギー転換、廃棄物) 発電所への燃料供給 (東京都)

東部スラッジプラント (東京都) (エネルギー転換、廃棄物) 下水汚泥炭化物を火力発電所の燃料として供給	
所管	下水道局計画調整部計画課
策定時期	2007(平成19)年11月
施策種別	エネルギー転換
目的・意義	下水汚泥を炭化し、火力発電所の燃料とすることで石炭使用量を大幅に削減し、地球温暖化の防止に貢献する。
対象	砂町、三河島、有明の各水再生センターから送られてくる汚泥
取組内容	下水汚泥を炭化し、炭化物を石炭代替の燃料として火力発電所に供給。 東京都東部スラッジプラントにおいて、年間 99,000 t の下水汚泥から 8,700 t の炭化物を製造し、いわき市にある常磐共同火力発電所に供給。
	 <p>炭化事業のイメージ ~建設・維持管理・運営を一括委託~</p> <p>下水道局 → 脱水汚泥 → 炭化工程 → 製造 → 炭化燃料 → 販売 → バイオ燃料株式会社 → 販売 → 火力発電所</p> <p>石炭の代替燃料として利用</p> <p>受託事業者が建設、維持管理、運営【20年間】</p>
適用実績	従来の汚泥焼却と比較し、年間 37,000 t -CO ₂ の削減効果
備考	

出典・参考文献：

国土交通省

東京都下水道局

http://www.gesui.metro.tokyo.jp/kanko/newst/198/n198_2.htm

78. (廃棄物) 産業廃棄物税の導入 (山口県)

山口県 (廃棄物) 産業廃棄物税の導入	
所管	山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課
策定時期	2003(平成15)年7月
施策種別	条例：山口県産業廃棄物条例 (2004(平成16)年4月施行)
目的・意義	循環型社会の構築に向けた取組を一層加速させるため、産業廃棄物の排出抑制や減量化・リサイクルの促進を図るとともに、税収を活用して産業廃棄物施策の一層の推進を図る。
対象	産業廃棄物を県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者
取組内容	<p>(1) 申告と納税 最終処分業者（特別徴収義務者）が排出事業者又は中間処理業者から、処分料金とあわせて産業廃棄物税を徴収し、月初めから月末までの1ヶ月分をまとめて、翌月末日までに件に申告納入。</p> <p>中間処理業者が、他の事業者の委託を受けて中間処理した産業廃棄物を自らが所有する最終処分場に搬入する場合は、その中間処理業者がその搬入した重量に応じ、産業廃棄物税を翌月末日までに県に申告。</p> <p>(2) 納める額 産業廃棄物の埋立処分のために最終処分場に搬入した産業廃棄物1トンにつき1,000円を徴収する。</p> <p>(3) 税収の使途 産業廃棄物税の税収は、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量、その他産業廃棄物の適正な処理の促進のために必要な経費に使われる。</p> <div style="text-align: center;"> <p>納税のイメージ</p> </div>
適用実績	<p>(1) 産業廃棄物税収額 193,000 千円 (2007(平成19)年度)</p> <p>(2) 産業廃棄物税活用事業の概要 (事業費は当初予算の額)</p> <p>①環境インフラ整備支援 110,600 千円</p> <p>②産業活動の支援 71,000 千円</p> <p>③普及啓発 1,100 千円</p>
備考	

出典・参考文献：

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10700/sanpai/summary.html>

79. (廃棄物) ごみ処理有料化 (野田市)

野田市 (廃棄物) ごみ処理有料化																																																																																	
所管	野田市環境部清掃計画課																																																																																
策定期期	1995(平成7)年度																																																																																
施策種別	条例：野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例																																																																																
目的・意義	指定ごみ袋を有料とすることで、ごみの減量。また、指定ごみ袋の価格は袋代ではなく、処理手数料となっており、処理経費の約半分を賄う。																																																																																
対象	市民																																																																																
取組内容	<p>(1) ごみ袋の種類 可燃ごみ専用、不燃ごみ専用</p> <p>(2) 無料引換券の配布 野田市に住民登録及び外国人登録をしている世帯には、毎年2月末日の住民基本台帳を基に、翌年度分として世帯主宛に無料引換券(130枚分)を配布。廃棄物の発生の抑制及び再利用に努めたことにより、無料引換券が余った場合には、余った無料引換券と再生紙を使用したトイレットペーパー等の再生品と交換する還元制度有り。</p> <p>(3) 販売金額 20リットル5枚セット 425円(1枚当たり85円) 30リットル5枚セット 625円(1枚当たり125円) 40リットル5枚セット 850円(1枚当たり170円)</p> <p>(4) 袋の記名 ごみを集積場に搬出する場合は、所定の欄に記名しなければならない。</p>																																																																																
適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人口</th> <th>世帯数</th> <th>ごみの排出量(t)</th> <th>1人1日当たり排出量(g)</th> <th rowspan="14">←指定ごみ袋導入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成6年度</td><td>118,771</td><td>37,960</td><td>44,798.45</td><td>1,033.38</td></tr> <tr><td>平成7年度</td><td>119,803</td><td>38,942</td><td>30,869.20</td><td>704.01</td></tr> <tr><td>平成8年度</td><td>120,379</td><td>39,659</td><td>31,743.59</td><td>722.46</td></tr> <tr><td>平成9年度</td><td>120,744</td><td>40,225</td><td>32,308.63</td><td>733.09</td></tr> <tr><td>平成10年度</td><td>120,930</td><td>41,004</td><td>33,603.27</td><td>761.3</td></tr> <tr><td>平成11年度</td><td>121,262</td><td>41,664</td><td>33,488.79</td><td>754.56</td></tr> <tr><td>平成12年度</td><td>121,591</td><td>42,367</td><td>31,404.60</td><td>707.62</td></tr> <tr><td>平成13年度</td><td>121,876</td><td>43,194</td><td>31,700.04</td><td>712.6</td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td>121,698</td><td>43,781</td><td>32,560.26</td><td>733.1</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td>152,952</td><td>54,779</td><td>39,502.00</td><td>705.64</td></tr> <tr><td>平成16年度</td><td>153,375</td><td>55,724</td><td>37,612.72</td><td>671.87</td></tr> <tr><td>平成17年度</td><td>153,905</td><td>56,814</td><td>38,580.76</td><td>686.79</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>154,630</td><td>57,897</td><td>38,063.32</td><td>674.40</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>156,083</td><td>59,320</td><td>37,524.70</td><td>656.87</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">野田市のごみ排出量</p> <p>平成7年度の指定ごみ袋導入後排出量が急激に減少している。</p>					年度	人口	世帯数	ごみの排出量(t)	1人1日当たり排出量(g)	←指定ごみ袋導入	平成6年度	118,771	37,960	44,798.45	1,033.38	平成7年度	119,803	38,942	30,869.20	704.01	平成8年度	120,379	39,659	31,743.59	722.46	平成9年度	120,744	40,225	32,308.63	733.09	平成10年度	120,930	41,004	33,603.27	761.3	平成11年度	121,262	41,664	33,488.79	754.56	平成12年度	121,591	42,367	31,404.60	707.62	平成13年度	121,876	43,194	31,700.04	712.6	平成14年度	121,698	43,781	32,560.26	733.1	平成15年度	152,952	54,779	39,502.00	705.64	平成16年度	153,375	55,724	37,612.72	671.87	平成17年度	153,905	56,814	38,580.76	686.79	平成18年度	154,630	57,897	38,063.32	674.40	平成19年度	156,083	59,320	37,524.70	656.87
年度	人口	世帯数	ごみの排出量(t)	1人1日当たり排出量(g)	←指定ごみ袋導入																																																																												
平成6年度	118,771	37,960	44,798.45	1,033.38																																																																													
平成7年度	119,803	38,942	30,869.20	704.01																																																																													
平成8年度	120,379	39,659	31,743.59	722.46																																																																													
平成9年度	120,744	40,225	32,308.63	733.09																																																																													
平成10年度	120,930	41,004	33,603.27	761.3																																																																													
平成11年度	121,262	41,664	33,488.79	754.56																																																																													
平成12年度	121,591	42,367	31,404.60	707.62																																																																													
平成13年度	121,876	43,194	31,700.04	712.6																																																																													
平成14年度	121,698	43,781	32,560.26	733.1																																																																													
平成15年度	152,952	54,779	39,502.00	705.64																																																																													
平成16年度	153,375	55,724	37,612.72	671.87																																																																													
平成17年度	153,905	56,814	38,580.76	686.79																																																																													
平成18年度	154,630	57,897	38,063.32	674.40																																																																													
平成19年度	156,083	59,320	37,524.70	656.87																																																																													
備考																																																																																	

出典・参考文献：

<http://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/16-10.html#1>

80. (廃棄物) 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度 (長崎県)

長崎県 (廃棄物) 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度	
所管	長崎県環境部 廃棄物対策課
策定時期	受付開始：2007(平成19)年7月2日
施策種別	条例：廃棄物処理法施行規則
目的・意義	この評価制度は、排出事業者が自らの判断により優良な産業廃棄物処理業者を選択することができるよう、一定の基準を満たした処理業者を明らかにするとともに、優良化を目指す処理業者の取組みに具体的な目標を与えることなどを目的とする。
対象	産業廃棄物処理業 (特別管理産業廃棄物処理業を含む)
取組内容	産業廃棄物処理業の許可制度を活用して、都道府県知事・政令市長が、廃棄物処理法施行規則に規定する評価基準 (遵法性、情報公開性、環境保全への取組) に適合する産業廃棄物処理業者については、許可申請の際に提出する申請書類の一部を省略させることができるとともに、許可申請の時点で評価基準への適合を確認した旨を許可証に記載することにより他の都道府県等における審査の際や排出事業者等の第三者にその旨を提示できるようにする制度。
適用実績	評価基準適合性の確認を受けた処理業者 (一つの処理業者が産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業共に適合確認を受けている場合は別々にカウントする) 2009(平成21)年1月14日時点 10業者
備考	長崎県内では、長崎県、佐世保市及び長崎市において、2007(平成19)年7月2日より、産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度を実施。

出典・参考文献：

<http://www.pref.nagasaki.jp/kankyo/waste/sangyo/download.html#2>

81. (廃棄物) 県内事業者とレジ袋の削減協定 (石川県)

石川県 (廃棄物) 県内事業者とレジ袋の削減協定																					
所管	石川県環境部環境政策課地球温暖化対策室																				
策定時期	2009 (平成 21) 年 3 月 27 日																				
施策種別	協定																				
目的・意義	石川県では、2007(平成 19)年 6 月に全国に先駆けてレジ袋削減協定を締結し、レジ袋の削減を推進してきたが、既に削減目標を達成する事業者が存在するなど、その取組が着実に進んでいる状況にある。そこで、県では、レジ袋を提供する事業者全体が、その業種の特殊性に応じて、削減に取り組める枠組みを確立するため、「レジ袋削減方策検討会議」を設置し、関係機関との協議を進め、県が提案したレジ袋削減方針に賛同する事業者等と協定を締結する運びとなった。レジ袋の削減は、ゴミの排出抑制効果や環境配慮型へのライフスタイルを変革する契機となるもので、地球温暖化防止に貢献できる。																				
対象	協定参加事業者等、(社) いしかわ環境パートナーシップ県民会議 (市民団体を代表して協定締結)、石川県																				
取組内容	<p>三者協定を締結し、それぞれの取組を規定。</p> <p>(1) 協定参加事業者等；</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>削減目標</th> <th>取組手法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品スーパー ドラッグストア クリーニング店</td> <td>マイバッグ等持参率 80%以上</td> <td>(必須)レジ袋無料配布中止 ※レジ袋無料配布中止は6月1日スタート (任意)ポスターの掲示・店内放送等の啓発 マイバッグ等の提供 など</td> </tr> <tr> <td>百貨店</td> <td>レジ袋削減率(H18比) 30%以上</td> <td>《レジ袋無料配布中止以外》 3つ以上の取組手法を明記 ・レジ袋辞退者へのポイント付与</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンビニエンスストア</td> <td>①マイバッグ等持参率 30%以上</td> <td>・マイバッグ等の提供又は貸出</td> </tr> <tr> <td>②レジ袋削減率(H18比) 20%以上</td> <td>・ポスターの掲示等による啓発 など</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③1店舗当たりの使用 総重量削減率(H12 比)35%以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県書店商業組合</td> <td>マイバッグ等持参率 30%以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (社) いしかわ環境パートナーシップ県民会議 (市民団体を代表して協定締結) 県、市町及び市民団体と連携して、マイバッグ等の持参・レジ袋削減を推進</p> <p>(3) 石川県</p> <p>① (社) いしかわ環境パートナーシップ県民会議、市町及び市民団体と連携してマイバッグ等の持参・レジ袋削減を推進</p> <p>② ホームページや環境フェアで協定締結事業者をPR</p> <p>③ 協定締結店舗であることを消費者に周知してもらうためのステッカーを交付</p>	業種	削減目標	取組手法	食品スーパー ドラッグストア クリーニング店	マイバッグ等持参率 80%以上	(必須)レジ袋無料配布中止 ※レジ袋無料配布中止は6月1日スタート (任意)ポスターの掲示・店内放送等の啓発 マイバッグ等の提供 など	百貨店	レジ袋削減率(H18比) 30%以上	《レジ袋無料配布中止以外》 3つ以上の取組手法を明記 ・レジ袋辞退者へのポイント付与	コンビニエンスストア	①マイバッグ等持参率 30%以上	・マイバッグ等の提供又は貸出	②レジ袋削減率(H18比) 20%以上	・ポスターの掲示等による啓発 など		③1店舗当たりの使用 総重量削減率(H12 比)35%以上		県書店商業組合	マイバッグ等持参率 30%以上	
業種	削減目標	取組手法																			
食品スーパー ドラッグストア クリーニング店	マイバッグ等持参率 80%以上	(必須)レジ袋無料配布中止 ※レジ袋無料配布中止は6月1日スタート (任意)ポスターの掲示・店内放送等の啓発 マイバッグ等の提供 など																			
百貨店	レジ袋削減率(H18比) 30%以上	《レジ袋無料配布中止以外》 3つ以上の取組手法を明記 ・レジ袋辞退者へのポイント付与																			
コンビニエンスストア	①マイバッグ等持参率 30%以上	・マイバッグ等の提供又は貸出																			
	②レジ袋削減率(H18比) 20%以上	・ポスターの掲示等による啓発 など																			
	③1店舗当たりの使用 総重量削減率(H12 比)35%以上																				
県書店商業組合	マイバッグ等持参率 30%以上																				
適用実績	協定締結式参加分 39 社・組合 (756 店舗) 既協定締結事業者の(株) ローソンを含め 40 社・組合 (832 店舗)																				
備考																					

出典・参考文献：

<http://www.epcc.pref.osaka.jp/ondanka/jourei/index.html>

82. (廃棄物) 資源集団回収活動の促進 (神戸市)

神戸市 (廃棄物) 資源集団回収活動の促進													
所管	神戸市環境局資源循環部減量リサイクル推進課												
策定時期	1990(平成2)年												
施策種別	助成												
目的・意義	ごみの減量・資源化推進												
対象	地域住民団体												
取組内容	<p>資源集団回収活動とは、自治会、婦人会、PTA、老人会、子ども会その他地域団体が中心となって古紙などの資源を集め、これを回収業者に引き取ってもらいリサイクルを進めていく活動。古紙などの集団回収・リサイクル活動を、実施主体に助成。 回収活動を行っている団体がいない地域などについては、回収業者が定期的に回収を行う。</p> <p>【助成金受取までの流れ】 助成金を受け取るためには、初めに登録申請書を提出する必要がある。</p> <p>表. 回収方式による助成金の違い</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回収方式</th> <th>回収品目</th> <th>助成金 (回収量 1kg あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拠点回収方式</td> <td>古紙 3 品 新聞、雑紙、段ボール</td> <td>2 円</td> </tr> <tr> <td>拠点回収方式</td> <td>その他 牛乳パック、古着・古布など</td> <td>3 円</td> </tr> <tr> <td>各戸回収方式</td> <td>古紙 3 品 新聞、雑紙、段ボール</td> <td>1 円</td> </tr> </tbody> </table>	回収方式	回収品目	助成金 (回収量 1kg あたり)	拠点回収方式	古紙 3 品 新聞、雑紙、段ボール	2 円	拠点回収方式	その他 牛乳パック、古着・古布など	3 円	各戸回収方式	古紙 3 品 新聞、雑紙、段ボール	1 円
回収方式	回収品目	助成金 (回収量 1kg あたり)											
拠点回収方式	古紙 3 品 新聞、雑紙、段ボール	2 円											
拠点回収方式	その他 牛乳パック、古着・古布など	3 円											
各戸回収方式	古紙 3 品 新聞、雑紙、段ボール	1 円											
適用実績	活動団体 2090 (2007(平成19)年 10月9日時点) 活動団体 2200 (2008(平成20)年 10月24日時点) リサイクル量 6万3千トン (2007(平成19)年度)												
備考	2001(平成13)年度から表彰制度を開始、回収量の伸びが高かった団体を表彰。												

出典・参考文献：

http://www.city.kobe.lg.jp/life/recycle/waketon/shirumanabu/katudoujouhou/index_menu.html

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/oshirase/backno/2008/img/20081024ev02.pdf>

83. (廃棄物) 家庭ごみ収集制度の見直し (北九州市)

北九州市 (廃棄物) 家庭ごみ収集制度の見直し	
所管	北九州市環境局環境首都政策課
策定時期	2006(平成 18)年 7 月
施策種別	手数料改定
目的・意義	家庭ごみの処理手数料、プラスチック製容器包装の分別及び資源化物の指定袋制度の導入を検討することで、ごみを出す量に応じた負担の公平化、住民の意識改革及びごみの発生抑制を図る。
対象	市民、市職員
取組内容	<p>(1) 家庭ごみ処理手数料の見直し (2) プラスチック製容器包装の分別 (3) 資源化物の指定袋制度の導入による減量化。</p> <p>ごみ出しマナーアップ運動の展開 (1) 参加人数等 参加人数約 13,200 人 (市民分別協力員約 11,700 人、市職員 1,550 人) 延べ 10 万人 (2) 期間 2006(平成 18)年 7 月 3 日～14 日 6:30～8:30 (3) 成果 13,000 人を超える市民と市職員の共同によるごみの出し方の早朝指導を 10 日間行った。早朝指導に従事した市民は、新しい収集制度をよく理解し、住民への熱心な指導を行ったことから初日より高い協力率になった。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">制度見直し前 (平成 18 年 6 月 26 日) 制度見直し後 (平成 18 年 7 月 3 日)</p>
対策・施策目標、指標	市民 1 人 1 日あたりごみ処理量 20%削減 (2003(平成 15)年度 705 グラム) 市全体のリサイクル率を 25%以上に (2003(平成 15)年度 リサイクル率 15%)
適用実績	2006(平成 18)年 7 月から 2007(平成 19)年 6 月までの 1 年間の家庭ごみ排出量は 190,046 トンであり、基準年である 2003(平成 15)年度の 253,216 トンと比べ、約 63,170 トン減 (24.9%減) となった。 また、2007(平成 19)年度のリサイクル率は、30%となった。
備考	

出典・参考文献：

http://www.city.kitakyushu.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=7333

84. (廃棄物) 徹底した分別収集による減量化 (志布志市)

志布志市 (廃棄物) 徹底した分別収集による減量化	
所管	市民環境課 環境政策室 環境政策係
策定時期	1990(平成2)年：19品目分別回収開始 2004(平成16)年：生ごみ分別収集開始
施策種別	普及啓発
目的・意義	市内にごみ焼却施設がなく、ごみはすべて埋め立てており、埋立量を減らすことをも区的としている。
対象	資源ごみ、生ごみ、粗大ごみ、一般ごみ
取組内容	「面倒くさいのススメ」：住民の協力により分別収集を徹底 「サンサンひまわりプラン」：生ごみからひまわり油をつくり出すプロジェクト 【分別回収】 ①資源ごみ月1回又は2回各ごみステーション (492箇所) 回収及び中間処理は委託 ②生ごみ週3回各ごみステーション (594箇所) 「第1に自分で処理を、できない人は分別出し」 回収及び堆肥化処理は委託 ③一般ごみ週1回各ごみステーション (626箇所) 回収は委託直接埋立 ④粗大ごみ戸別回収 回収は委託再利用・リサイクルの促進
適用実績	28品目にわたる分別収集の徹底によりごみの減量化に取り組み、埋立処分量の8割削減を達成。
備考	2002(平成14)年：上勝町34種類分別開始

出典・参考文献：

環境循環型社会白書

<http://www.env.go.jp/council/04recycle/y040-36/mat08.pdf>

85. (廃棄物) リユースカップ事業 (名古屋市)

名古屋市 (廃棄物) リユースカップ事業				
所管	環境局ごみ減量部減量推進室			
策定時期	2004(平成16)年度			
施策種別	機器貸出			
目的・意義	イベントや興行などで、市民や事業者が使い捨ての紙カップなどの使用をやめ、リユースカップなどを使用することで、ごみの削減、環境負荷の低減を図る。			
対象	イベントを主催する市民、事業者			
取組内容	発生抑制の促進と CO ₂ 排出量削減を図るため、市内イベントへの食器洗浄器とリユース食器を搭載した食器洗浄車の貸し出し 貸出し料は1,000円/日(搭載食器・洗剤・燃料代を含む。)			
適用実績	区分	17年度	18年度	19年度
	食器洗浄車等の貸出実績	19回	33回	32回
	リユースカップ貸出個数	10,985個	16,510個	23,393個
備考				

出典・参考文献：

環境省「地方公共団体が取組んでいる循環型社会形成に向けた施策紹介」

http://www.city.nagoya.jp/_res/usr/c/058/727/2-4.pdf P.52

86. (廃棄物) 堆肥化～農業生産～地産地消 (茂木町)

栃木県茂木町 (廃棄物) 堆肥化～農業生産～地産地消	
所管	茂木町環境課土づくり推進室
策定時期	2003(平成15)年4月1日
施策種別	リサイクル
目的・意義	人と自然にやさしい農業をめざし、不用とされていた廃棄物や未利用資源(生ごみ、家畜排泄物、落ち葉、もみ殻、おがこ)を町ぐるみで収集、良質な堆肥を製造販売。地域資源を循環しながら、「環境保全型農業の推進」「ごみのリサイクル」「森林保全の推進」「農産物の地産地消の推進」を総合的に推進。
対象	町民
取組内容	<p>生ごみ、森林の落ち葉や間伐材、家畜排せつ物などから堆肥を生産し農業利用、その農産物を地産地消するといった一連のサイクル推進</p> <p>生ごみの分別収集を実施し、森林の落ち葉や間伐材、家畜排せつ物などとあわせて、有機物リサイクルセンター「美土里館」において、堆肥生産への活用を図っている。</p> <p>堆肥化することで、焼却費用の削減・有害物質の抑制を図るのみならず、たい肥を使った土づくりからはじまる農業本来の姿を復活させ、化学肥料や農薬の使用を抑えた「環境保全型農業」を推進し、安全でおいしい農産物の生産に取り組んでいる。</p>
適用実績	<p>生産された農産物を地域で消費する「地産地消体制」を確立し、あわせて、生産した農産物を学校給食に供給するシステムを構築し、子供たちの健康な心・体づくりに取り組んでいる。</p>  <p>資料：中央環境審議会資料</p>
備考	

出典・参考文献：

「環境・循環型社会白書(平成20年版)」環境省

<http://www.env.go.jp/council/04recycle/y040-36/mat09-1.pdf>

87. (廃棄物) 広域的な金属リサイクル拠点 (秋田県)

秋田県北部 (廃棄物) 広域的な金属リサイクル拠点	
所管	秋田県庁
策定期期	1999(平成 11)年度 (2004(平成 16)年度変更計画承認)
施策種別	広域連携
目的・意義	「豊かな自然と共生する環境調和型社会の形成」を図るため、廃棄物の発生抑制・減量化と再資源化、鉱業関連基盤を活用した新しい産業の創出、地域産業の連携による新しい資源循環型産業の創出及び新エネルギー産業の導入を推進する。
対象	大館市、鹿角市、小坂町、鷹巣町、比内町等の北鹿地域及び秋田市周辺
取組内容	<p>「産業から出るすべての廃棄物を他の分野の原料として活用し、廃棄物をゼロにする」というゼロエミッション構想を基本に、地域の振興を図りながら環境と調和したまちづくりを進めていくためのエコタウン制度の承認を受け、レアメタルを含め、広域的な金属リサイクルの拠点となっている。</p> <p>【ハード事業】 家電リサイクル事業、リサイクル製錬拠点形成事業、廃プラスチック利用新建材製造事業、石炭灰・廃プラスチック活用二次製品製造事業、大規模風力発電事業、コンポストセンター整備事業、リサイクルプラザ整備事業</p> <p>【ソフト事業】 家電リサイクル事業化推進事業、資源循環型社会構築コンセンサス形成事業、廃プラスチック廃木材利用建材化事業事業化可能性調査、秋田県北部エコタウン計画拡充調査</p>
適用実績	<p>【ハード事業】 家電リサイクル事業 鉱業関連基盤を活用したリサイクル事業で、施設については家電リサイクル法の本格施行にあわせて本格稼働しており、断熱材フロンの完全破壊等、先進的な取り組みを行っている。2001(平成 13)年度から稼働。 リサイクル製錬拠点形成事業 県北部地域を多種多様な非鉄金属のリサイクル拠点として確立するため、リサイクル関連基盤の強化を進めている。自動車シュレッダーダストや特に処理困難物である A S R などから有用金属を回収する金属蒸気回収炉を整備し、2002(平成 14)年度から稼働。 廃プラスチック利用新建材製造事業 施設園芸農業の農業用フィルムや家電リサイクル工場から出る廃プラスチックなどと製材業の廃木材などの複合による高機能性新木材を製造。2004(平成 16)年度から本格稼働。 石炭灰・廃プラスチック活用二次製品製造事業 能代火力発電所の石炭灰と家電リサイクル工場から出る廃プラスチック、容器包装リサイクル法のその他廃プラスチックを破碎混練し新素材二次製品を製造。平成 1 8 年から本格稼働。 大規模風力発電事業 能代市に出力 14,400kW (600kW×24 基) の風力発電施設が建設され、2001(平成 13)年より稼働。 コンポストセンター整備事業 大館市内の事業系一般ごみや養鶏業から出る鶏糞を原料に、環境浄化剤でもある二ツ井町・藤里町産天然ゼオライトを活用してコンポストを製造し、地域農業へ還元する事業を 2001(平成 13)年度から稼働。 リサイクルプラザ整備事業 秋田県北部の広域市町村圏組合がそれぞれ連携し、びん、缶、ペットボトル等の分別回収を行う拠点となる施設の整備を計画。 鷹巣阿仁広域 1999(平成 11)年度 完成</p> <p>【ソフト事業の概要】</p>

	<p>家電リサイクル事業化推進事業</p> <p>2001(平成13)年度リサイクル工程にかかる問題解決のための家電リサイクル実証試験、収集システム確立についての調査研究を行い、「北東北三県家電リサイクル促進会議」で検討を重ね、北東北における「民間事業者を活用した広域的戸別収集方式」を確立。</p> <p>資源循環型社会構築コンセンサス形成事業</p> <p>資源循環型社会の構築に向け、秋田県北部地域でエコタウン関連のシンポジウムを開催。</p> <p>廃プラスチック廃木材利用建材化事業事業化可能性調査</p> <p>2000(平成12)年度、秋田県北部地域の主要産業である林業、木材・木製品製造業から排出される廃木材と、農業、家電リサイクル事業などから排出される廃プラスチックを原料とした新しい建材等を製造する廃プラスチック廃木材利用建材化事業の事業化可能性調査を実施。</p> <p>秋田県北部エコタウン計画拡充調査</p> <p>1999(平成11)年度に承認を受けた秋田県北部エコタウン計画のハード事業は順調に推移し、2002(平成14)年度の廃プラ廃木材利用建材化事業で完了。このため、これまでの県北部エコタウン計画の実績を検証しながら、資源循環社会のあり方や新事業創出等にかかる事業化可能性調査を実施。</p>
備考	エコタウン計画は、2006(平成18)年1月時点で26地域が承認されている。

出典・参考文献：

「環境・循環型社会白書（平成20年版）」環境省

<http://www.pref.akita.lg.jp/icity/browser?ActionCode=content&ContentID=1130914499897&SiteID=0>

参考 地方公共団体の条例に基づく地球温暖化対策に係る主な義務的措置一覧(平成21年4月現在)

部門	施策分類 (義務的事項のみ)	団体名	条例名	該当条 制定年	施策対象	施策内容	担保措置	罰則	備考
全 体	数値目標 ※条例に直接盛り込まれている目標のみ。計画に目標が定められているものは多数。	京都府	京都府地球温暖化対策条例	05年		府内の温室効果ガス削減量を2010年度に90年度比10%削減			
		千代田区	千代田区地球温暖化対策条例	07年		<短期目標> 京都議定書目標達成計画に定められた業務部門・家庭部門の水準の達成 <中期目標> 2020年までに、区内のCO2排出量を90年比25%削減			
産 業・業 務	総量規制(削減量義務化と削減量取引の導入)	東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	08年	大規模事業所	特定地球温暖化対策事業者は、各削減義務期間ごとに、当該特定地球温暖化対策事業所における算定排出削減量を、当該削減義務期間終了後の日までに削減義務量以上としなければならない。	勧告・命令 (知事による削減義務の代行及び求償)	50万円以下の罰金	
	温暖化対策計画書	岩手県	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	04年	大規模事業所	原油換算エネルギー使用量が、年間1,500キロリットル以上の事業所又は40台以上の自動車を使用している事業者は、地球温暖化対策計画を作成し、知事に提出。	勧告	×	同様の条例:京都府、大阪府、徳島県、香川県
	温暖化対策計画書	栃木県	栃木県生活環境の保全等に関する条例	04年	大規模事業所	原油換算エネルギー使用量が、年間1,500キロリットル以上、年度の電気使用量が600万キロワット時以上の工場又は事業所は、地球温暖化対策計画を作成し、知事に提出。	勧告	×	
	温暖化対策計画書	埼玉県	埼玉県地球温暖化対策推進条例	09年	大規模事業所	原油換算エネルギー使用量が1,500キロリットル以上の事業所は、地球温暖化対策計画を作成し、知事に提出。	勧告・公表	×	同様の条例:山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、長崎県

部門	施策分類 (義務的事項のみ)	団体名	条例名	該当条 制定年	施策対象	施策内容	担保措置	罰則	備考
産業・業務	温暖化対策計画書	広島県	広島県生活環境の保全等に関する条例	03年	大規模事業所	原油換算エネルギー使用量が3,000キロリットル以上の事業所は、地球温暖化対策計画を作成し、知事に提出。	勧告	×	
	緑化	茨城県	茨城県地球環境保全行動条例	95年	大規模事業所等	事業者は、その事業場について、自ら計画を定めて、緑化に努めなければならない。		×	
	緑化	京都府	京都府地球温暖化対策条例	05年	建築物の新築・改築をしようとする者	市街化区域のうち、知事が市町村長と協議して定める地域において、1,000平方メートル以上の建築物の新築又は改築をしようとする者は、当該建築物及びその敷地について緑化基準に従い、緑化しなければならない。	勧告・公表	×	
	緑化	兵庫県	環境の保全と創造に関する条例	02年	工場等の所有者又は管理者	工場等の所有者又は管理者は、当該工場等の敷地について、敷地面積又は空地面積の一定以上の面積について樹木の植栽を行わなければならない。		×	
業務	建築物対策計画書	埼玉県	埼玉県地球温暖化対策推進条例	09年	大規模新築・増改築をしようとする者	新築・増改築に係る床面積の合計が2,000平方メートル以上となる新築等をしようとする者は、特定建築物環境配慮計画を作成し、知事に提出。また、埼玉県では再生可能エネルギーを利用するための設備の導入について検討し、その結果を計画書に添付しなければならない。	勧告・公表	×	同様の条例：長野県、静岡県、京都府、東京都、大阪府、徳島県
	排出抑制計画	長野県	長野県地球温暖化対策条例	06年	飲食物を提供する自動販売機の設置又は管理をする事業者	飲食物を提供する自動販売機の設置又は管理をする事業者で、当該事業者が県内において設置又は管理をするすべての当該自動販売機の原油換算エネルギー使用量を合算した量が1,500キロリットル以上であるものは「その事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する計画(排出抑制計画)を定めなければならない。		×	

部門	施策分類 (義務的事項のみ)	団体名	条例名	該当条 制定年	施策対象	施策内容	担保措置	罰則	備考
業務・家庭	マンション環境性能の説明	東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	08年	特定マンション建築主	特定マンション建築主が住居の用に供する部分の延べ面積が2,000平方メートル以上のマンションの販売を目的とした広告をしようとするとき、又はマンション販売受託者が販売を目的とした広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中にマンション環境性能表示を表示し、又はマンション受託者をして表示させ知事に届出。	勧告・公表	×	同様の条例：神奈川県
	省エネ機器性能表示	東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	08年	特定家庭用機器販売事業者	特定家庭用機器販売事業者は特定電気機器について、省エネルギー性能等を記載した書面を作成し、当該特定電気機器の見やすい位置に掲出しなければならない。	勧告・公表	×	同様の条例：埼玉県、山梨県、長野県、静岡県、京都府、鳥取県
運輸	輸送事業者の計画書	岩手県	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	01年	輸送事業者	40台以上の自動車を使用している事業者は、地球温暖化対策計画を作成し、知事に提出。	勧告・届出	×	同様の条例：埼玉県(30台以上)
	自動車通勤対策計画書	静岡県	静岡県地球温暖化防止条例	07年	大規模事業所	4月1日において常時使用される従業員の数が、1,000人以上の事業所で、当該従業員の数の10分の6以上の従業員が自家用自動車のみで通勤している事業所を設置する事業者は自動車通勤環境配慮計画書を作成し、知事に提出。	勧告・公表	×	
	自動車通勤対策計画書	埼玉県	埼玉県地球温暖化対策推進条例	09年	大規模事業所	4月1日において常時使用される従業員の数が、300人以上の事業所で、当該従業員の数の10分の5以上の従業員が自家用自動車のみで通勤している事業所を設置する事業者は自動車地球温暖化対策実施方針を作成し、知事に提出。	勧告・公表	×	

部門	施策分類 (義務的事項のみ)	団体名	条例名	該当条 制定年	施策対象	施策内容	担保措置	罰則	備考
運輸	大規模集客施設対策計画書	埼玉県	埼玉県地球温暖化対策推進条例	09年	大規模集客施設	該当の用途面積1万㎡以上の劇場、映画館、店舗、展示場等の集客施設の所有者又は運営者は、利用者の来場に係る自家用車の使用に関し、自動車地球温暖化対策実施方針を作成し、知事に提出。	勧告・公表	×	
	自動車販売時の説明	埼玉県	埼玉県地球温暖化対策推進条例	09年	自動車販売事業者	新車の販売を行う事業者は、新車を購入しようとする者に対し、当該新車に係る温室効果ガスの排出等の温暖化防止性能情報を、当該事項を記載した書面の交付その他適切な方法により説明。		×	同様の条例：長野県、愛知県、三重県、徳島県
	自動車販売時の説明	東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	00年	自動車販売事業者	自動車販売者は、特定自動車の運行に係る義務、低公害車の使用に係る義務及び販売する新車の自動車排出ガスの量、騒音の大きさなどを記載した書面等を販売事務所に備え置くとともに、新車を購入する者に対し、その書面を交付し、当該新車の環境情報について説明。	勧告・公表	×	同様の条例：北海道
	自動車販売時の説明	京都府	京都府地球温暖化対策条例	05年	自動車の販売を業とするもの	自動車の販売を業とするものは、その販売する新車に係る自動車環境情報について説明しなければならない。また、前年度において100台以上の新車を販売した自動車販売事業者は、販売員が新車に係る自動車環境情報について適切に説明することを推進する者を選任し、その氏名その他必要な事項を知事に届出。	勧告・公表	×	
	アイドリングストップ規制	北海道	北海道地球温暖化防止対策条例	09年	駐車場設置者	駐車場の設置又は管理をする者は、利用者に対し、アイドリング・ストップを行うよう、その旨を表示した看板の設置等により周知。		×	同様の条例：京都府(勧告・公表あり)、広島県、鳥取県

部門	施策分類 (義務的事項のみ)	団体名	条例名	該当条 制定年	施策対象	施策内容	担保措置	罰則	備考
運輸	アイドリングストップ規制	東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	00年	駐車場設置者	20台以上の収納能力のある駐車場を有する設置者又は管理者は、当該駐車場を利用する者に対し、アイドリング・ストップを行うよう、必要な事項を表示したものを掲出等の方法により周知。	勧告・公表	×	
	アイドリングストップ規制	愛知県	県民の生活環境の保全等に関する条例	03年	駐車場設置者	自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上ある駐車場を設置し、又は管理している者は、看板、放送、書面等により、当該駐車場を利用する者に対し、当該駐車場内において自動車を駐車し、又は停車するときは、自動車の原動機を停止すべきことを周知。		×	同様の条例：岩手県、三重県、滋賀県
	アイドリングストップ規制	和歌山県	和歌山県地球温暖化対策条例	07年	世界遺産の区域内の特定駐車場設置者	世界遺産区域内に500平方メートル以上の駐車場(以下「特定駐車場」という。)を設置する者又は管理する者は、当該特定駐車場を利用する者に対し、アイドリング・ストップを行うよう、看板の設置等で周知。	勧告・公表	×	
	アイドリングストップ規制	東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	00年	自動車等を運転する者	自動車等を運転する者は、自動車を駐車し、又は停車するときは、当該自動車等の原動機の停止を行わなければならない。	勧告・公表	×	同様の条例：岩手県、愛知県、京都府
	アイドリングストップ規制	三重県	三重県生活環境の保全に関する条例	01年	自動車等を運転する者	自動車を運転する者は、自動車の駐車をする場合には、当該自動車等の原動機を停止しなければならない。		×	同様の条例：滋賀県、兵庫県、鳥取県、広島県
まちづくり	開発事業者等の配慮計画	柏市	柏市地球温暖化対策条例	07年	開発事業者等	開発事業者等は、3,000平方メートル以上の開発行為、土地区画整理事業、市街地再開発事業及び店舗面積が4,000平方メートル以上の大規模小売店舗の新設を行う場合は、配慮計画を策定し、実施しなければならない。	勧告・公表	×	同様の条例：神奈川県
エネルギー 転換	再生可能エネルギー 計画書	長野県	長野県地球温暖化対策条例	06年	エネルギー供給事業者	一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者は当該エネルギーを供給するため利用する再生可能エネルギー計画を定め知事に提出。	勧告・公表	×	